

# < 資料3 >

## 平成25年度事務事業評価結果一覧

1 自治体運営

(1) 参加と協働

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
情報公開・個人情報保護	総務課法制係	市民	公文書の公開及び情報提供を推進することで、市民の市政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な透明性の高い市政を確立する。また、市の機関が保有する個人情報の開示及び訂正を請求する権利を明らかにし、個人の権利利益の侵害を防止し、公正で民主的な市政を推進する。	条例に基づく適正な情報公開及び個人情報の開示を行う。また、情報公開の推進及び個人情報の適正かつ円滑な運用を図るため、「芦別市情報公開・個人情報保護審査会」を開催する。
広報業務	企画課秘書係	市民	市政の基本方針をはじめ、業務・事業紹介、制度改正、市民活動団体の紹介等、市民生活に係る事項についてできる限り多くのことを多くの市民等へ周知を図り、市政参加への一助とする。	広報あしべつの発行～A4版、月平均18ページ、毎月1日付、年12回発行。取材、編集、印刷製本業務を委託。配布は、町内会へ各戸配布を依頼しているほか、ホームページへの掲載、公共施設、JR駅、郵便局、医療機関等にも設置。街頭放送の実施～年3回
市民参加と協働推進	企画課秘書係	市民	さまざまな機会を通じて広く市民の声を聴き、市民の意思をまちづくりに反映することを目的とする。	市長への手紙(随時)、市長への電子メール(随時)、特別職等の一日職務体験(年一回)、市民の意見箱(随時)
市民参加と協働推進	企画課まちづくり推進係	市民、市議会、市	芦別市まちづくり基本条例の柱のひとつである「市民参加と協働」を推進する。	まちづくりの基本となる計画等の策定、実施と評価の過程で、市民の意見が適切に反映されるよう取組を行う。審議会等の委員公募の実施 意見の公募(パブリックコメント)の実施 各種説明会等の開催

1 自治体運営

(1) 参加と協働

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
女性団体活動支援業務	生涯学習課生涯学習係	芦別市男女共同参画推進協議会、各種女性団体	男女共同参画社会の形成を図ることを目的とする。	各種女性団体に対する側面的支援や助言を行う。

1 自治体運営

(2) 行財政運営

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
職員研修	総務課職員係	芦別市に勤務する職員	社会経済情勢が大きく変化する中で、多様化する市民ニーズに的確に対応するため、公務員としての基本的な知識の習得、資格の取得はもとより、時代のニーズに即した知識と能力を備えた多様な人材を育成する。	職場内研修を各職場において日常行うほか、北海道市町村職員研修センター、日本経営協会、北海道社会福祉協議会、中空知広域圏等が主催する各種の研修会に派遣し、受講させることにより人材を育成する。事務事業に必要な資格について必要の都度取得させる。先進地の事例を学びながら、幅広い視野を備え自ら考え、学び成長するようスキルアップを図る。

① 情報共有・市民参加と協働の促進

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
30	A	請求者から写しの交付を求められた場合、実費(コピーA4版 1枚10円)を徴収しているが、事務処理量からみても徴収額が経費に見合っていない。	他市の状況を踏まえて、徴収額について見直しを検討する必要がある。	事務事業としては現状維持。また、情報公開請求、個人情報開示請求に備え、公文書の保存・管理を徹底する。	現状のまま継続	
18,067	B	行政からの一方的な情報発信に留まることのないよう、多くの市民に親しまれ、興味を持って情報収集出来るよう配慮した紙面を構築する必要がある。	広報紙の有する公共性や公平性を損なわないよう高齢化社会に対応した紙面をすることを基本として、毎月の編集会議で読みやすさや見やすさを重視したレイアウトの紙面構成を図るとともに、公式ホームページにおける市政情報の発信は、掲載内容の統一性、画面構成等を確認し、適正な情報発信を図る。	「読んでもらえる、見てもらえる、わかりやすい」広報紙づくりを目指し、高齢者に配慮したより市民の目をひく紙面構成への対応を図るなど「広報あしべつ」の内容充実にも努めるとともに、公式ホームページと連携した情報発信を行い、市民にとって必要な情報や興味のある話題等の提供を図る。また、情報提供型だけではなく、問題提起型の広報紙にするなど、さらに内容の充実にも努める。	見直して継続【改善】	
-	B	参加者数・意見者数の伸び悩みが課題である。	市民が参加しやすい環境づくりを図るため、周知方法、取組内容の検討を重ねる。	既存の手法、媒体のみならず、新たな取り組み内容を検討し、市民の意識や要望を迅速かつ的確に把握し、市制に反映するよう検討する。	現状のまま継続	
-	B	「市民参加と協働」が推進され、十分に目的を達成しているとは言い難い状況である。	まちづくり基本条例の見直し作業で寄せられた意見を踏まえ、「市民参加と協働」の取組に対する工夫・改善に努める。	市民検討委員会で出された意見を十分に踏まえ、市政運営に反映させていく。また、市民参加と協働に向け、市職員の意識の高揚を図るとともに、市民にも意識の啓発を図る必要がある。	見直して継続【改善】	

② 男女共同参画の推進

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
111	A	これまで補助金を交付してきた芦別市婦人団体連絡協議会が、会員の高齢化に伴い解散。他の女性団体についても、同様に活動の継続が年々難しくなっている。	引き続き、各女性団体への側面的支援や助言を実施する。	各女性団体への側面的支援や助言により、男女共同参画社会の推進に努める。	現状のまま継続	

① 行政運営の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
3,211	B	研修機会が特定の職員に偏る傾向もみられることから、すべての職員が研修機会を持てるように対応していく必要がある。また、職場外の研修施設による研修だけではなく、講師を招へいし、経験年数や職位に応じた研修の実施や職場内研修の積極的な実施を促進する必要がある。	研修機会が均等になるように選考に当たって留意するとともに、研修成果の職場への還元や業務への還元を進め、情報や知識の職員間での共有を図る。研修の方針の明確化を図り、それに基づき実務的な研修のほか、経験年数や職位に応じた内容の研修計画を策定し、あわせて、仕事を通じたOJTの実践や職場内研修の活性化について検討を進める。	研修施設を活用した職場外研修に職員を効果的に派遣するとともに、その成果報告会等を開催する。また、人材育成基本方針及び職員研修計画の早期策定を目指す。また、職員の年齢、勤務年数等、職制、職種などを十分勘案した中長期的研修計画を策定する必要がある。	見直して継続【改善】	

# < 資料3 >

## 平成25年度事務事業評価結果一覧

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
総合計画進行管理	企画課まちづくり推進係	各施策、各事務事業	本市の最上位計画である総合計画の目指すまちの将来像「人が輝き豊かな自然と共生する 安全・安心なまち あしべつ」を実現させる。	目標達成に向けた効率的かつ効果的な施策・事務事業を実施するため、事務事業評価による改善を図りながら、総合計画・実施計画の策定を行った。
行政評価推進	企画課まちづくり推進係	市が実施している事務事業 市職員	行政評価を円滑かつ着実に定着させ、効率的で効果的なまちづくりの実現に向け、本市にとってふさわしい行政評価システムの導入を推進する。導入にあたり、次の4つを目的に導入を進める。 ①成果重視の行政運営システムへの変革 ②限られた財源等の有効活用 ③市民への説明責任の質的向上 ④職員の意識改革	①事務事業評価システム概要の説明 ②行政評価推進チームの設置 ③事務事業評価の実施 ④行政評価システム構築に向けた調査研究(制度内容や評価シートの検討など)
人材育成・国際交流助成事業	企画課まちづくり推進係	まちづくり人材育成事業～本市に住所を有している15歳以上の者及び15歳以上の者で構成する団体 国際交流促進事業～本市に住所を有している中学生以上の者、本市内の学校に在籍する中学生以上の未成年者及びそれらの者で構成される団体	本市の振興発展を図り、地域特性を活かした独創的で個性的な魅力あるまちづくりを推進するため、市民資質の向上と人材の育成及び国際交流の促進を図る。	申請団体から提出された補助金交付申請書類を、芦別市まちづくり人材育成国際交流促進事業委員会において審査を行い、補助金交付の可否を決定する。
市民生活向上推進事務	市民課生活交通係	市民	市民生活相談業務の円滑化を図る。	相談者に有益な情報提供をすることにより、相談者の問題解決を支援する。
その他行政事務	総務課庶務係	市民	芦別自衛隊協力が会が安定した活動を行うことで、自衛隊と市の円滑な関係を築き、いつ起こるか分からない災害等に備えて自衛隊との連携強化を図る。	芦別自衛隊協力が会に負担金を交付する。
その他行政事務	市民課生活交通係	市民	北方領土問題に関する市民の関心と理解を深め、返還達成のための運動の促進を図る。	北方領土復帰期成同盟に加盟し、負担金を支出する。また、町内会等に依頼をし、署名活動を行っている。

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《改革・改善(Action)》			
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定
-	A	総合計画に掲げる各施策の目標を達成するための手段として、選択と集中の観点に基づき予算の効果的配分が必要となることから、予算編成指針となる施策展開の柱立てを構築する必要がある。	総合計画・実施計画に記載されている事務事業については、最少の経費で最大の効果が発揮できるよう、計画し、実施することが必要であることから、事務事業評価の結果を最大限反映する。また、総合計画の実現に向けた効率的な施策展開を行うため、重点的・優先的に推進すべき施策を特記した、「実施計画(重点施策編)」を策定し、予算編成の指針とするものとする。	行政評価を取り入れた事務事業の見直しと重点施策の設定による効果的な予算配分により、総合計画の実現に向けた着実な進行管理を図る。 また、総合計画の策定過程で市民から意見が出された、実施計画への市民意見の反映のあり方について、まちづくり基本条例の理念に基づき検討を進める。また、総合計画(基本構想、基本計画、実施計画)は、普段からの広報広聴活動や今後取り組む予定である行政評価の外部評価のあり方も踏まえながら、市民意見の反映について探っていく必要がある。	見直し 【改善】
-	A	行政評価制度に対する全庁的な普及啓発はもちろんのこと、全体的なスケジュール管理として、9月議会での上提に向けた取組みが必要である。また、それに伴い決算成果(第5表)にあわせた見直しの検討が必要である。	行政評価に係る説明会等の開催、早期提出に向けた啓発はもちろんのこと、入力システム、内容等の見直しを随時行い、評価をする原課の負担を軽減する。また、決算成果(第5表)の見直しについては、財政課との協議を進めていくこととする。	行政評価システムを定着させることで、職員の意識改革につなげるとともに、継続的に全庁的な取組として機能させるため、行政評価に関する知識を深めるための情報提供等を積極的に行うこととする。また、推進する施策に対する評価、外部評価等の検討を進めることとする。また、効率的な行政評価のあり方、また、外部評価の導入を検討する必要がある。	見直し 【改善】
-	B	近年、同事業への活用状況が減少傾向にある。	人材育成・国際交流のほか、地域振興に寄与する団体活動への助成ができるよう平成25年度に制度の見直しを図るとともに、PR方法についても検討する。	本市のまちづくりを担う人材のみならず、地域振興に寄与する団体の活動に対しても助成できるよう平成25年度に本事業の助成制度の見直しを検討するとともに、PR方法についても検討を図る。また、まちづくり人材育成国際交流促進事業委員会と意見交換をする等継続して検討を進める。	見直し 【改善】
298	A	市民相談業務は、法的知識を必要とする案件が多くなっており、職員での対応は厳しい。	市民相談業務において法的見解を求められる案件については、弁護士等の専門家による相談窓口を紹介している。	法的見解を求められる案件については、市が行っている無料弁護士相談を活用し、問題解決を図って行く。	現状のまま継続
50	C	協会の会員の高齢化と新規会員の加入促進が課題となっている。	現会員による会員拡大の募集活動を実施する。	滝川駐屯地及び自衛隊父兄会芦別支部との交流等を通じて、協会の安定した活動を維持する。	現状のまま継続
10	A	北方領土返還運動関係者の高齢化や運動の担い手不足が生じる。	北方領土返還運動後継者の育成など啓発活動の充実を図る。	関係団体と連携を密にし、今までどおり啓発活動に努める。	現状のまま継続

# < 資料3 >

## 平成25年度事務事業評価結果一覧

1 自治体運営

(2) 行財政運営

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
ふるさと納税寄附金事務	財政課財政係	ふるさと納税寄附希望者	市の公式ホームページや寄附金の代理収納システムを活用していただくことで、寄附希望者へのPRの促進と財源の確保を図る。	①ふるさと納税制度を活用して3万円以上の寄附をしていただいた市外在住者に対し、感謝特典を設ける。 ②Yahoo! JAPANの「Yahoo! 公金支払い」のページから、クレジットカードでの支払いができる体制を整え、寄附者の利便性向上を図る。
市税等賦課業務	税務課市税係	各種市税納税義務者	各種市税の賦課事務を適正に行うことを目的とする。	正確な課税資料の収集に努めるとともに、税制改正等にも的確に対応できる各種システムを活用して賦課事務を行う。
市税等徴収業務	税務課納税係	個人、法人等の納税義務者	市税等における市民負担の公平性を保つとともに市財源を確保する。	口座振替の推進及び滞納者に対する各種催告と差押え等の滞納処分

1 自治体運営

(2) 行財政運営

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
広域行政事務	企画課まちづくり推進係	中空知5市5町(中空知広域市町村圏組合)等近隣市町	少子高齢が進展する本市において、行政機能を向上させ、市民の生活機能を確保するため、国、北海道及び近隣市町と医療、教育、環境などの分野において、お互いの特性を生かした連携強化を進めることによって、効率的かつ効果的なまちづくりを進めることを目的とする。	医療、介護、交通など市民に身近な問題を中心に、単一自治体では不足する機能や共通する行政サービスを補完するための広域連携による取組の検討を進め、近隣市町との連携を強化するとともに地域的な結びつきを生かした広域的な地域振興を図る。

2 生活・環境

(1) 都市基盤

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
都市計画管理業務	都市建設課土木係	市民	本市のあるべき姿を考え、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確定し、整備方針等を総合的に定めることを目的とする。	都市計画の見直しは、芦別市都市計画審議会の諮問・答申を受け実施する。



② 財政運営の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
50	A	新規の寄附者を募集していくことも大事だが、単年度にとどまらず、継続する寄附者を確保していくための方法について検討を要する。	長期にわたっての継続した寄附者を募集するため、今後は若年層を対象とした取組が必要となる。	従来のホームページによるPRのほか、平成25年度にはヤフー株式会社からの公金収納代行サービスを導入して寄附者の利便性の向上を図り、さらなる寄附者の増加を目指す。	現状のまま継続	
4,497	A	毎年の税制改正により、新制度の導入や算定方法の複雑化など大幅な変更が求められ、市民への周知・対応が難しくなっている。	税制改正等に的確に対応できるよう各種システムの活用を継続していくとともに、市民の立場に立ったわかりやすい通知や周知の方法に改善していく必要がある。	現状、各種システムを活用した賦課作業が効果を発揮しているため、今後も維持して事務の効率化につなげていきたい。今後、電子申告受付サービスを導入し、新しい税制制度に対応するために事務量が増えているなか、更なる事務の効率化や職員体制の見直しも視野に入れた経費の削減方法について研究し効率性の向上を図っていく。	現状のまま継続	
5,153	A	近年は、景気の低迷により、個人・法人の破産・倒産が発生しており、それに伴い滞納市税は増加している。一方では、破産者の財産処分が進まない状況である。	現年度分滞納繰越額を増やさないと必須であり、早期着手による徴収率の向上を目指し、迅速的確な滞納処分を実施する。また、分割納付の申し出に対しては、実行可能な計画と担当者による進行管理を徹底し、確実に徴収を行う必要がある。	公正かつ公平な市民負担の確保と市の債権管理の適正化を図る必要があることから、担当職員の債権管理に対する意識改革と資質の向上を目指すことを優先課題とする。このため、弁護士を講師に招いての研修会を実施し、担当職員の債権回収能力を高めることにより徴収率の向上に努める。また、「(仮称)債権回収強化月間」を設定し、滞納債権をなくするための市民への啓発を実施する。	見直しで継続【改善】	

③ 広域連携の推進

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
1,732	A	今後、地域主権制度の広がりが見込まれる中、基礎自治体(とりわけ小規模自治体)のあり方が大きく問われることから、広域連携はますます重要になってくるため、どのような広域の枠組み、事務が有効かが課題である。	中空知広域市町村圏組合において広域連携をすることで、本市の行政運営において効率化が図られる特定の課題(例:消防、防災、医療、観光等)について、具体的に検討できるよう、組合における検討組織体制づくりが必要である。	地域主権一括法、権限委譲、定住自立圏構想等国又は北海道の諸制度の動向を勘案しながら、市民の利便性が向上するような事務の委託(共同)化、一部組合等広域行政を推進する。	現状のまま継続	

① 都市計画・都市開発の推進

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
102	A	都市計画区域内の整備は一定程度終了しているが、未着手の区画整備地区や都市計画道路について、土地所有者に建築等の制限が課されている状況であり、将来を見据えた計画策定を行わなければならない。	現状及び将来計画に見合った用途地域の見直しが必要である。	人口減少が進む中、未着手の区画整備地区や都市計画道路の事業廃止も視野に入れた見直しを引き続き進めていく。	見直しで継続【改善】	

# < 資料3 >

## 平成25年度事務事業評価結果一覧

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
土木管理事務	都市建設課土木係	国、道、関係機関	道路総務事務を円滑にするため、快適・安全な道路環境の創出を目的とする。	一般国道452号の早期開通を始めとする国道・道道の整備について要請を行う。また、道路台帳の整備や駐車公園の清掃など道路施設の管理に必要な事務や業務を行う。
道路維持管理業務	都市建設課土木係	市民	快適、安全な道路環境の創出により、歩行者や車両等の円滑な運行と安全を確保することを目的とする。	定期的な道路パトロールを実施し、経年劣化による損傷や凍上による凹凸の補修を計画的に進めるほか、高齢者や障がい者に配慮した歩車道の整備を行う。
橋りょう維持管理業務	都市建設課土木係	市民	快適、安全な橋りょう環境の創出により、歩行者や車両等の円滑な運行と安全を確保することを目的とする。	橋りょうの定期的な点検やパトロールにより、安全確保や適正な維持管理に努め、必要に応じた補修を行うほか、長寿命化計画を策定し計画的な改修を行う。

2 生活・環境

(1) 都市基盤

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
生活交通確保対策事業	市民課生活交通係	市民	住民が日常生活を維持していくために必要不可欠である生活交通路線を維持・確保するための措置を講ずることを目的とした。	住民の交通体系を確保は、その路線を運営する民間のバス会社の運営状況(経営状況)に密接に関わっているため、市としての支援策等を協議する。

2 生活・環境

(2) 生活環境

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
地球温暖化・省エネルギー対策推進事業	政策推進課政策推進係	市の全ての公共施設	本市は、各公共施設におけるエネルギー使用量の年間の合計が1,500kI以上(原油換算)あることから、省エネ法に基づき「特定事業者」の指定を受けており、市総合庁舎をはじめとする各公共施設のエネルギー使用量の削減及び二酸化炭素排出量の削減を図る。	地球温暖化防止実行計画(事務事業編)の推進、芦別市地球温暖化・省エネ対策推進本部及び推進委員会の開催、各公共施設等の省エネ診断の実施、各公共施設の管理標準の策定など
ごみ収集事業	市民課環境衛生係	・ごみを排出する者	・市内全域をごみの収集日・収集地区表に基づき円滑に収集することにより、清潔な生活環境を確保し、環境衛生の向上を図る。	・ごみ収集車の適正な補修、更新 ・ごみ収集業務委託業者による、適正な収集業務の遂行の監視監督

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
6,193	B	国道452号の早期開通をはじめとする国道、道道の整備に対する要望活動を行っているものの進捗状況は思わしくない。	早期に整備が進められるよう関係機関への継続して要望していく。	国道452号の早期開通をはじめとする国道、道道の整備が進められるよう、今後も要望活動を続けていく。	現状のまま継続	
206,616	A	現在の市道延長は334kmあり、施設の老朽化や凍上によって舗装路面に凹凸が発生しているため、歩行者や車両の通行に支障をきたしている路線が数多くある。また、改良済路線にもかかわらず舗装が整備されないなどの市道も存在しているため、早期の道路環境整備が望まれている。	災害及び緊急に対応できる体制づくりと計画的な維持補修を実施する。	歩行者や車両が安全に通行できる道路環境整備のため、路盤改良や道路施設の整備、舗装補修を計画的に進める必要がある。また、路面清掃や側溝清掃など、道路環境美化のための適切な維持管理も計画的に進める。	現状のまま継続	
9,148	B	現在の橋りょう数77橋のうち、30年以上経過した老朽橋りょうが37橋あり、車両の通行及び歩行者の安全確保が求められている。	災害・緊急時における体制づくりや計画的な維持補修を実施する。	歩行者や車両が安全に通行できる橋りょう整備のため、橋梁長寿命化計画を策定し計画的な維持補修により橋梁の延命と安全を確保する。	見直して継続【改善】	

③ 交通体系の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
21,977	A	人口の減少及び自動車の普及により、公共交通機関の利用者は減少傾向にあり、事業者は経営改善のため、減便などの対策を講じるものの利便性が低下、利用者の減と悪循環となっている。	市民参加型の芦別市地域公共交通会議を設置し、利便性の向上を図り、バス事業者にあっては経費節減に努め安定した経営をし、将来に渡って持続可能な交通体系を確立させる。	平成24年11月に実施した短期実証調査に基づき、市民ニーズを把握し、交通体系を見直し、国(国土交通省)の補助金制度を活用し、利便性が高く、持続可能で財政負担の少ないバス運行のあり方を目指す。また、新たに導入される生活交通路線については、今後の利用状況を踏まえて検証するなど必要な対応を図る。	見直して継続【改善】	

① 自然環境の保全

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
6	A	各公共施設におけるエネルギー使用機器等の詳細な把握ができていない。	省エネ法に基づき、各公共施設の「管理標準」を整備する必要がある。	省エネ診断制度等を活用するなど、それぞれの公共施設で実施できる省エネの手法を研究するとともに、芦別市地球温暖化・省エネ対策推進本部・推進委員会での議論の活性化を図る。また、各公共施設における管理標準の整備を図る必要がある。	見直して継続【改善】	
91,912	B	①ごみ収集の要となる、ごみ収集車について、計画的に更新する必要がある。②分別間違いのごみが残され、出し直されずに放置されるケースも多く、衛生管理上問題のあるごみステーションも存在している。	①使用年数等による計画的なごみ収集車の更新により、ごみ収集に支障が生じないように努める。②分別間違いがなくなるよう、ごみの出し方について、繰り返し広報等により啓発する。また、ごみステーションに放置されたままのごみについてはゴミステーション連絡調整員等と連携を図り、問題の解決に当たっていく。	①ごみ収集車の適正な維持管理に努め、計画的に更新していく。②ごみステーションに放置されるごみが減っていかない状況が続くようであれば、ごみ出した者の責任が明確となる戸別収集方式の導入について調査研究する必要がある。	現状のまま継続	



# < 資料3 >

## 平成25年度事務事業評価結果一覧

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
ごみ減量化推進事業	市民課環境衛生係	市民	一般廃棄物の減量化の推進、適正な処理、資源化及び再使用の促進を図る。	ごみ減量化、資源リサイクルの促進に向け、諮問機関である芦別市廃棄物減量等推進会議を開催する。
ごみ処理センター運営管理業務	市民課環境衛生係	・ごみを排出する全世帯及び企業	・芦別市ごみ処理センターの適正な維持管理により、円滑な一般廃棄物(一般ごみ、粗大ごみ)の埋め立て処分に資する。	・ごみ処理センター施設・設備の適正な維持管理 ・ごみ処理センター管理業務等委託業者による、適正な運営管理事務の遂行の監理監督
ごみ処理事業(広域)	市民課環境衛生係	・ごみを排出する全世帯及び企業	・ごみを適正に処理するため、指定専用袋の作成・配送・保管、ごみステーションの設置補助、生ごみの広域共同処理を行い、円滑なごみ処理事業に資する。	・適正な指定専用袋の作成・配送・保管、ごみステーションに対する設置補助、三市二町による生ごみの広域共同処理の継続により、円滑なごみ処理事業に資する。
資源ごみリサイクル推進事業	市民課環境衛生係	・ごみを排出する全世帯及び企業	・芦別市資源ごみ保管施設の適正な維持管理を行い、資源ごみをリサイクルし資源の有効活用、ごみの減量化を図る。	・資源ごみ保管施設・設備の適正な維持管理 ・資源ごみ保管施設管理業務委託業者による、適正な運営管理事務の遂行の監理監督 ・資源ごみの適正な分別に係る広報や現地指導

2 生活・環境

(2) 生活環境

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
新エネルギー活用事業	政策推進課政策推進係	地域新エネルギービジョン(平成21年度策定)に基づく、木質バイオマス及び廃食油の有効利用	環境基本条例及び環境基本計画に基づき、本市の豊かな自然環境を活用した新エネルギーの有効利用を図る。	木質バイオマス及び廃食油の有効利用のため事業化について検討を進める。

2 生活・環境

(2) 生活環境

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
斎場運営管理業務	市民課環境衛生係	遺がいの火葬、汚物(えな、産わい物)の焼却、身体の一部の焼却を必要とする者	芦別市斎場の適正な維持管理により円滑な火葬業務に資する。	火葬炉の定期点検、修繕等の適正な維持管理 斎場管理業務委託業者による、適正な運営管理事務の遂行の監理監督
墓地運営管理業務	市民課環境衛生係	墓地を使用する市民(市内に住所を有する世帯主) ※市長が特別の理由があると認めるときは、市外に住所を有する者であっても願い出ることができる。	墓地の適正な維持管理及び造成を図り市民の需要に応える。	墓地の清掃等による適正な維持管理 市民の需要に応えた墓地の造成

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
148	A	ごみの減量化、資源リサイクルの促進に向けた、新たな分別として古着の拠点回収や天ぷら油の回収等を進めたものの大きな成果が見られない状態にあった。	少しでも減量化に向け取り組みを進めるため、再度、平成23年10月から古着の拠点回収を始めている。また、廃棄物減量等推進委員によるリサイクル率の高い先進地事例の調査や視察を実施しごみ減量化に向けた検討をする。	より一層の一般廃棄物の減量化の推進、適正な処理、資源化及び再使用の促進を図る。	現状のまま継続	
35,183	A	施設開設後、20年近くを経過し、今後、設備や機器の修繕・更新が見込まれる。	適正な維持管理により、施設の設備や機器の使用に支障が生じないよう、使用年数に応じ、計画的な整備に努める。	今後の延命に向け、さらにごみの減量化を図るとともに、施設や設備等の適正な維持管理を図ることとする。	現状のまま継続	
78,674	B	搬入量は減少傾向にあるものの、生ごみの更なる減量化に努める必要がある。	市民のごみ減量化に向けて、コンポストの購入にかかる補助金について継続をする必要がある。	さらに減量化を進めるため、室内で使える家庭用電動生ごみ処理機の購入補助金制度について調査検討する。	現状のまま継続	
27,824	B	資源ごみリサイクルの要となる、プラスチック製容器包装減容機、空き缶プレス機、ペットボトル減容器等の機器について、今後、更新が見込まれる。	適正な維持管理により、機器の使用に支障が生じないよう、使用年数に応じ、計画的な更新に努める。	資源ごみのリサイクルにより、埋立ごみ(一般・粗大)の量は減少していることから、さらにごみの減量化を図り、今後も新たなリサイクル資源を検討するとともに、保管施設、機器等の適正な維持管理を図る。	現状のまま継続	

① 自然環境の保全

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
-	B	木質バイオマスは、木質バイオマスボイラーの燃料となる木質チップの原材料の確保が課題であり、廃食油については、有効利用策を決めたとしても回収量を確保するためには市民周知に一定の期間が必要となる他、排出者に負担がかからない回収方法を用意できるかが課題である。	木質バイオマスボイラーの燃料となる木質チップを安価で安定的に供給できる体制を整備するため、木質バイオマス利用推進協議会を活用し、国・道有林と連携を図り林地残材等を確保する。廃食油については、環境審議会等と連携しながら事業化が可能か判断するための検討を行う。	木質バイオマスは、チップの製造を行う民間事業者(芦別木質バイオマス開発協同組合)が事業を開始し、平成25年度には、補助事業を活用したチップボイラーの導入及びチップ貯蔵施設等の整備が行われることから、引き続き、木質バイオマス燃料の原材料の確保に向けた支援を行う。廃食油については、環境審議会を開催する中で、環境審議会としての意見等をいただきながら、継続して実現可能な有効利用策を検討する。	現状のまま継続	

② 環境衛生の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
12,947	B	火葬業務の要となる、火葬炉について、火葬中に故障等が生じないよう、適正な維持管理を継続して行う必要がある。	火葬に支障が生じないよう、定期点検の継続により、修繕箇所の早期発見に努め、計画的な修繕に努める。	火葬炉の耐用年数は約20年と言われているものの24年が経過していることから、設備の修繕を進めるとともに、今後議論が予定されている広域化も含めた施設の更新等検討を行う必要がある。	現状のまま継続	
19,592	B	墓地残数が残り少なく、市民の需要に応えた、墓地の造成に努める。 (H25. 3月時点の墓地残数 自由～新規16、返還13 規制～新規10、返還21区画) (H25. 7月時点の墓地残数 自由～新規11、返還13 規制～新規6、返還19区画)	墓地の需要を的確に見極め、計画的に造成を行う。	新規墓地区画の造成に当たっては、平成26年度に自由墓地～33区画 規制墓地～44区画、平成28年度以降に、自由墓地～23区画 規制墓地～117区画を桜ヶ丘霊園内に造成することとしている。	現状のまま継続	

# < 資料3 >

## 平成25年度事務事業評価結果一覧

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
公衆浴場確保事業	市民課環境衛生係	公衆浴場を利用する者	住民の保健衛生上確保すべき公衆浴場に必要な助成を行い、その経営安定と廃業防止を図る。	公衆浴場に対する経営安定と廃業防止に必要な助成(補助金の交付)
環境衛生向上業務	市民課環境衛生係	一般市民	動物の死骸の回収、有害ごみの回収、地域墓地の草刈等環境美化の推進等により快適で衛生的な生活環境の確保に資する。 犬の飼養者に対し、畜犬登録及び狂犬病予防注射を行う等により適正な飼養をすよう周知し、公共の安全の確保に資する。	環境衛生業務委託業者による、適正な業務の遂行の監理監督。 動物の死骸の回収、有害ごみの回収に係る定期的な広報の実施。 有害ごみ回収店の確保。 犬の飼養者に対する、畜犬登録及び狂犬病予防注射の接種等の周知徹底及び市集合注射の実施。
し尿収集事業	市民課環境衛生係	し尿及び浄化槽汚泥収集世帯	市内全域をし尿収集計画に基づき適正に収集することにより、清潔な生活環境を確保し、環境衛生の向上を図る。	し尿収集車の適正な補修、更新 し尿収集業務委託業者による、適正な収集業務の遂行の監理監督
し尿処理事業	市民課環境衛生係	し尿及び浄化槽汚泥収集世帯	芦別市浄化センターの適正な維持管理を行い、市内全域から収集されるし尿を下水道投入により円滑に処理することにより、清潔な生活環境を確保し、環境衛生の向上を図る。	浄化センター(し尿投入施設)施設・設備の適正な維持管理 し尿投入施設維持管理業務委託業者による、適正な運営管理事務の遂行の監理監督

2 生活・環境

(2) 生活環境

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
市有住宅管理業務	都市建設課住宅係	市及び関連職員のための住宅(市共済住宅等)及び市内の事業所等に勤務している若年単身者のための特定公共賃貸住宅(溪水団地)の入居者及び入居予定者を対象とする。	市有住宅(市及び関連の職員住宅及び特定公共賃貸住宅)の適正な維持管理を目的とする。	市有住宅(市及び関連の職員住宅及び特定公共賃貸住宅)の維持管理を適正に行い、入居者の利便性の向上と住環境の充実を図る。
公営住宅管理業務	都市建設課住宅係	市営住宅施設及び住宅に困窮する低額所得者	公営住宅等に入居を希望する人に対し、低廉で良質な公営住宅を提供するとともに適正な住宅管理を行うことにより、入居者が快適で安全・安心な生活を送ることができる機能の維持を図る。	維持管理に関する事務として、入居者からの連絡による修繕の他、計画修繕により適正な管理を実施する。 家賃に関する事務として、滞納者への催告等の方法により、適正な家賃収納管理を行う。 入居に関する事務として、空き家が発生した場合、速やかに修繕を行い、待機している入居予定者に住宅を斡旋する。
公営住宅建設事業	都市建設課住宅係	公営住宅の建替え	居住面積が狭く、浴室設備のない等、老朽化した公営住宅(さつき団地)を建替ることにより、居住水準の向上を図る。	公営住宅ストック総合活用計画に基づき建替事業を進め、ストック計画で建替重点団地と位置つけたさつき団地は、現地建替事業を実施。これにより住環境の整備を図るとともに、高齢入居者の冬期間の除雪の軽減と歩行の安全性を確保する雁木の採用により、高齢化社会に対応した住宅とする。

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定
6,142	B	市営住宅(あけぼの団地、さつき団地)の建替えによって、内風呂が設置されたことにより、溪水湯、上芦別共同浴場については、入浴者数が減っていることから、経営安定のための対策が必要である。	浴場利用組合と密接に連携を取りながら、経営の安定化に努める。	市内4つの公衆浴場の存続に向けて、経営の安定化が図られるよう、補助金の交付を継続し、廃業防止に努める。	現状のまま継続
3,457	B	動物の死骸、犬猫の糞の放置が後を絶たず、市民から苦情が寄せられている。	当面の間、犬の糞の持ち帰り看板の設置、犬の糞の始末は飼い主の義務であることを記載した文書の飼い主に対する送付、町内会を通じ市民全般に対し環境衛生だより等による広報を定期的に行う等の対策を講じる等、市民のモラルに訴える施策を展開、強化する。	今後、より一層の地域の生活環境の向上を図ることとする。	現状のまま継続
23,954	B	し尿収集の要となる、し尿収集車の適正な修繕、更新を計画的に行う必要がある。	現在、必要に応じた修繕を行い、14年サイクルを目途とした、計画的な更新に努めている。	し尿収集車の適正な維持管理に努め、計画的に更新していく。	現状のまま継続
81,046	C	平成27年度からの広域処理の体制整備の確立が課題となっている。また、現在の施設設備や機器の修繕・更新が見込まれる。	平成27年度からの広域処理を踏まえながら、し尿処理を円滑に進めるため、適正な維持管理に努め、支障がでない範囲で整備をする。	平成27年度からの広域処理参入に向けた体制整備の確立と、広域処理参入後に課題となる既存施設・設備の後処理については、今後北海道と協議を進め具体策の検討を施す。	見直して継続【改善】

③ 住宅環境の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定
1,175	A	特定公共賃貸住宅(溪水団地)の空家戸数は25年5月末で3戸で、空家戸数の増加は改善している。なお、年度末は企業の人事異動等に伴い一時的に空家が増加している。市共済住宅(職員住宅)については、空き家が増加し、老朽化が進んでいる。	溪水団地について、入居者の募集に際しては、引き続き広報あしべつに募集記事を掲載していくことが必要である。職員住宅について、入居希望者がいない住宅や老朽化が進んでいる住宅については、有効活用について検討が必要である。	溪水団地について、市内の事業者に対する広報活動についても充実させ、入居者の確保に努める。職員住宅について、入居の目途が立たない住宅は、職員住宅としての用途を廃止し、民間への売却や除却等を検討する。	見直して継続【改善】
59,664	B	公営住宅の需要実態と入居可能な希望住戸の提供の調整を図り、計画的に修繕を行うことで、公営住宅の適切な維持管理を行う必要がある。頼城地区及び西芦別地区の改良住宅は、地区の人口減少により空家が増加しており、また、老朽化により、維持管理に支障をきたしている。	供給する住戸タイプ及び立地条件と、住宅を求める市民とのミスマッチがないよう、入居希望する住宅への調整を図り、計画的に修繕等の精査及び充実を図る。頼城地区及び西芦別地区の改良住宅は、改良住宅再編(移転集約)事業により、地域のコミュニティの継続とコンパクトにまとめた住環境の提供を図る。	入居者の要望等に沿った整備及び計画修繕を進めると共に、改良住宅再編(移転集約)事業に伴う移転対象者に対しては、できるだけ要望に沿った移転を推進する。なお、本市の総合的な住宅施策、計画的な修繕・改善計画を示すため、平成25年度に芦別市住生活基本計画及び芦別市公営住宅等長寿命化計画を策定する。	見直して継続【改善】
278,271	A	今後の公営住宅の建替えについては、平成26年度に建設するさつき団地(1棟5戸)までは明確になっているが、それ以降の建替え計画については明確になっていない。	今後の公営住宅の建替えについて、方向性を示す必要がある。	さつき団地の建替終了後の公営住宅の建設については、平成25年度に策定する芦別市住生活基本計画及び芦別市公営住宅等長寿命化計画に基づき進める。	現状のまま継続



# < 資料3 >

## 平成25年度事務事業評価結果一覧

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
移住・定住促進業務	企画課まちづくり推進係	首都圏に居住する団塊世代等の移住希望者と市民を対象とする。	本市への移住・定住を促進し、交流人口の増加を図ることで、地域活性化を図ることを目的とする。	移住・定住を促進するため、受入体制の整備充実、本市の恵まれた自然環境と快適な生活環境の道内外に向けた積極的な情報発信、宅地分譲地の販売促進・整備充実、空き地・空き家情報を収集、発信する。また、市内に住宅を新築・購入した市民に奨励金を交付することにより、定住を促進し、地域のコミュニティや経済の活性化を図る。
移住・定住促進業務	市民課市民年金係	芦別市に住所を有する者で結婚又は出産したもの	芦別市定住促進条例に基づき、市民の人生の節目のお祝いとして、結婚祝品及び出産祝品を贈呈し、市民の定住を促すものである。	結婚一組及び出産一子につき、10万円分の市内限定商品券を贈呈する。

2 生活・環境

(2) 生活環境

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
西芦別地区簡易水道事業施設管理業務	上下水道課業務係	西芦別地区(西芦別町、東頼城町、頼城町、玉川町)において水道を使用している市民及び事業所等	西芦別地区の水道施設を適正に管理運営することで、地域住民に安全で良質な水道水を安定供給することを目的とする。	水質基準に配慮し、水道施設の点検・調査を定期的の実施するとともに、漏水事故防止に努める。
新城町簡易水道事業施設管理業務	上下水道課業務係	新城町において水道を使用している市民及び事業所等	新城町の豊かな水源を活用し、地域住民に安全で良質な水道水を安定供給することを目的とする。	水質基準に配慮し、水源の保全に努めるとともに適切な維持管理により施設の機能を保持する。

2 生活・環境

(2) 生活環境

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
公共下水道維持管理業務	上下水道課業務係	下水道を使用している市民及び事業所等	都市基盤である下水道施設の維持管理業務を計画的に行い、施設の機能を確保するとともに延命化を図る。	下水道施設の計画的な点検、調査を実施し、修繕等について早期に対処する。

2 生活・環境

(2) 生活環境

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
カナディアンワールド公園管理運営業務	商工観光課観光振興係	市民、観光客	観光施設や観光資源の有機的な結合と適切な施設等の維持管理により、自然豊かな本市の地域イメージである「星の降る里」にふさわしい魅力的な施設として集客を図る。	カナディアンワールド公園の適切な整備及び維持管理をする。



総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定
14,155	B	少子高齢化の進行等に伴う人口減少により、地域活力が失われる中、首都圏を中心に「団塊世代」のみならず、若年層を含め、地方への移住や二地域居住などの志向が高まっている。このような志向に対応するため、移住希望者のより具体的なニーズを把握するとともに、そのニーズに対応した環境づくりをどう進めるかが課題である。	①直接的に移住者の確保に結びつけるため、「地域おこし協力隊」の制度を活用して人材を誘致する。②移住体験ツアーを実施し、本市への移住のきっかけづくりとするほか、参加者のニーズを把握して、今後の移住施策へのヒントを得る。③北海道、北海道移住促進協議会、市内関係団体・企業との連携を図る。④西芦別地区宅地分譲地の販売促進を図る。⑤住宅の新築・購入者に対する「持ち家取得奨励金」を交付する。⑥「空き家・空き地情報バンク」など移住・定住情報を発信する。	①担い手不足に悩んでいる部署と連携し、「地域おこし協力隊」の制度を活用した人材を誘致し、移住者の確保に結び付ける。②移住体験ツアーの実施など、魅力あふれる事業展開を行う中で、移住希望者が思い描く移住後のライフスタイルなど、具体的なニーズを把握し、アプローチしていく取組を展開する。③「持ち家取得奨励金」のPRを展開し、定住人口の増加及び地域経済の活性化を図る。また、「地域おこし協力隊」等新たな事業の実施結果の検証を行い、移住定住に結び付く更なる促進策を検討していく必要がある。	見直して継続【拡充】
10,000	A	贈呈対象者に対する周知はもれなく行っているが、移住促進に向けた市外への周知が十分に行われていない。	市公式ホームページに掲載するほか、移住定住促進協議会等関係団体を通じて周知を図る。	市外からの移住定住に結び付くような周知をさらに工夫する必要がある。	現状のまま継続

④ 水道施設の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定
12,578	A	安心安全な水を供給するための施設管理及び維持が課題である。	費用対効果のある保守点検を実施していく。	平成25年度に上水道事業と経営統合し、平成27年度から事業統合を行う。	見直して継続【統合・振替】
1,122	B	人口減等による収入の減少から、維持管理費の財源確保が難しくなっている。	支出を抑制するとともに、経営の合理化を図る。	平成25年度に上水道事業と経営統合する。	見直して継続【統合・振替】

⑤ 下水道・排水施設の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定
44,476	A	施設の老朽化等による修繕費の増加、供用開始区域内における水洗化率の向上が課題である。	マンホールポンプ所保守点検及び管路施設調査清掃等により、補修箇所の早期発見、修繕に努める。また、戸別訪問等により水洗化を促進する。	平成23年度より管きよの整備事業が休止しており、今後は維持管理事業を計画的に行い、施設の機能を保持するとともに延命化を図っていく。また、水洗化の促進により安定した収入の確保に努める。	現状のまま継続

⑥ 公園・緑化の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定
14,199	B	管理運営上、施設の老朽化による安全性の低下や美観・景観の悪化が課題であり、公園利用者の減少にも繋がっている。	施設管理上、利用者への安全対策は最優先しなければならないため、必要な修繕を行う。また、観光誘致のためのPRを引き続き行っていく。	本市における施設本体の必要性和位置付けを判断する中で、計画的な修繕を見極める。	現状のまま継続

# < 資料3 >

## 平成25年度事務事業評価結果一覧

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
公園管理業務	都市建設課土木係	市民	市民が安心して憩うことのできる公園整備と安全管理を目的とする。	市民が安心して利用できるように公園遊具の日常点検や有資格者による定期点検の実施。また、市民が憩える空間を確保するために公園施設の清掃や草刈り、公園樹のせん定などの維持管理と未開設公園や法で定められている公園台帳の整備を行う。
緑化推進事業	都市建設課土木係	市民	地域で花や緑を育て、植物を育て慈しむ心を通じて、人間社会における「思いやりの心」を育てることを目的とする。	「花いっぱい運動」で、町内会などの各種団体に協力依頼し植樹樹等に植える花の苗の育成をする。また、北海道開発局の事業である「フラワーロード38」、空知総合振興局の事業である「ふれあいの街クリーン事業」と連携した取組を推進する。

2 生活・環境

(3) 安全・安心な生活

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
火災予防活動業務	総務予防課予防係	芦別市民	市民の生命、財産を火災から守る使命及び火災予防の普及・啓発を図ることを目的とする。	火災予防業務の適切な実施と、芦別市防火管理者協会等の外郭団体、町内会、婦人防火クラブや幼年消防クラブなどの活動を通じて、火災予防及び住宅用火災警報器の普及・啓発を図る。
防火対象物調査業務	総務予防課指導係	防火対象物の防火管理者	火災の未然防止、延焼拡大の抑止、避難誘導の重要性を認識させ、指導することを目的とする。	防火対象物への立入検査を行う。
常備消防災害活動業務	警防第1課警防係	市民	複雑多様化する災害に対応するために、資機材及び庁舎等の整備を図り、職員の技能の強化のため訓練を実施し、消防活動の充実を図る。	資機材及び庁舎等の整備を図り、職員の技能の強化のため訓練を実施し、消防活動を円滑に遂行できるよう管理する。
危険物施設・火災調査活動業務	警防第2課保安係	市民、危険物施設事業所等	「火災」から得られる原因と損害の調査によって、火災による人命と財産の保全を図ることを目的としている。また、危険物規制に関する政令に基づき、許認可事務並びに立入検査等を適正に執行し、危険物施設の保安管理の充実・強化を図ることを目的としている。	火災原因調査、危険物規制事務、立入検査
救急・救助活動業務	警防第2課救急救助係	市民	近年、高齢化の加速、疾病構造の多様化に加えて、交通事故の多発等により、傷病者に対するプレホスピタルケアの充実が求められている。また、地域住民の、救急・救助業務に対する期待と信頼に応えるために救急・救助隊員としての学術技術の習得、教育訓練の充実を図る。	救急救助業務に対する、職員の技術の向上を図るとともに、市民に対する応急手当の知識と技術の普及による啓発活動の推進のために、資器材を計画的に更新する。
消防団活動業務	総務予防課総務係	芦別市消防団員	地域住民の安心・安全を守る消防団の活動が円滑に行えるよう、消防団員の健康管理及び資質向上並びに報酬等の配当及び勤続功労者に対する表彰を実施し、消防団の活性化を進めていく。	消防団の予防広報や災害等に対する出動及び、各種研修を安全且つ円滑に遂行出来るよう管理する
非常備消防災害活動業務	警防第1課警防係	市民	複雑多様化する災害に対応するために、資機材及び庁舎等の整備を図り、団員の技能の強化のため、訓練を実施し、消防活動の充実を図る。	資機材及び庁舎等の整備を図り、団員の技能の強化のため、訓練を実施し、消防活動を円滑に遂行できるよう管理する。

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定
63,303	A	現在管理している公園数は58公園あり、その施設や遊具が老朽化している状況である。また、安全な遊具の維持管理や公園樹木等の環境整備も課題である。	多くの方が憩いの場として安心して利用し集える公園として維持するため、日常の安全点検や清掃、定期的な草刈り、樹木の剪定を実施する。	平成25年度に策定する公園長寿命化計画に基づき、施設・遊具の補修や花木の植栽等の整備を行うとともに、地域のニーズに合わせた公園の再整備を検討する。	見直して継続【改善】
13,558	B	芦別市花と木緑化推進事業計画に基づいて、市街地等の拠点となる各種公共施設における賑わいのある「緑」の風景づくりと、市民との協働による植樹樹等の景観整備によるまちづくりを進めているが、管理方法に若干の課題がある。	関係機関と協議を密にし、市民との協働による植樹樹等への花木の植栽を行う。また、街路樹や公園樹の適正管理、道の駅やなまこ山総合運動公園等の集客施設の緑化を計画的に進める。	「芦別市花と木緑化推進事業計画」を柱とした花と木によるまちづくりを推進する。また、課題となっている管理方法について、市民ボランティアの誘発など市民との協働による対応が必要である。	見直して継続【改善】

① 消防・防災対策

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定
108	A	今年度の火災予防活動業務全般における取組に関しては、当初の目的を達成し、一定の成果を得ることが出来た。今後においても市民の安全・安心を確保するため火災予防の普及・啓発及び住宅用火災警報器の設置促進を図る必要がある。	少ない事業経費でより効果のある活動を展開するために、市民を対象とした各種講習会及び市広報誌への掲載を利用して広く市民に対し火災予防の普及・啓発及び住宅用火災警報器の設置促進を図る。	次年度以降においても市民を対象とした各種講習会及び市広報誌への掲載を利用して火災予防活動を検討実施していく。	現状のまま継続
18	A	防火対象物調査業務については、使用形態、所有、管理形態が複雑多様化していることにより、防火対象物からの災害を防ぐため維持管理等の重要事項を関係者に周知し、理解させなければならない。	防火対象物からの災害を防ぐため、関係者に対して防災に関する知識を周知するとともに、職員に高い教養をもたせる。	これらの目的を達成するため、日頃から職員の教養を高め、質の高い業務を行うことができるよう努める。	現状のまま継続
6,974	A	複雑多様化する災害や大規模災害に対応するため、職員の訓練及び消防資機材の充実を図る必要がある。	多種多様な災害を想定した訓練を実施するとともに、消防資機材の整備を図る。	訓練を定期的実施するとともに、資機材の整備等を今後も継続してゆく。	現状のまま継続
74	A	火災原因調査、危険物規制事務については、普遍的な業務であり過去においても最大限の知識をもって業務を遂行しているが、近年、これらの業務において更なる高度な知識が求められている。	火災原因調査、危険物規制事務を円滑に業務を遂行するために、都道府県単位で研修会が開催されているので、有効に活用していく。	これらの研修会に職員を派遣し、教養を高め、質の高い火災原因調査、危険物規制事務を行う。	現状のまま継続
2,319	A	救急救助業務については、市民の期待と信頼に応えるため、学術・技術の習得、及び教育訓練の充実が求められている。	救急救助業務については、救急救助隊員の学術・技術の向上維持のためには、必要な研修等に参加する。	救急救命の向上を目指し、救急救助隊員の教育訓練の充実を図り、市民のニーズに応える。	現状のまま継続
29,265	A	消防団員の高齢化と後継者不足。	健康診断の実施及び日常の健康管理の徹底。消防団の活性化。入団広報活動の強化。	健康診断の継続実施。各種の訓練、研修、行事を一層充実させる。消防広域化及び新庁舎建築に係る移転を踏まえた消防団の再構築。	現状のまま継続
3,597	A	分団詰所の老朽化により補修等が必要である。少子高齢化により消防団員の担い手が不足している。	分団詰所の維持管理を継続する。消防団への参加促進及び活性化対策として、各分団での勧誘活動、啓発ポスターの掲示による消防団員の確保を図る。	各地域の消防力を維持するため、分団詰所の維持管理及び消防団員の確保を継続して行く。	現状のまま継続

# < 資料3 >

## 平成25年度事務事業評価結果一覧

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
消防水利整備事業	警防第1課 警防係	市民	消防水利を保全することにより、市民の生命、財産を保護し被害の軽減を図る。	消火栓の新設、多雪型消火栓への交換。
防災業務	総務課庶務係	市民の生命・財産、事業所の財産	市町村は、「災害対策基本法」第42条に基づき、市民の生命と財産を災害から守るための災害対策を定める「地域防災計画」の策定が義務付けられ、本市においては昭和38年11月に策定後、適宜、必要に応じ修正を行ってきた。災害の発生を未然に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、災害予防、災害応急及び災害復興対策までの一連の対策を迅速かつ円滑に行うための備えや体制強化を推進する必要がある。	上位計画である国の防災計画、北海道の地域防災計画の修正を踏まえ、上位計画との整合性を保つため適宜、本市の地域防災計画の修正を行うとともに、計画で定める防災対策などを実施する。町内会を単位とする自主防災組織の設置促進及び防災活動マニュアルの作成。防災関係機関、団体、企業等との防災協定締結の促進。災害備蓄品配備計画(非常食・資機材など)の作成及び計画に基づく備蓄品の備蓄配備の促進。

2 生活・環境

(3) 安全・安心な生活

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
河川維持管理業務	都市建設課土木係	市民	快適、安全な河川環境の創出により、河川を適正に利用できるとともに、流域の安全確保することを目的とする。	河川の災害を未然に防ぐため、継続的な監視パトロールや関係機関との情報交換を密にし、安全確保に努めるとともに、危険箇所改修を行う。
河川整備業務	都市建設課土木係	市民	快適・安全な河川環境の創出により、河川を適正に利用できるとともに流域の安全を確保する。	河川の災害を未然に防ぐため、河道確保のための河川工作物を整備する。

2 生活・環境

(3) 安全・安心な生活

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
除排雪事業	都市建設課土木係	市民	冬期間の降雪による交通の制約を軽減し、安全・安心・快適な冬の暮らしを提供することを目的とする。	除排雪計画に基づいた除排雪業務の適切な実施と、作業効率の低下した除雪機械の計画的な更新、更にオペレーターの確保に向けた委託業者との連携強化をし、安定的で効率的な除排雪業務を推進することで維持管理経費の抑制を図る。

2 生活・環境

(3) 安全・安心な生活

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
交通安全対策事業	市民課生活交通係	市民及び芦別市交通安全対策推進協議会本部・芦別交通安全協会・芦別市交通指導員会等	市内における交通安全の確保、交通事故抑止、特に「交通事故抑止」を目的として事業を効果的に推進し、運転者の各事業及び一般家庭道徳と交通文化の進展に寄与することを目的とする。	国・道・警察等の行う交通安全の安全に関する施策に計画段階から市民が参加できる仕組みづくり、市民が主体的に行う交通安全総点検、地域におけるその特性に応じた取組み等により、参加、協働型の交通安全活動を推進する。



総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方針	今後の方向性	総合判定	
-	A	冬季間の消火栓が雪に埋まることに対する対策が課題である。災害時に対応できるよう消防水利の整備維持管理の強化を図る必要がある。	多雪型消火栓への交換や消防水利の設置を増設及び消防水利の維持管理の強化を図る。	消防水利を計画的に整備及び維持管理を強化し、災害に因る被害の軽減を図っていく。	現状のまま継続	
5,741	A	災害時における行政の災害対応には限界があり、今後、地域防災力を高める取組として「自助」「共助」「公助」の効率的な協働関係を構築する必要があるが、本市における町内会単位の自主防災組織の設置はゼロであり、東日本大震災の教訓から自主防災組織の設置は喫緊の課題である。また、災害協定の促進、避難所運営マニュアルの作成、災害時要援護者避難支援プラン及び名簿作成、計画的な災害備蓄品の備蓄、防災意識啓発の防災訓練、講座の実施など計画的に推進する必要がある。	地域防災計画の全面修正、職員の災害時初動マニュアルの作成、備蓄品の購入など、災害時における体制・対応強化等を進めているが、本市全体の防災力を高めるための各種マニュアルの作成、自主防災組織の設置促進と防災活動の支援、市民に対する災害情報伝達体制の確立など、地域防災において抱えている課題等の解決を着実に図るため、有事に備えた危機管理体制の強化と併せて防災・減災の庁内体制の整備、充実が必要と考える。	平成25年度は、自主防災組織設置の気運や市民の防災意識の啓発も目的とする、本市初の総合防災訓練を実施するほか、各種マニュアル・ガイドラインの作成準備、防災情報伝達体制の検討、防災マスターの育成、災害時要援護者避難支援名簿作成の検討、自主防災組織の防災活動に対する支援策の検討、備蓄計画及び保管計画の作成など、市民が安心して生活できる防災対策と環境づくりを着実に推進する。また、特に防災・減災については、市民意識の高揚を図るとともに自主防災組織の設置を図る必要がある。	見直して継続【改善】	

② 治山・治水・河川整備

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方針	今後の方向性	総合判定	
3,761	B	現在管理している普通河川は89河川あり総延長451.2kmである。近年、集中豪雨の影響で被害を受けた河川があり早急な対応が必要である。	市民の生活環境や施設を保護するため見回りを強化する等して危険箇所を把握した上で、修繕等維持管理を行う。	民家や農地に隣接している河川や大雨時に氾濫の恐れがある河川については、計画的に修繕工事を実施する。	現状のまま継続	
10,259	A	現在管理している河川は89河川、総延長451.2kmで、近年、集中豪雨の影響で被害を受けた河川があり早急な対応が必要である。	市民の生活環境や施設を保護するため、危険箇所を把握した上で河川工事、護岸工事を行う。	民家や農地に隣接している河川や大雨時に氾濫の恐れがある河川については、計画的な河川改修工事、護岸工事を実施する。	現状のまま継続	

③ 除排雪対策

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方針	今後の方向性	総合判定	
272,172	A	毎年策定している除排雪計画により実施しており、一定水準の道路環境は保たれているものの、降雪状況によって市民要望が多様化している。	除排雪作業を芦別道路維持管理協同組合に全面委託をしているが、組合と連携を図りながら検証をしていくこととする。	老朽化した除排雪機械の計画的な更新や除排雪事業への新規参入の確保に努め、迅速かつ効率的な作業体制の整備と強化を図る。	現状のまま継続	

④ 交通安全・防犯対策

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方針	今後の方向性	総合判定	
3,663	B	芦別市においては、高齢化が著しく、高齢者自らが安全行動を実践できるような効果的な広報・啓発活動を継続して実施していく必要がある。	芦別市交通安全推進協議会本部を中心に、老人クラブ連合会などを通じて、広報・啓発活動を実施したり、交通安全運動に参加してもらうことにより、交通安全意識の高揚を図る。	交通事故を減少させるためには、何より各自の意識改革が必要であり、そのためにも交通安全教育をはじめ、有効な事業内容の検討を行い、今後も関係団体と連携を図り、各種交通安全対策を積極的に推進していく。	現状のまま継続	



# < 資料3 >

## 平成25年度事務事業評価結果一覧

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
地域社会浄化事業	市民課生活交通係	市民	犯罪を抑止するため、市民(地域)の防犯力(市民の防犯意識の普及啓発、防犯体制の強化)を高める。	市民の防犯意識の普及啓発を図るための講演会等の開催、地域の防犯体制を強化するための取組み(地域パトロール活動、防犯灯の維持管理)を行う。

2 生活・環境

(3) 安全・安心な生活

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
消費者対策事業	市民課生活交通係	市民	消費者が安全・安心な暮らしができるように、暮らしに役立つ情報等を提供する。	悪質な詐欺等の被害を未然に防ぐため、暮らしに役立つ情報を提供する。

3 産業・経済

(1) 農林業

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
農業経営基盤強化促進事業	農林課農政係	農業者	近年の農政事情である高齢化、担い手不足などの様々な問題に対処するため、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営者を育成し、本市の農業を担う農業経営体の確保を図ることを目的とする。	芦別市担い手育成総合支援協議会を中心とした各種助成事業や農業経営改善計画の立案・指導により、担い手の育成・確保を図るとともに、農業関係資金の融通等による助成措置等で農業経営の安定を図る。また、農地利用集積円滑化事業等を活用し、認定農業者への農地の利用集積を図る。
農業担い手対策事業	農林課農政係	認定農業者、新規就農者及び受入指導農業者	将来の本市農業を支える経営感覚に優れた農業者の確保・育成を図り、農業振興と農村地域の活性化を目指す。	農用地の利用集積を推進するとともに、将来、本市において就農することを志して高校・大学等に在学している者に対する修学資金の貸付及び新規就農者の定着に必要な助成を行う。
中山間地域等直接支払事業	農林課農政係	農業生産条件が不利な地域とその地域に住む農業者	中山間地域等の耕作放棄地発生防止及び多面的機能の維持を図る。	耕作放棄地の発生を防止し、適正な農業生産活動等の維持管理を通じて、中山間地域等の多面的機能の維持を図り、生産条件の不利を補うため、中山間地域等への支援をする。
農業振興対策事業	農林課農政係	農業者、農業関係団体等	農業振興対策全般について、次の事項を中心に施策の展開を図る。①戸別所得補償制度対策 ②農業技術の普及 ③消費者との交流による生産意欲の高揚推進 ④都市との交流 ⑤意欲ある多様な経営体の育成・確保 ⑥農工商連携に向けた体制づくり	生産地としての情報発信、生産者による販売促進PR活動及びグリーンツーリズム推進活動。地域協議会全体での新たな農業政策(戸別所得補償制度)への対応を図る。また、農工商連携に向けた、民間主体の組織づくりに向けた調査・研究を実施。
農地・水保全管理支払事業	農林課農政係	中山間地域等直接支払制度事業区域を除いた地域	農業生産活動を通じて農地の多面的機能の維持を図る。	農業者を中心として地域住民、児童等を含めた活動組織を結成し農業施設の適正な維持管理を行う。

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
19,786	A	防犯への取組みを推進するためには、犯罪の被害者となりやすい社会的な弱者である児童・高齢者・障害者に対する対応や犯罪の発生を未然に防ぐ、あるいは、身近な問題(軽犯罪)として収めるための地域づくり(監視の目が行き届いている。)が必要であり、大きな課題となっている。	防犯への取組みは、市民一人ひとりが自分のこととして考える「自助」が基本であるが、上記の課題に対する対応としては、「共助」という町内会等の地域的なサポート力を高めることが必要であり、そのために市が先頭に立って防犯都市宣言を推進する会の構成団体等と連携を図りながら、今後も継続して防犯に効果的な各種施策や啓発を行っていく必要がある。	防犯への取組みは、少子化や核家族化、高齢化社会という状況のなか、今後、ますます重要性を増すものと考えられ、防犯都市宣言や条例に沿った全市的な取組みを進めていく必要がある。犯罪のない安全安心な地域の実現は、本市における重要課題であり、市民、事業者、関係団体と協働して防犯活動に取り組むことが必要である。防犯灯については、計画的に更新し、今後も継続して維持管理を行う。	現状のまま継続	

⑤ 消費者対策

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
278	A	日々巧妙化する消費生活に関する問題に対する素早い対応が課題となっている。	全国消費生活情報ネットワークシステム等を通じて、様々な情報を収集して消費者に伝えていくこととする。	日々巧妙化する消費生活に関する問題、情報等に対応しながら、事業を継続していくこととする。	現状のまま継続	

① 農業の振興

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
1,625	B	営農改善事業資金の制度改正を終えて、24年度予算から反映されていることから、現状のまま継続して効率的かつ安定的な農業経営体の育成・確保を図る。	改善後の制度の効果について、引き続き検証を行い、その効果を検証する。	担い手不足などの問題に対処するため、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営者を育成し、農業経営体の確保が図れるよう利子補給等の事業を継続する。	現状のまま継続	
6,571	B	高齢化や後継者不足による農業従事者の確保が喫緊の課題である。	近年、Uターン就農者が少しずつ増加していることを受け、Uターン就農者が効果的に活用できるよう担い手育成条例の見直しを実施した。	農業従事者の高齢化や後継者不足に対応するため、Uターン就農者を含めた新規就農者に対する施策について、担い手育成条例の見直しを行ったことから、事業の有効活用が図られるよう新規就農者等を引き続き支援し、農業従事者確保に取り組む。	現状のまま継続	
208,225	A	生産条件の悪い農地を本事業を活用し何とか維持しているものの、農業従事者の高齢化が進んでいるため、後継者等の確保が急務である。	耕作放棄地の発生を防止するとともに、後継者及び新規就農者の育成や、農業生産法人等による農業経営の推進を図る必要がある。	生産条件の悪い農地に本事業により直接支援を行うことにより、耕作放棄地の発生を防止し、農地の多面的機能が今後も維持できるよう現状維持に努める。	現状のまま継続	
17,156	A	民間主導により設立された「食農産業推進協議会」(平成24年度設立)と引き続き連携を図りながら、農業振興を含めた農商工連携に向けた取組を促進していくことが必要である。	「食農産業推進協議会」の具体的な事業内容が決定した段階で、事業展開が円滑に進むよう補助金(国、道、市)の活用等について支援を行うことが必要である。	「食農産業推進協議会」への支援を継続し、新しい物づくり、地域ブランドづくりを目指した農商工連携を促進することにより、地域経済の活性化を図る。	現状のまま継続	
990	B	農業従事者の高齢化等により、個人のみでの努力では農用地の保全並びに農業施設等の現状維持が非常に厳しい状況である。	認定農業者や農業生産法人への農地集積の推進や地域ぐるみでの共同活動等により、農用地の確保及び農業施設等の維持を行う。	本事業を活用し、非農業者も含めた地域の共同活動により、農用地の保全及び農業施設等の維持管理を行う。	現状のまま継続	

# < 資料3 >

## 平成25年度事務事業評価結果一覧

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
畜産業振興事業	農林課農政係	市内酪農家及び家畜飼養者	安全・安心な畜産物を消費者に供給するため、家畜衛生対策の推進及び畜産農家の経営安定を図る。	家畜診療事業、家畜伝染病の予防事業、酪農施設(堆肥舎)の整備補助及び債務負担整理に関する負担減を行う。
土地改良事業	農林課農政係	農業者	芦別市内の国営施設及び農業用施設を維持管理をすることで農業経営を推進する。	土地改良区と連携をして、安定的な施設の管理体制の強化を図る。

### 3 産業・経済

#### (1) 農林業

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
林業振興等業務	農林課林務係	市内民有林、林業関係機関・団体、森林作業員	市内民有林業を振興し、森林の維持・増進を図る。また、森林整備に不可欠な森林作業員の就労の長期化・安定化を図る。	市内民有林業の振興のため、関係機関・団体との連携を図り必要な経費を負担する。また、森林作業員の確保に向けた森林整備担い手対策推進事業に要する負担金を負担する。
民有林振興対策事業	農林課林務係	森林所有者	市内民有林林業の振興、市内民有林における森林整備を計画的に推進する。	市が計画した森林整備事業を実施した森林所有者に対して、費用の一部を補助する。
猟政業務	農林課林務係	農林業関係者、市民	有害鳥獣と野生鳥獣による農林業並びに生活環境に係る被害防止、人間と動物が共存できる環境づくりを推進する。	住民からの要請及び情報に対して、関係機関・団体との連携を図り、捕獲・防除を行う。
森林整備地域活動支援事業	農林課林務係	森林所有者	森林所有者等による適切な森林整備を推進するための路網(道路)整備を図る。	森林整備等を行っている森林所有者に対して、森林の面積に応じた交付金を交付する。
路網整備事業	農林課林務係	市内民有林で、集約化実施計画及び森林環境保全整備事業実施要領に基づき間伐等を行う予定の森林所有者等	市内民有林の間伐等の促進に向けた林内路網整備事業を実施し、道産材の生産体制を確立し、木材を安定供給するとともに、内需振興型産業である林業・木材産業の再生を図る。	市が森林所有者から同意を得て、事業計画に基づき事業を実施し、開設した林内路網(林業専用道)については市で管理する。
市有林管理業務	農林課林務係	芦別市有林	市有林における森林資源の確保を図る。	市有林野の管理及び市有林野の管理に必要な作業路・管理道の維持管理を行う。
市有林野育成事業	農林課林務係	芦別市有林	市有林野における森林資源の確保を図る。	市有林野の植栽地における活着率向上のための根踏、枯損等の苗木被害に対する補植、野鼠捕食被害防止のための駆除薬剤散布及び万が一の林野火災、自然災害に備えるための森林国営保険の加入、契約更新を行う。

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
1,178	B	近年、畜産農家戸数が減少し、高齢化と後継者不足が進み労働力確保が困難な状況である。 また、芦別畜産振興公社については、近年の牛肉(乳用種)の厳しい需要状況から、京都生協での今後の販売展開の好転が見込めない状況になっている。	飼養頭数も減少傾向にあり、後継者確保に向けて検討が必要である。 芦別畜産振興公社については、市、たきかわ農協、京都生協の協議により、平成25年6月をもって事業を終了し、公社を清算することとした。	酪農経営の安定や食の安全を確保するための施策を継続し、今後の状況に応じて必要な措置を講ずる。 芦別畜産振興公社解散後の肥育施設については、これまで素牛導入の取引先であった(有)入谷畜産センターが当該施設を借り受け、肉牛肥育事業を行うことで施設の有効活用を図る。	現状のまま継続	
10,124	B	各施設(野花南ダム、土地改良区が管理する農業用施設)の老朽化が進んでいる。施設の管理水準の確保が必要。	早期に修繕を計画することとし、施設の長寿命化を図っていく。また、管理体制整備の強化に向けた目標を設定し取り組む。	農業生産の基盤となる国営施設及び農業用施設を維持管理する土地改良区に対し、引き続き支援を行い、管理体制整備の強化を図る。	現状のまま継続	

② 林業の振興

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
869	A	森林作業員等の林業事業に携わる就労者の高齢化が進んでいる。また、岨山の自然保護活動を行うために入山制限をしているものの、高山植物の盗掘目的での無断入林が問題となっている。	林業事業における機械の導入により効率的な施業を促すとともに、北海道が実施する林業体験、林業高校を活用し新規就労者の確保を図る。また、岨山自然保護ボランティアをはじめとした関係団体の協力を得て、盗掘を防ぐための地道な巡回活動を実施する。	今後とも林業関係団体と連携し、新規就労者の確保や効率的な施業を進めていくとともに、岨山の巡回活動を継続していくことで、高山植物の回復を待つ。	現状のまま継続	
8,233	B	計画を進める上で、森林所有者に連絡がつかない「不在村」の対策が課題となっている。	不在村対策に向けて、各関係機関の協力を得るなどして森林所有者の連絡先を確認し、事業の周知を図る。	森林所有者全員に事業を周知し、計画的な林業振興、森林整備を推進していく。	現状のまま継続	
14,165	A	有害鳥獣と野生鳥獣による農林業被害の低減、生活環境に係る被害防止、人間と動物が共存できる環境づくりが進められているものの、有害鳥獣の市内における頭数が増大してきており、農業被害が拡大している。	猟友会や振興局、また近隣市町と連携をして、捕獲頭数の増加を図る。	市としても、平成24年度から新規狩猟者の確保のために、経費負担をして育成に努めている。	現状のまま継続	
7,789	A	計画を進める上で、森林所有者との連絡がつかない「不在村」の対策が課題となっている。	不在村対策に向けて、各関係機関の協力を得るなどして森林所有者の連絡先を確認し、事業の周知を図る。	森林所有者全員に対し事業を周知し、計画的な整備を推進していく。	現状のまま継続	
15,624	A	本年度及び来年度の事業であり、スケジュールに沿った整備が不可欠である。	工事の進捗状況を常に把握する等して、円滑な整備に向けて取り進めることとする。	路網の未整備地域解消に向け、関係団体と協議を進めていく必要がある。	現状のまま継続	
277	B	作業道等については、天候や車両走行により路盤洗掘や崩落が突発的に発生することから、迅速かつ安全な状態での維持管理を行う必要がある。	森林組合と連携を図り、整備や維持補修を進めていく。	市有林野の管理のために、今後も作業道等を維持管理及び整備を継続していく必要がある。また、平成25年度からは「市有林・林道管理業務」として、「市有林野育成事業」「林道維持管理業務」とあわせた事務事業として進めることとする。	見直して継続【統合・振替】	
1,452	B	市有林野の育成と被害防止、林野被害に備えた保険加入を進めているものの、山菜採り等の目的での無断入林が多く、万が一の林野災害が懸念されている。	広報等を通じ、市民に対する山火事予防に向けた周知が必要である。	市有林野における林野災害の予防、森林資源の確保を図るための啓蒙活動を継続していく。また、平成25年度からは「市有林・林道管理業務」として、「市有林管理業務」「林道維持管理業務」とあわせた事務事業として進めることとする。	見直して継続【統合・振替】	



# < 資料3 >

## 平成25年度事務事業評価結果一覧

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
林道維持管理業務	農林課林務係	芦別市有林	市有林における森林資源の確保を図る。	市有林野の管理に必要な林道の維持管理、整備を行う。
生活環境保全林管理業務	農林課林務係	市民、旭町生活環境保全林(芦別市有林)	市民の森林レクリエーションの場として生活にゆとりを提供し、森林環境教育のフィールドとしての活用及び遊歩道利用した森林浴や森林セラピーにより心身の健康維持・増進を図る。	北海道が保健保安林に指定し、道の治山事業で旭町市有林内に造成された「生活環境保全林」の維持管理を行う。
森林環境保全整備事業	農林課林務係	市内民有林及び市有林	市内民有林及び市有林における森林資源の確保、地元木材の価値の向上、民有林林業の振興を図る。また、京都議定書目標達成計画に伴うCO2吸収源対策を図る。	森林整備が必要な市内民有林、市有林の下刈及び除間伐等の事業を実施する。

3 産業・経済

(2) 商工鉱業

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
商工業振興・育成事業	商工観光課商工振興係	中小企業者等	地域における商工業の総合的な改善発展を目指し、地域経済の振興発展を目指す	中小企業者等に対する補助金の交付、商工会議所への補助金の交付
住宅改修促進事業	商工観光課商工振興係	市民	住宅の改修工事に係る費用の一部を助成することにより、快適な住環境の整備並びに市内建設業の振興及び雇用の安定を図る	住宅改修工事を行った者に対する補助金の交付
市内購買促進事業	商工観光課商工振興係	市民、商工業者	消費の落ち込み、売上げの減少、郊外への流出を防ぐため、「買い物は地元で・地元商品愛用強調月間」としてドリームフェスタ等を全市的に実施し、商店街、市民一体となり、疲弊している商店街等に活力と消費の回復を図る。	商工会議所との連携により、購買促進事業を実施する。
地元産品販売拡大事業	商工観光課商工振興係	市内商工業者	地域における産業・経済の活性化を願い、地元産品を広く市内外に紹介するとともに、積極的に販路の拡大を図る。	市内におけるイベントの開催、市外イベントへ出展によるPR・販売活動を実施する。



総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
706	B	林道については、天候や車両走行により路盤洗掘や崩落が突発的に発生することから、迅速かつ安全な状態での維持管理を行わなければならない。	瞬時に対応できるよう森林組合と連携を図り、整備や維持補修を進めていくとともに、道路賠償責任保険の継続加入を行なう。	市有林野の管理のために、今後も林道の維持管理及び整備を維持していく必要がある。また、平成25年度からは「市有林・林道管理業務」として、「市有林管理業務」「市有林野育成事業」とあわせた事務事業として進めることとする。	見直して継続【統合・振替】	
1,540	B	森林レクリエーションの場として、また森林環境教育のフィールドとしての利用が少ない。	市内小中学校や生涯学習活動の一環として利用してもらえるよう、継続的な維持管理を進めるとともにPR活動を実施していく。	整備造成については道に治山事業として要望を行って行くとともに、市民のゆとり・憩いの場として、更には森林環境教育のフィールドとしてPRしていく。	現状のまま継続	
73,250	A	市有林、民有林にかかる保育や間伐等の整備促進が課題となっている。	市有林及び民有林は、これまで市が「森林施策計画」を策定し実施を行ってきたが、森林法の改正により、平成25年度から民有林は芦別市森林組合、市有林は市が「森林経営計画」を策定して実施の推進を図っていく。	計画的な市有林の整備を図るとともに、今後、民有林の施策実施主体となる芦別市森林組合と、より一層の連携を図り良好な整備を進めていく。	見直して継続【改善】	

① 商業の振興

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
181,143	B	景気の後退により、事業の縮小や撤退に至る企業がある一方、製造業を中心とした新製品の開発や事業規模の拡大の動きもみられる中、企業の経営基盤の強化及びその振興を図ることが喫緊の課題。	社会経済情勢の変化、企業ニーズに対応するため、継続的に企業情報の収集に努め、企業が必要とする支援を行っていく。	平成25年度から拡充改正した補助制度を地元企業に広く周知し、活用してもらうことで、企業の競争力の強化を図るほか、投資意欲を一層促していく。	現状のまま継続	
13,490	B	住宅の耐久性、安全性に対応する住環境の整備、地元建設企業の経営の健全化、疲弊する地域経済の活性化を図るため必要な施策であるが、本市の財政状況を考慮した場合、一般財源のみでの事業展開は難しいことから財源確保が課題であった。	一部、国の財源が活用可能となったことから、国の制度を活用可能な期間内に新制度を制定し、制度の拡充を行った。	高齢化や障がい者に対応するバリアフリー住宅や耐震化住宅の普及・拡大により安心して暮らせる住環境の整備を図るため、現行の一般リフォーム工事、高齢者等住宅改修工事、耐震改修工事の3制度を継続する。	現状のまま継続	
20,958	B	近隣市町の大型店舗の進出などによる購買力の市外流出など、市内小売店舗をとりまく環境はますます厳しくなっており、市内消費を促す取り組みが必要である。	市民の購買需要を極力市内でまかなう商店街づくりに努めるものとし、購買力の市外流出を防ぐためのイベント等を実施する。	市内限定商品券「どんぐり」の利用拡大に向けた積極的なPR活動をはじめ、年末商戦の期間において実施する「ドリームフェスタ実施事業」や割増特典付き「スーパープレミアム商品券(スーパーどんぐり)発行事業」を引き続き支援し、購買力の市外流出を防ぐことで市内経済活性化を図る。また、スーパープレミアム商品券は完売にならなかった経過もあることから、より効果的な手法について、関係団体と協議・検討する必要がある。	見直して継続【改善】	
1,072	B	市外でのイベントについては、地元製品の販路拡大につながるものの、店舗を閉めての活動となるため積極的に取り組むことが難しい状況にある。また、商工まつりでは、市内の事業所で生産されている製品を広く市民に知ってもらうための機会を今後も確保することが必要である。	市外イベントでは、出展事業所のみ負担がかかり、他の事業者も恩恵を受けていることから、今後のPR活動について関係事業所と協議を進めていく。商工まつりでは、多くの事業所に参加頂き、イベントを通じて市内企業及び地元製品のPR拡大を図っていく。	市外イベントでは、関係事業所同士が連携を取り、自主的な活動を行える環境整備を進める。商工まつりでは、より多く地元産品を市民にPRできるよう、出展企業の掘り起こしを期待し、支援を継続していく。なお、商工まつりは出展企業や開催場所を見直すために平成25年度を休止することにしたが、農商工連携の機運の高まりを踏まえ、26年度の再開に向けて協議を重ねていく。	現状のまま継続	

# < 資料3 >

## 平成25年度事務事業評価結果一覧

3 産業・経済

(2) 商工鉱業

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
鉱業振興事業	商工観光課商工振興係	市内露頭炭採掘業者	露頭炭採掘業を営む者に対して、その経営の安定と継続に資するため、必要な経費を交付する	露頭炭採掘業者に対する補助金の交付
企業誘致事業	商工観光課商工振興係	誘致対象企業	企業誘致を積極的に推進することにより本市経済の活性化、雇用の確保及び地域振興に資する	企業誘致委員会の開催、企業訪問の実施等

3 産業・経済

(3) 雇用・労働環境

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
働く婦人の家運営事業	商工観光課商工振興係	市内に住所又は勤務先を有する勤労婦人及び勤労者家庭	市内に住所又は勤務先を有する勤労婦人及び勤労者家庭の主婦の福祉増進と教養の向上を図る	運営委員会による事業計画の決定、指導員の下での事業推進
雇用・労働環境向上事業	商工観光課商工振興係	芦別市内の事業所に勤める勤労者、出稼労働者。	勤労意欲の向上、出稼労働者の援護、短期の就業・雇用機会の創出を図る。勤労者の雇用の労働条件改善や雇用安定維持を図ることにより勤労意欲の向上を目的とする。	規則に基づく褒賞の授与・表彰、出稼前無料健康診断の実施。芦別市地区連合会、芦別市技能協会に対する交付金の交付。

3 産業・経済

(4) 観光

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
観光イベント推進事業	商工観光課観光振興係	市民、観光客	健夏まつり、キャンドルアート、芦別映画学校の開催を支援するとともに、観光客の誘致を図り、市民活力の向上を図る。	健夏まつりの開催委託、キャンドルアート実行委員会及び映画学校実行委員会に対する開催補助金を交付する。

② 工鉱業の振興

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
1,340	B	特定事業所に対する支援施策であるため、他業種との公平性に欠けており、見直しを行う必要があるが、その一方で、国の税制改正の影響を受け、経営環境の悪化が懸念されていることから、このことを考慮する必要がある。	今後3年間、激変緩和措置を講じて補助金額を削減し、平成26年度には補助金をゼロとする。	本補助金が開始された当時は、国の石炭政策が終了したことや当時の企業振興奨励金等において、対象外業種であったことなどを背景に、市の政策的配慮を求められたことにより創設されたものであったが、現在は、泊原子力発電の休止により火力発電の需要が大幅に伸びており、今後の経営環境を見守ることとする。	現状のまま継続	
1,248	B	景気の後退により、企業の進出意欲が低下している中、中長期的な視点に立った継続的な取組みが必要である。	本市の有する特性や優位性を踏まえ、重点的な誘致対象業種のあり方や企業訪問・企業誘致活動の手法などについて具体的なかつ実効性のある取組を推進する必要がある。	平成25年度から企業立地や既存企業における事業拡大に対する支援制度の拡充を図り、本市への立地に関する優位性を積極的にPRする。また、本市に立地するメリットがあると思われる「本市又は近隣に立地する企業と取引がある企業への訪問」を実施し、企業誘致の実現に向けたより効果的な活動を展開する。	現状のまま継続	

① 雇用・労働環境の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
23	C	サークル等、継続的利用者が多いが、家庭婦人が大半を占めている状況である。また、有料で男性を含む団体が利用するケースも増加している。	男女関係なく同一条件で利用可能な施設とする。	関係団体等への説明会等を実施し、働く婦人の家を総合福祉センターの一部として、平成26年度から男性・女性問わず同一条件で使用できる施設とする。	休止・廃止	
2,441	A	現在実施している、国の緊急雇用創出推進事業が平成25年度をもって終了する予定であることから、市内の雇用機会を拡大するため、市独自の雇用対策を検討する必要がある。	平成25年度より市内企業の雇用意欲を高めるための新規施策を次のとおり創設した。 ・新規学卒者雇用奨励事業【雇用一人につき100万円を3年間で分割交付 ※1事業所2人限度】 ・雇用拡大奨励事業【雇用一人につき30万円を交付 ※1事業所3人限度】 ・ふるさと就職奨励金交付事業【雇用一人につき30万円 ※3年間で地域限定商品券を分割交付】	市内企業に対する制度の周知と普及に努め、定住人口の定着と市内企業の振興を図る。	現状のまま継続	

① 観光事業の振興

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
10,167	B	これまで「健夏まつり」「キャンドルアート」「映画学校」を本市三大イベントとして各イベントの開催を支援し、芦別市の魅力をPRして、観光入込客数の増加を目指してきたが、キャンドルアートは平成25年度を持って実行委員の解散が決定し、映画学校は悲願である芦別映画制作が本格的にスタートしたが、市からの補助を受け実施する映画学校の事業活動は平成24年度をもって終了したため、観光入込客数の減少が懸念される。	各イベント開催への支援を見直し、集客アップに向けたイベントの魅力発信に力を入れるとともに、各実行委員会と綿密な連携を強化する。	今後、本市の観光振興にとってマイナスとならないよう既存イベントである「健夏まつり」の見直し等を行うなど実行委員会組織において検討を進めるとともに、芦別映画完成後における映画と観光振興の方向性についても関係者と意見交換を行いながら検討していく。また、映画学校の事業活動終了及びキャンドルアートの終了に伴い、集客型イベントである「健夏まつり」の見直しを集中的に行うなど、観光入込客数の確保と観光振興に取り組む必要がある。	見直しを継続【改善】	

# < 資料3 >

## 平成25年度事務事業評価結果一覧

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
観光振興推進事業	商工観光課観光振興係	市民、観光客	道内外観光客の来訪促進や星の降る里芦別の魅力を発信するため、広域PRの強化を図るほか、芦別観光協会などの観光団体と密接な連携を図り、観光事業の発展や観光客の誘致を図る。また、あさひかわ観光誘致宣伝協議会などの市外関係団体とも広域的連携を深め、観光客の誘致に効果的な体制の整備を図り、各種共同事業を展開する。	①星の降る里芦別観光事業の委託(芦別観光協会) ②観光施設整備及び維持管理(観光案内板や旧三井芦別鉄道展示場等) ③観光・イベント周知宣伝事業(観光パンフレットやイベントPRチラシ作成・配布等) ④市外観光関係団体との連携、活動促進

3 産業・経済

(4) 観光

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
陶芸センター管理運営業務	商工観光課観光振興係	市民、観光客	芸術・文化の向上を図るとともに、青少年や高齢者等のコミュニティーの場として、個性あるまちづくりと地場産業の振興を図る	芦別市陶芸センターの適正な管理・運営
健民センター園地管理運営業務	商工観光課観光振興係	市民、観光客	市民および観光客等の保健休養地として整備を図り、観光客誘致の促進および地域の活性化を図る。	芦別市健民センター園地の適正な管理・運営
健民センターオートキャンプ場管理運営業務	商工観光課観光振興係	健民センターオートキャンプ場利用者	市民及び観光客等のレジャー施設として管理運営し、観光客誘致の促進と地域活性化に努める。	オートキャンプ場施設の安全管理と環境整備
滝里湖オートキャンプ場管理運営業務	商工観光課観光振興係	滝里湖オートキャンプ場利用者	市民及び観光客等のレジャー施設として管理運営し、観光客誘致の促進と地域活性化に努める。	オートキャンプ場施設の安全管理と環境整備
道の駅等管理運営業務	商工観光課観光振興係	市民、観光客	大きな駐車場と市の観光施設とを連携した「道の駅」を整備し、道路交通の安全で快適な環境整備、観光客に対するサービスの提供により地域活性化を図る。	道の駅連絡会との連携、施設の有効利用



総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
11,042	B	観光入込客数低下を防止する。観光客の来訪を促進及び芦別の魅力発信をすることが今後の課題である。	芦別の魅力をパンフレット及び有料広告等の様々な媒体を利用し、道内外へ発信することでPRを促進する。	パンフレット及び有料広告等の様々な媒体を利用し、芦別の観光PRを促進し、観光入込客数増加を図る。	現状のまま継続	

② 観光資源の有効活用

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
6,724	B	一部の利用者による利用は根付いており、また、芦別温泉利用者の利用も定着しつつあるが、1日当たりの利用者数は横ばいとなっているため、利用増に向けた取組みが必要である。	ホームページによるPR強化や芦別温泉等利用者へのチラシ配付のほか、新聞やラジオ等メディアへも協力を求める。	適正な施設維持管理に努めるとともに、PRによる利用拡大を図る。また、利用者拡大に向け、1次評価を踏まえた今後の方策について、芦別振興公社と十分な協議を進める必要がある。	見直して継続【改善】	
11,642	B	園地内施設の利用頻度は一部に偏っているため、施設全体での観光客や利用者の増は今後の課題である。	テニスコートやグラウンドなど利用者の少ない施設の今後の活用方法を検討する必要がある。	テニスコートやグラウンドなど利用者の少ない施設の今後の活用方法を検討する必要がある。	見直して継続【改善】	
5,270	B	経年劣化による施設の維持管理費の増加と利用客の減少傾向が課題である。	将来を見据えた適切な維持管理を行い、施設の長寿命化を図るとともに、利用者ニーズを的確にとらえたハード・ソフト整備が必要である。	隣接する健民センター関連施設と一体となり市民及び観光客等のレジャー施設として活用し、快適に利用できるようサービスを向上させ利用増を図るとともに、にぎわい創出プロジェクト【ランドデザイン】の実現に向け、健民センター一帯を管理運営する(株)芦別振興公社と協議検討を進めていく。また、本キャンプ場は、にぎわい創出プロジェクトの1つをなすことから、さらに具体的な再整備のあり方を検討する必要がある。	見直して継続【改善】	
27,374	B	経年劣化により施設の維持管理費の増加が課題である。	将来を見据えた適切な維持管理を行い、施設の長寿命化を図る。	隣接する滝里湖の湖有水面を活かした市民及び観光客等のレジャー施設として、快適に利用できるよう適正な維持管理とサービスの向上により利用増を図る。	現状のまま継続	
28,917	B	多数ある道の駅の中でどのようにして差別化を図るか課題である。当該施設の各々の駐車スペースが狭く、今後、施設内事故の防止の観点からも、利用しやすい施設とする必要がある。市内観光施設等との連携が必要である。	市民やドライバー等が多く利用する、駐車場やトイレの基本的な道の駅施設を適正に維持管理し、利用者が満足できるサービスを提供する。道の駅を拠点とした「にぎわい」創出事業による、道の駅のあり方を検討中である。	付随する緑地等管理中央センターと一体的な維持管理を行い、ドライバーの休息施設並びに市の観光情報や地場産品のPRの場として活用し、市民並びに観光客へのサービスを向上させ更なる利用増を図る。道の駅を拠点とした「にぎわい」創出事業による、市内観光ルートの構築を図り他施設との差別化を図る。また、にぎわい創出プロジェクトの核となる道の駅の再整備に向け、関係団体と連携し、基本計画の策定に向けてより具体的な内容を協議していく必要がある。	見直して継続【拡充】	

# < 資料3 >

## 平成25年度事務事業評価結果一覧

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
健民センター管理運営業務	商工観光課観光振興係	市民、観光客	市民及び観光客の保健休養地としての諸施設の適正な管理・運営により、本市観光産業の振興を図る	健民センター施設の安全管理と環境整備
国設芦別スキー場管理運営業務	商工観光課観光振興係	市民、観光客、児童・生徒	スキー場の整備・管理運営を行い、市民及び観光客のレクリエーションの場の確保と観光振興を図る	国設芦別スキー場の適正な管理・運営
道の駅を拠点とする「にぎわい」創出事業	政策推進課政策推進係	市民、観光客	本市玄関口である道の駅と国道452号沿いに点在する旭ヶ丘公園や健民センターオートキャンプ場の一体的な「にぎわい」を創出するため、それぞれを個性的で魅力ある施設へと再整備するとともに、これらを有機的に連携させることで、魅力アップを図り、人々が目的を持って訪れてもらえるような多種多様なニーズを充足するエリアを構築する。	道の駅、旭ヶ丘公園及び健民センターオートキャンプ場の一体的な再整備、3施設の役割・機能の明確化、3施設の有機的な連携による面的な広がりの確保。

### 4 保健・医療・福祉

### (1) 保健・医療

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
母子保健事業	健康推進課健康推進係	妊婦、乳幼児、乳幼児保護者等の市民	妊婦から乳幼児までの一貫した母子保健サービスを実施することで、妊婦、乳幼児の健康の保持増進を図ることや母性・父性がはぐくまれ乳幼児が心身ともに健やかに育つことを支援する。	母子健康手帳交付、妊婦一般健康診査受診票交付、パパママ学級、乳幼児健康診査・健康相談、訪問指導等を実施することにより、妊婦や乳幼児の健康状態や、生活環境等を把握し、個々に合った適切な情報提供や育児指導などを実施する。 ①妊婦管理②パパママ学級③3・4か月児健康診査④7・8か月児健康相談⑤1歳6か月児健康診査⑥3歳児健康診査⑦思春期保健事業
生活習慣病予防対策事業	健康推進課健康推進係	各保健事業の対象者の市民	保健事業を総合的に実施することにより、生活習慣病等の疾病予防や市民一人ひとりの生涯を通じた健康増進を支援し、市民の健康寿命の延伸と生活の質の向上を図る。	健康相談、健康教育、各種がん(胃・肺・大腸・乳・子宮頸)検診、各種(骨粗鬆症、肝炎ウイルス)検診、健康増進法に基づく健康診査、各種健康教室、訪問指導等を実施。

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
97,728	B	施設の利用者が年々減少していることから、利用者数の確保が課題となっている。 利用者の大幅な増加が見込めない中でコストの削減が必要である。	利用者増加への取り組みを継続して行うとともに、施設の計画的な修繕を行い、利用者に対する快適な環境を提供するとともに、利用者ニーズに合った新たな施設整備を行い、更なるサービスの向上を図る。 コストの削減については、木質チップボイラーの導入による燃料コスト等の削減を図る。	保健休養施設として、隣接する健民センター諸施設と一体となった整備を行うとともに、PR活動の強化を図るなど利用者数の増加を目指す。 平成25年度の木質チップボイラー導入により、地域資源(クリーンエネルギー)有効活用先進地として視察受入体制を整備し利用客の増加につなげていく。	見直して継続【改善】	
8,163	C	ロッジやリフト設備の老朽化により、今後、莫大な改修工事が必要な時期に来ている。また、平成21年度より経営権の譲渡に向け、利用料金制を導入しているところであるが、スキー離れによる利用者の減少により、収入の確保が難しく採算が取れないことから、今後、利用者の増加に向けた取り組みや経営方針の見直しが必要である。	施設の整備に関しては、リフトの統廃合も視野に入れ検討を行うとともに、計画的な修繕を施し施設の延命を図る。また、経営譲渡に向けて利用料金制を導入したところであるが、収入の確保が難しく、採算が取れない状況から、今後、スキー場の方向性を判断していかなければならない。	スキー場経営の赤字解消に向け、指定管理者である声別振興公社による利用者確保に向けた営業活動の強化や維持経費の面からナイター営業の縮小や廃止及び第2リフトの廃止なども視野にいれるなどの検証を行いながら方向性を見出していく。本市スキー場は、観光施設としての位置づけであるが、市民の冬期間の健康増進施設としての側面も併せ持つことから、まずは経営赤字解消に向けた対策を段階的に取り組んでいくとともに、スキー場運営の方向性を慎重に見出していく。また、1次評価における今後の方向性を十分に踏まえて対応を図るとともに、今後の管理運営方法についても検討していく必要がある。	見直して継続【縮小】	
176	B	道の駅を拠点とする「にぎわい」創出市民会議等から出されたアイデアを反映し、作成した【グランドデザイン】に対し、市民や市議会等からいただいた様々な意見等を斟酌し、事業実施に向けて再検証を行う必要がある。	財政状況を踏まえ、市民、関係団体・機関、市議会などと協議を重ねながら【グランドデザイン】の再検証を行う。	【グランドデザイン】(基本構想)をより具体的な「基本計画」の熟度に高め、平成26年度以降の事業実施に向けた準備(基本設計、実施設計、予算計上等)を着実に進める。	現状のまま継続	

① 保健の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
5,518	A	各種健診や訪問等を通し、子どもの発達確認や親への育児支援を行っているが、支援を要するケースは減少していないため、今後もきめ細やかな対応が必要である。	保健指導・健康相談・健診の内容の充実及び利用率(受診率)の向上をはかり、個々のケースに対してきめ細やかに支援していく。	子どもの発達や親の育児に対し、必要に応じたフォローアップを行えるよう、保健指導・健康相談・健診内容の充実を図る。	現状のまま継続	
14,600	A	市民のがん予防への関心や健康に対する意識が高まってきている。受診率向上のため多くの市民が受診できるよう受けやすい検診体制を整える必要がある。	受診率向上のため、市民周知を図り、拡充した医療機関を継続して委託していく。	未受診者への受診勧奨の継続及び、「特定のがん検診推進事業」による無料クーポン券の配布や、土日の受診日の設定、またクーポン利用者に対しては個別でも受診できる体制を継続し、受診者の拡大を図る。	現状のまま継続	

# < 資料3 >

## 平成25年度事務事業評価結果一覧

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
歯科保健事業	健康推進課健康推進係	妊娠期から成人期の各歯科保健事業の対象者	生活習慣を背景として発症する歯科疾患の予防を推進する。また、口腔保健に関する正しい知識の普及啓発により歯や口の機能を維持し、食べることを通した健康づくりを支援する。	パパママ学級、歯科検診、健康教育・歯科相談、フッ化物を利用した虫歯予防対策、幼稚園・保育園園児に対する歯科保健対策等を実施する。
感染症予防対策事業	健康推進課健康推進係	予防接種対象者の市民、エキノコックス症検診希望者	感染症に関する正しい知識の普及に努めるとともに、感染症の発症及びまん延を防止するために予防接種を行うことにより公衆衛生の向上及び健康増進を図る。また、エキノコックス症検診を実施し、エキノコックス症の早期発見・早期治療につなげる。	各種予防接種(三種混合、二種混合、ポリオ、麻しん・風しん混合、BCG、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がんワクチン、インフルエンザ)及びエキノコックス症検診を実施する。 ①乳幼児の予防接種(集団)②乳幼児等の予防接種(個別)③高齢者の予防接種

4 保健・医療・福祉

(1) 保健・医療

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
食育推進業務	健康推進課健康推進係	市民	食育基本法に基づき第2次芦別市食育推進計画を策定し、関係団体や行政が協力・補完し合いながら推進することにより、健全な食生活や食習慣の実践を通して豊かな人間性を育む。	第2次芦別市食育推進計画に基づき家庭を中心に、保育所、幼稚園、学校、地域、生産者、事業者、行政等がお互いに協力・補完し合いながら事業等の取組みを実施する。

4 保健・医療・福祉

(1) 保健・医療

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
救急医療業務	健康推進課健康推進係	市民	地域医療体制の確保と安定化並びに市民に対する救急医療に関する普及啓発を図るため一次救急医療体制(在宅当番医制)の確保等の必要な事務・事業を実施する。さらに中空知圏域においては、一次救急医療体制のバックアップとして休日夜間の一次からの手術入院を要する患者に対応する二次救急体制(病院群輪番制事業等)の整備がされており、日常の医療体制等が確保されることにより市民が安心して医療を受けることができる。	一次救急医療体制(在宅当番医制)の確保等の必要な事務・事業を芦別市医師会に委託するとともに、中空知地域保健医療対策協議会に対し、広域救急医療病院群輪番病院運営事業負担金等を支出する。

4 保健・医療・福祉

(2) 福祉

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
社会福祉協議会関係事務	福祉課地域福祉係	社会福祉法人芦別市社会福祉協議会	高齢者、障害者、里親等を支援するために、市の支援だけでは行えない様々な福祉サービスを実施し、地域福祉の中心的な役割を果たしている社会福祉協議会の運営経費を補助し、同法人が安定的・健全な事業運営ができるよう支援することにより、市民福祉のより一層の向上を期する。	① 規則に基づき、同法人の運営経費のうち、次の必要と認められる額を補助金として交付する。 ○ 社会福祉協議会の運営事務費として、事務局の人件費(全額)及び活動経費(一部) ○ 一日里親事業に係る事業費(2分の1) ○ ボランティアセンターの運営経費(3分の1) ② 生活が困窮なかたに対する生活資金の貸付金の原資を、同法人に無利子で貸し付けている。



総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《改革・改善(Action)》			
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定
560	A	全道的に歯を失う最大の原因である永久歯交換期の虫歯が多く、永久歯の虫歯予防対策が課題となっている。	永久歯の虫歯予防対策として、フッ化物利用による虫歯予防の正しい知識を普及し、北海道8020推進条例に基づき道の推進する集団でのフッ化物洗口を推進する。	フッ化物洗口は、予防効果から永久歯の交換期である4歳から14歳頃までが推奨される年齢であるため洗口実施のスタートとなる保育園・幼稚園での適切な実施を支援する。また、教育委員会と連携して、幼稚園・保育園以降の継続実施を推進する。	現状のまま継続
28,617	A	昨今、麻しんや風しんの流行に代表されるように感染症の流行が散発する状態である。また、髄膜炎などワクチン接種により予防できる疾患も浸透してきており、感染症対策への関心は高まっている。	感染症に対する市民の意識の向上をはかり、ワクチンの接種率を高めることで、感染症予防対策を図る。	感染症予防対策を推進するため、市民周知・勧奨をさらに行い、事業の推進を図る。	現状のまま継続

② 食育の推進

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《改革・改善(Action)》			
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定
196	B	食育推進会議を中心に各種食育事業に取り組んでいることで、市民の食育への関心は高まっているが、より実践できる人を増やせるよう、関係団体・関係各課等と連携協力する必要がある。	食育を総合的かつ計画的に推進し、食育が市民運動として展開されるよう関係団体・関係各課と連携協力し、普及啓発に努める。	平成25年3月に第2次芦別市食育推進計画を策定したため、今後は第2次計画に基づき、家庭を中心に、地域、関係機関・団体、行政が連携協力し合い実践的な食育推進の展開を図る。	現状のまま継続

③ 医療の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《改革・改善(Action)》			
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定
7,537	A	一次救急医療体制(在宅当番医制)、二次救急体制(病院群輪番制事業)により診療体制が確保されているが、二次救急体制の利用増加が原因で財政負担の見直しによる増額が懸念されている。	二次救急体制(病院群輪番制事業及び小児救急医療支援事業)は5市5町で事業を実施し、人口、病院の有無等で計算をして応分の財政負担となるため、止むを得ない。	今後も、地域医療体制の確保と安定化、市民に対する救急医療に関する普及啓発を図る。	現状のまま継続

① 地域福祉の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《改革・改善(Action)》			
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定
33,771	A	社会福祉協議会と市は密接な関係にあり社会福祉協議会が実施する事業は本市の社会福祉、地域福祉の推進に影響があることから社会福祉協議会の安定的な運営が求められる。	社会福祉協議会の運営経費を精査しながら不足分について補助していく必要がある。	社会福祉協議会が行う事業が円滑に実施できるよう運営に必要な財政的な支援を行っていく必要がある。	現状のまま継続

# < 資料3 >

## 平成25年度事務事業評価結果一覧

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
コミュニティ推進事務	市民課生活交通係	市民	コミュニティ運動を推進することにより、市民のまちづくりの意識高揚を図る。町内会の運営に関することや町内会との連絡調整を図る。	地域のコミュニティの推進は、町内会の活動(町内会の運営)のあり方に密接な関係があるため、行政としては、そのための支援策を実施した。
コミュニティセンター管理運営業務	市民課生活交通係	市民	地域住民のコミュニティ活動、生活の改善及び社会福祉の増進に寄与するための場を提供することを目的とする。	指定管理者制度を利用して、地域住民が利用しやすいコミュニティセンターの運営を図る。
総合福祉センター管理運営業務	福祉課地域福祉係	①老人福祉法による65歳以上の高齢者 ②障害者基本法による障がい者 ③児童福祉法による児童 ④母子及び寡婦福祉法による母子及び寡婦 ⑤①～④の者で構成する団体 ⑥社会福祉法による社会福祉事業を行う団体 ⑦指定管理者が適当と認めるかた	老人福祉及び障害者福祉の向上並びに市民福祉の増進に寄与するため、老人福祉センター、障害者福祉センター及び市民福祉センター(これらを総称して「総合福祉センター」という。)を設置し、その管理運営を、同センターに事務所を構える芦別市社会福祉協議会(指定管理者)に委託することにより、同協議会の持つ地域のさまざまな社会資源とのネットワークや多くの人びととの協働を通じて、効果的かつ効果的な管理運営を行う。	指定管理者(社会福祉法人芦別市社会福祉協議会)にこの管理を委託している。次の目的で利用を希望する方は、指定管理者の許可を受け、使用料を支払う(減額又は免除の手続きは別に市に申請する。)ことにより、利用することができる。 ①老人の各種相談、趣味、娯楽、教養の向上を図るための研修、老人クラブ等の育成、機能回復訓練の実施等 ②障害者の各種相談、健康の増進、娯楽、教養の向上を図るための研修等、③市民福祉の増進に必要な事業

### 4 保健・医療・福祉

### (2) 福祉

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
高齢者福祉事務	福祉課地域福祉係	①高齢者保健福祉計画等推進協議会開催～委員12人 ②高齢者福祉大運動会開催事業補助～60歳以上の高齢者 ③外国人高齢者及び障がい者福祉給付金～大正15年4月1日以前に生まれた在日外国人で永住許可等受けている者 ④高齢者芦別温泉等利用券等交付事業～70歳以上の高齢者 ⑤冬季生活支援事業～市町村民税が非課税の世帯(70歳以上の高齢者世帯、重度障害者世帯、ひとり親家庭等の世帯)	高齢者保健の向上及び高齢者福祉の増進を図るため、法令に基づき老人福祉計画を策定するほか、高齢者の社会参加及び交流機会の提供し、健康の増進及び身体機能の回復を助長するために、各種の事業を行い、高齢者福祉の増進に寄与する。	①は、条例に基づき、市長が老人福祉計画、介護保険事業計画の策定に係る意見について諮問し、②は、規則に基づき、市社協に運動会開催経費の2分の1以内を補助し、③は、道の要綱等に基づき、高齢者に月額1万円、障害者に月額2万5千円を支給し、④は、条例に基づき、温泉利用券(浴場利用券)及び芦別温泉線のバス券(各年間10回分)を毎年6月下旬から市の窓口で交付し、⑤は、規則に基づき、平成25年3月に、同年8月31日までを使用期限とした5千円分の地域限定商品券「どんぐり」を交付した。

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
10,605	A	人口の減少や高齢化により、地区によっては町内会の維持(会長を含む役員)の適任者がいない。)が難しい状況となっており、町内会活動を停滞させることとなっている。	町内会の合併等の再編成により、町内会活動の基本となる町内会の適正な規模を維持する必要がある。	町内会活動は、各町内会の独自の活動もあれば、行政協力的な意味合いの強いボランティア活動もあり、市政の運営と町内会(町内会活動)は切っても切り離せない関係にあることから、町内会(町内会活動)を育成するためにも、今後も一定の財政的な支援を継続する。 また、町内会活動の活性化を促すことを目的とし、新たな支援の仕組みづくりを検討していく。	現状のまま継続	
15,109	A	施設の老朽化に伴う維持管理が課題となっている。	老朽化した施設の修繕を計画的に実施していく。	今後も地域住民にとって利用しやすいコミュニティセンターを目指し、指定管理者による効率的な施設の管理運営を行っていくこととする。 なお、本町地区生活館及び上芦別生活館については、市直営で運営しており、地元町内会に管理を委託するなどして、コミュニティセンター同様に効率的な運営を行い、生活文化の向上と社会福祉の増進を目指す。	現状のまま継続	
62,683	B	施設が老朽化しているため予期せぬ修繕が増えているほか、オストメイトトイレが無いなど福祉施設として備えるべき設備が充実していないなど万全ではない。また、施設を調査したところ、耐震化のための工事が必要と診断されている。さらに、災害対策にあつては、福祉避難所としての機能も求められている	市民サービスの低下にならないよう計画的に修繕を行い、耐震化工事や、福祉避難所としての機能を備えるなど、求められているニーズに応じ、速やかに対応していく。	設置目的に応じて利用者の増加を図り、身障者トイレを充実し、また、耐震整備などにより防災施設としてのニーズに対応するなど、安心・安全な施設整備に努める。また、芦別市地域防災計画に定める福祉避難所としての機能の充実について検討を進める必要がある。	見直し継続【改善】	

② 高齢者福祉の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
24,693	C	高齢化により独居高齢者、高齢者夫婦世帯が増加しており日常生活の支援、高齢者の安否確認等、多種多様なサービスが求められている。その中であつて、温泉券交付事業の交付率は63.36%と低くなっている。	公平性の観点から、温泉を利用できないかたに対するサービスのあり方も検討していく必要がある。従つて、現在実施している事業の廃止・見直しを行い新たな高齢者施策の検討が必要である。	今後人口減少と少子高齢化が進む状況を踏まえ、高齢者福祉に係る全般的な事業の検証を行い、高齢者施策全体の見直しを図っていくこととする。	見直し継続【改善】	

# < 資料3 >

## 平成25年度事務事業評価結果一覧

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
敬老事業	福祉課地域福祉係	<p>①百歳祝品の対象者 本市に1年以上引き続き住所を有し(住民登録されていること。)、で百歳になる方。 ②敬老会の対象 芦別市内在住で、当該年度中に満75歳になるかた。</p>	<p>高齢者に対して、敬老会を開催し、百歳祝品を贈呈することにより、長年にわたり地域社会福祉の発展に寄与されたかたに対し、その労をねぎらい、その長寿を祝福し、併せて市民の敬老思想の高揚を期するとともに高齢者福祉の増進に寄与する。</p>	<p>①百歳祝品 100歳の誕生日に祝品(似顔絵)を贈呈 ②敬老会 満75歳になるかたに、敬老会出席のご案内をし、市総合福祉センターにおいて、敬老会を実施</p>
老人福祉共同住宅管理運営業務	福祉課地域福祉係	<p>自分の身の回りのこと(炊事・洗濯等)ができる満60歳以上の単身のかたで、次のいずれかひとつに該当するかた。 ①生活環境又は住宅事情等の理由で、今住んでいる居宅での日常生活が困難なかた ②扶養義務者がないかた、又は家庭の事情で家族と同居生活することが困難なかた ③その他市長が、特別の事情により入居を必要と認めたかた</p>	<p>60歳以上の単身生活者の環境と住宅福祉の向上を図るため、老人福祉共同住宅「芦別市静和荘」を設置運営する。</p>	<p>全20室を有し、管理人が常駐し、風呂・トイレは共用部分となり管理人が管理する。入居希望の場合は、必要な書類を添えて市長に申請し、月額使用料6,900円、暖房料(冬期間11月～4月)6,300円を支払うことにより入居が可能。平成22年度までに入居のかたの月額使用料は、23年度5,700円、24年度6,300円と緩和している。電気・水道・ガス代は入居者の負担となる。</p>
老人クラブ支援事業	福祉課地域福祉係	<p>芦別市老人クラブ連合会交付金～同連合会単位老人クラブ助成事業～市内の単位老人クラブ(同一地域内に居住する60歳以上の会員50人以上で組織され、会員の互選による代表者1人を置いているクラブ(原則))</p>	<p>本市に所在する老人クラブが行う高齢者の生きがい対策及び健康増進を図り、地域における高齢者の社会参加を積極的に促進するために、老人クラブ活動のうち市長が適当と認める活動について必要な経費を交付する。</p>	<p>芦別市老人クラブ連合会交付金～同連合会からの申請に基づき、必要と認める経費の3分の1以内を交付する。単位老人クラブ助成事業～各単位老人クラブからの申請に基づき、①教養活動、②健康増進、③生きがい対策、④世代交流のうち年間3事業以内)のうち、市長が必要と認める経費の合計額の2分の1以内を補助する。</p>
緊急通報システム事業	福祉課地域福祉係	<p>独り暮らしで次のいずれかに該当する方 ① 身体虚弱な高齢者(65歳以上)で緊急時に機敏に行動できない。 ② 重度身体障害者で、緊急時に機敏に行動することが困難。 ③ 突発的に生命に危険な症状を発生する持病を有する。</p>	<p>緊急時に機敏に行動することが困難なひとり暮らしの高齢者等の日常生活の不安解消と人命の安全を確保し、急病、災害等の緊急時に迅速で適切な救急救助活動を行うため、芦別市消防署と自宅を電話回線で結ぶ緊急通報装置の設置を支援する。</p>	<p>緊急時において援護を行う緊急通報事業協力員を選任したうえで、市に申請することにより、設置事業者であるNTTが利用者と契約のうえ緊急通報装置を設置し、自宅と芦別市消防署内に設置する芦別市緊急通報センターとを電話回線で結ぶ。市は、同センターに利用者の情報を登録し、急病や火災等の突発的な事故等が発生した場合には、利用者が装置のボタンを押すだけで、センターに自動的に通報され、協力員への安否確認又は救急車・消防車の出動が行われる。設置工事費は市が負担するが、これ以外の電話回線使用料等は申請者が負担する。</p>
在宅福祉サービス事業	福祉課地域福祉係	<p>独居高齢者、虚弱高齢者夫婦世帯、心身障害者世帯等</p>	<p>高齢者が、地域において安心した暮らしができるよう、独居老人、老人世帯等に対して、訪問や電話による安否の確認、除排雪サービス等の日常生活の支援を行う。</p>	<p>市から市社協へ、市社協から36町内会へ事業委託することにより行う。</p>



総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
499	C	敬老事業は、日頃から市民が長年、社会のために尽くしてきた高齢者を敬い、長寿を祝う敬老思想の高揚を図るために行っているが、年々参加者が減少傾向にあるほか、市民の方々に対して敬老思想を普及させることが課題である。	市が直接、対象の高齢者に対して祝品を贈呈し、敬老会の開催をするだけでなく、若い世代に敬老思想が普及するような環境を育てていく必要がある。敬老会については、事業の改善点を明確にし、行事の内容や案内方法を工夫するなど、より効果性を発揮するための手法を取り入れる。	百歳祝品の贈呈は、その長寿を祝福し、市民の敬老思想の高揚を図るとともに、高齢者の福祉の増進に寄与する機会として継続する。また、敬老会は、長年にわたり、市政に協力・尽力いただいた人生の諸先輩方に、感謝お祝いを申し上げ、労う場として、それぞれの節目にふさわしい行事を引き続き行い、多くの方が参加できるよう行事の内容を工夫していく。	見直して継続【改善】	
2,465	C	広報あしべつやチラシの配布により市民に対し周知を図り、民生委員に対し住宅で困っている高齢者の情報提供をお願いしているが全20室中、入居者が11人のため9室の空き室がある。	広報あしべつ、チラシの配布等による行っていくとともに、民生委員・児童委員、町内会の協力を得て、入居希望者の募集活動を行っていく。	低所得者高齢者の住宅確保事業として必要であり、今後とも施設の維持管理を行い、広報あしべつや関係機関を通じて施設の周知徹底を図る等ソフト面の対策を進め、入居条件にあう高齢者からの希望があった場合、速やかに入居できるよう支援する。なお、入居にあたっては、希望のほかに、その時々における希望者の生活環境など定めた要件に合致する必要があるため、急な要望に即応できるよう一定の空き室を確保する。また、施設そのものの在り方について、様々な角度から中長期的な視点で検討していく必要がある。	見直して継続【改善】	
1,944	B	高齢化により高齢者が増えている中、老人クラブに入会する高齢者は減少し、各老人クラブでは年々会員数が減少し、年齢が高い高齢者が中心となって事業を行っており老人クラブの運営が困難になってきている。	新規会員の募集活動や魅力ある事業への見直しが必要である。	老人クラブの活動は閉じこもり防止、認知症の予防等に有効であり高齢者の社会参加に有効であることから今後も継続して老人クラブの活動に対し支援をする。	現状のまま継続	
127	A	独居高齢者、高齢者夫婦世帯の増加により対象基準に該当しないが将来的な不安を心配し希望するかたが増加している。認知症のあるかたには、誤報を避けるため、設置していないが、設置後に認知症その他の理由から誤報が多くなり、不要な緊急車両の出動が増加している。	対象者の基準を見直し、希望する高齢者に端末機を設置するなど緩和策を必要とする。	システムの更新により現システムより設置費用が軽減されることから、制度の周知はもとより、関係機関と連携を密にし、利用希望者の把握に努める。また、利用希望に応じられるよう、設置台数を拡大し、対象者の基準の見直しを図る。また、制度についての効果的なPRをして、利用希望者の把握に努めつつ、対象者の基準の見直し(高齢者夫婦世帯等)について十分に検討する必要がある。	見直して継続【改善】	
2,135	A	町内会に委託しているが、世話する町内会の役員等が高齢化のため、担い手が不足している。また、個人情報保護法による規制のため、各世帯の情報収集が困難である。さらには、詐欺事件の増加により訪問、電話による安否確認がスムーズに行えない町内が出てきており、対応に苦慮している。	町内会ごとに必要なサービスを見極めるなどの見直しが必要である。	今後、高齢者が増加するためサービス内容、実施方法等を検討していくこととする。また、共助という観点に立ちつつ、町内会などと意見交換を行い、サービスのあり方についてを検討していく必要がある。	見直して継続【改善】	

# < 資料3 >

## 平成25年度事務事業評価結果一覧

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
門口除雪事業	福祉課地域福祉係	国、北海道又は市が除雪する道路に面する一戸建ての住宅(公住除く。)に居住し、自力で除雪が困難な次のいずれかに該当する方 (1) 65歳以上の者のみで構成される世帯 (2) 重度身体障害者(1・2級)のみで構成される世帯 (3) 65歳以上の者と重度身体障害者のみで構成される世帯。その他。	冬期間の早朝における国、北海道及び市が実施する除雪作業後の住宅の門口及び車庫前の残雪処理(排雪を除く。)が困難な方に対し、門口除雪を行い、安全を確保し、生活を支援する。	申請に基づき、12月1日から翌年3月31日までの冬期間に、降雪による夜間及び早朝の道路除雪作業が行われた日の午前10時ころまでに、1箇所につき幅2メートルの範囲内で、1世帯当たり2箇所を上限として業者委託による除雪を行う。(車庫前は、車両の通行に支障のない幅の範囲内) 利用手数料は、1箇所3,750円～15,000円で市町村民税の課税状況に応じて決定する。
高齢者生きがいセンター管理運営業務	福祉課地域福祉係	本市に住所を有する60歳以上の方。その他市長が適当と認める方。	高齢者の創造性と生産意欲を助長させることにより、その生きがいを高めるため、高齢者生きがいセンターを設置する。	使用しようとする日の5日前までに市長に申請し、その承認を得たうえで、指導員の指導のもとに、①焼き物の講習、研究及び制作、②木彫りの講習、研究及び制作、③生きがい農園の開園などを受講し、制作する。 センターの使用料は無料とし、焼き物又は木彫りの制作の場合にあっては、実費を徴収する。
後期高齢者医療事務	健康推進課医療助成係	後期高齢者医療制度被保険者(75歳以上の方及び一定の障害のある65歳以上の方)	後期高齢者医療制度を実施する上での一般会計負担分(健康診査委託分、療養費)として、健康診査は被保険者に対する生活習慣病の早期発見及び予防を図り、後期高齢者の健康の保持増進に寄与することを目的としている。また、療養費負担金については芦別市が一部を支払うことで被保険者の医療費支払いの軽減を図る。	健康診査については、期間を6月～翌年1月までとし、市内3医療機関へ委託して健康診査を実施、療養費負担金は芦別市総療養費の1/12を負担
戦没者慰霊事務	福祉課障がい福祉係	戦没者の遺族及び芦別市民	先の大戦における芦別市関係戦没者に対し、市民が追悼のまことを捧げ、平和への誓いを新たにできる機会とする。	平成19年度までは、芦別市戦没者顕彰奉賛会が実施していたが、平成20年度からは市が毎年8月20日に福祉センター大ホールにおいて、衆議院議員、道議、市議等の来賓の他、遺族会、一般市民に参加の案内をし、戦没者追悼式を実施する。

### 4 保健・医療・福祉

### (2) 福祉

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
障害者在宅サービス事業	福祉課障がい福祉係	①身体障がい者送迎サービス～歩行困難な身体障害者(1～4級)、②身体障がい者芦別温泉等利用券等交付～70歳未満の身体障害者(同)、③血液透析等通院交通費助成～腎機能障がい者、心臓機能障がい者(人工弁)、④重度障がい者ハイヤー券交付～重度の身体障害者(児)、市立芦別病院で血液透析療法を受ける者、⑤在宅障がい者等紙おむつ支給～常時介護を要する重度の身体又は精神障害者(児)、⑥精神障がい者地域活動支援センター等交通費扶助～精神障害者、⑦知的障がい者援護施設通所交通費扶助～知的障がい者	市内における在宅の障がい者(児)に対し、必要な在宅福祉サービスを提供することにより、生きがいのある日常生活を支援し、市民福祉の向上を図る。	市に申請又は申し出ることにより、①は外出時の送迎サービスを行い(市社協委託)、②は、温泉券と芦別温泉のバス券を各10枚交付し、③は通院交通費の2分の1を助成し(残り2分の1は事業者が割引制度適用)、④は1枚当たり400円のハイヤー券24枚綴りを1冊又は2冊(透析のみ)交付し、⑤は1日当たり3枚の紙おむつを現物支給し、⑥は交通費全額を助成し、⑦は交通費の2分の1を助成する。

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
7,207	A	門口の除雪のみではなく、玄関先までの除雪希望者が増えているが、市内業者では対応できる体制にない。 対応業者が限られており、高齢化による需要の増大にどこまで対応できるか不安要素がある。	除雪範囲の拡大要望に対し、供給量が不足するため、対応方法を検討する必要がある。 隣近所等地域の協力や、子孫等の親族の協力を求める。	本市の高齢化率が40%を超える現状を踏まえると、市内全域にわたって対象世帯が増加することが予想されることから、業者委託以外の方法による対応方法も新たに考えていく必要がある。	見直して継続【改善】	
3,224	C	なし	なし	高齢者生きがいセンターの役割は終えたことから、平成24年度末をもって廃止した。 翌年度以降2年間は、施設を自治会(旭陶友会)に無償貸与する予定。	終了	
321,781	B	健康診査については、なお一層の受診率向上に向けて努める必要がある。	特定健診、がん検診等との連携による受診勧奨により、受診率の向上を図る必要がある。	高齢者の健康保持増進を図るため、健診の周知や検診体制の整備等により、受診率向上に向けて対応を図る。	現状のまま継続	
37	C	遺族の高齢化により参列者数が減少している。	後継遺族となる者への周知等を検討する。	戦没者等の御霊に追悼の意をささげることにより残された遺族に対しての苦勞に報いるためにも今後も開催は必要である。	現状のまま継続	

③ 障がい者(児)福祉の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
4,541	A	障がい者の経済的負担軽減に係る事業については利用率は高いが、一部事業については障がいの状態等対象者が限定され、全ての障がい者が利用できないものもある。	障がいの状態により対象者が限定されている事業について、対象範囲、内容等を検証していく。	障がい者(児)の生活支援のニーズが高く、必要な事業であることから今後も継続していくものの、将来的には、利用率が低い事業について内容を検証していく。	現状のまま継続	

# < 資料3 >

## 平成25年度事務事業評価結果一覧

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
地域生活支援事業	福祉課障がい福祉係	①成年後見制度利用支援～重度の知的又は精神障害者、②外出介護支援員派遣～障がい者、③訪問入浴サービス～65歳未満の身体障がい者、④居宅介護支援員派遣～障がい者、⑤日中一時支援～障がい者(児)、⑥手話通訳者派遣～聴覚・言語機能障がい者、⑦精神障害者地域活動支援センター機能強化補助～障がい者、⑧ボランティア活動支援事業費補助～精神障害者回復者クラブ垂志の会、⑨心身障害者日常生活用具給付～障害者(児)、⑩更生訓練費扶助～自立訓練等利用者、⑪肢体不自由の障害者	障がい者(児)がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう、相談支援をはじめ地域生活に必要な各種サービスを提供する。	相談のほか、申請に基づき、①は成年後見制度の申立てを行い、②は外出介護支援員を派遣(社協委託)し、③は居宅に訪問して行い(榊三井ヘルスサービスに委託)、④は居宅介護支援員を派遣し介護を行い(委託)、⑤は見守りや訓練を行い(北海道光生舎に委託)、⑥は手話通訳者を派遣し(社協、ろうあ連盟に委託)、⑦芦別あゆみ会に運営経費の一部を補助し、⑧は垂志の会に必要な経費を補助し、⑨は必要な用具の給付又は貸与を行い、⑩は費用を支給し、⑪は改造費の一部を支給する。⑥⑦⑧以外は利用者負担あり。
障害者社会参加支援事業	福祉課障がい福祉係	①身体障害者スポーツ大会参加補助～芦別市身体障害者福祉協会 ②障害者ふれあい広場開催事業費補助～芦別市社会福祉協議会	スポーツを通じて身体障害者の体力の維持増進を図り、又、地域住民に対して障害者を地域社会の中に受け入れて、ともに暮らそうとする福祉の理念の考え方を定着させ、語り合う場を設定するため、事業主体となる身体障害者福祉協会や社会福祉協議会に対して経費の一部を補助する。	①身体障害者スポーツ大会参加補助～団体からの申請に基づき、必要な経費(身体障害者スポーツ大会参加、北海道障害者スポーツ大会参加)の2分の1以内を交付する。 ②障害者ふれあい広場開催事業費補助～社会福祉協議会、市をはじめとする各関係団体が実行委員会を結成し、毎年9月初めに、もとまち公園において、ふれあい広場を開催しており、必要な経費の2分の1以内(155千円上限)を交付する。
障害児援護事務	児童課子育て支援センター係	知的障がい児と保護者	知的障がい児(者)及び重複障がい児(者)が将来健全な社会生活を営めるよう援護し、その福祉を図ることを目的とする。	障がい児をもつ子どもと家族が相互に励まし合い情報を交換し交流を深める場や集団訓練の場を選択し、療育の推進及び自立心を高める為に必要な支援をする。

### 4 保健・医療・福祉

### (2) 福祉

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
遺児年金支給事務	福祉課地域福祉係	遺児と現に同居し、生計を同じくし、監督保護又は養育する方 遺児：義務教育終了前(15歳に達した日の属する学年の末日以前)の児童で、両親又は父親(事実上母親と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)と死別したもの	義務教育修了前の児童で、両親又は父親と死別した児童を養育する者に対して、遺児の健全な育成助長と福祉の増進を図るため、遺児年金を支給する。	保護者等を受給権者として認定した場合に、遺児1人につき月額3,000円を申請した月から支給する。
子育て支援センター管理運営業務	児童課子育て支援センター係	子育て中の親及び子ども	子育てについての悩みを持つ家庭を支援することにより、育児不安の解消を図り、楽しく子育てができ良好な親子関係を築けるよう支援していくことを目的とする。	地域の社会資源を効果的に活用し、多様なサービスを提供するとともに、安心して子育てできるよう支援体制を図る。



総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方針	今後の方向性	総合判定	
9,795	A	地域の実情にあった事業を実施することとなっているが障害者にとっては他市が行っている事業に対して希望があるがサービスを行える事業者がない状況にある。	近隣市と連携し、サービスを利用できるよう調整を進める。	障害者総合支援法の改正及び障害者の支援に関する法律等の抜本的改正に注意しながら、対象者の障害の状態に合った支援・給付等を行っていく。	現状のまま継続	
159	B	身体障害者福祉協会会員の高齢化により、年々スポーツ大会への参加者が減少している。ふれあい広場の内容が毎年同じ状況にあり参加者が減少している。また、企業との連携により就業の場を増やしていくなかでの社会参加も課題である。	ノーマライゼーションの理念浸透のため社会福祉協議会に対しふれあい広場の内容、市民への周知方法等の見直しを要望していく。身体障害者福祉協会の新会員の確保に協力していく。また、事業主との連携を深める等、障害者が自立し社会参加できる機会の増加に努める。	障がい者等がスポーツ大会に参加し、表彰を受けることで自立意識が向上しており、また、ふれあい広場を開催することで地域住民へのノーマライゼーションの理念浸透のため、今後も継続して支援をする。	現状のまま継続	
-	A	都市化の進行や生活様式の多様化により、地域社会における連帯感が薄れつつある中、障がいの種別に関わらず障がい児とその家族が自立して社会参加を進め、親子共に地域で安心して暮らすために福祉サービスを利用しやすい環境作りが課題である。	障害を持つ子どもと家族が、相互に励ましあい情報交換や交流を深める場、集団訓練の場を選択し療育推進及び自立を高めるために手をつなぐ育成会の促進を図る。	今後も障がい児とその家族が安心して地域社会で生活することができるよう支援を図る。	現状のまま継続	

④ 多様な子育て支援の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方針	今後の方向性	総合判定	
210	B	平成5年度以降、支給額について変更されていない。	支給額、事業内容の効率性等を確認するため、他市の状況を調査する。	現状継続をした中で、実施内容について検証していく。	現状のまま継続	
172	A	子育てを支える地域社会の結びつきや子どもに対する目配りも希薄となり、子育て家庭の孤立化や育児不安の解消を図らなければならないことが課題である。	次世代を担う子どもたちが、地域社会で大切に守り育てられる支援体制づくりに努める。	子どもを安心して産み育てることができる環境づくりが叫ばれている今日、地域における子育て支援の核として、また親子の交流の場の提供などを行っている。今後は、さらに子育てに関する意識や啓発を図りながら、子育て支援センターの機能充実に努め、地域の子育てを担っていくこととする。	現状のまま継続	

# < 資料3 >

## 平成25年度事務事業評価結果一覧

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
留守家庭児童会運営事務	児童課児童センター係	・留守家庭児童会入会児童(保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童一放課後児童)留守家庭運営事業(ひばり児童会・すみれ児童会)の二ヶ所で実施、障がい児の受け入れを行っている。	・放課後の一定時間を指導員の保育のもと、基本的な生活が保障され、あわせて子ども自身の成長段階に見合った適切な指導・援助を行う。	・基本的な生活が保障され、あわせて子どもの成長段階に見合った適切な指導・援助を行うために、子ども自身の判断や考えを聞き、尊重する。また利用者(保護者)の様々なニーズに対応できるように努めていく。
児童福祉サービス事業	児童課子ども家庭係	発達や成長の遅れや障がいのある幼児・児童と疑いのある幼児・児童とその保護者。	発達や成長の遅れや障がいのある幼児・児童と疑いのある幼児・児童とその保護者が、通所することにより、早期療育を実施するとともに、家族の支援を行うことを目的とする。	障害児福祉サービス(児童発達支援:未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知能技術の付与、集団生活への適応訓練を行う。医療型児童発達支援:肢体不自由児に児童発達支援及び治療を行う。放課後等デイサービス:就学中の障がい児に、授業の終了後又は夏・冬休み等の休業期間中、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。)
児童センター管理運営業務	児童課児童センター係	18歳未満のすべての子ども。乳児、幼児は保護者同伴で利用できる。	18歳未満のすべての子どもを対象とし遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とする。	遊びを通して児童の集団的、個別的な指導を行っていく。地域における異年齢の子どもや大人との交流、また母親クラブ等の地域組織活動の機会を各種行事等を通して提供していく。課題をもった事業を展開するとともに教育委員会とも連携し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、活動の育成助長を図る。
子どもセンター保育園管理運営業務	児童課子どもセンター保育園	生後8週以上～就学前の乳児または幼児。	保護者が家庭において十分保育することができない児童を、保護者に代わって保育し、通所する児童の心身の健全な発達を図る。	児童に健康と安全環境を整え、各種事業を行いながら生活や遊びを通して総合的な保育を行う。
上芦別保育園管理運営業務	児童課上芦別保育園	満1歳以上～就学前の幼児。	保護者が家庭において十分保育することができない児童を、保護者に代わって保育し、通所する児童の心身の健全な発達を図る。	児童に健康と安全環境を整え、各種事業を行いながら生活や遊びを通して総合的な保育を行う。
一時預かり事業	児童課子どもセンター保育園	子育て中の保護者	専業主婦等育児疲れの解消、急病や継続的勤務、短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育に対応する。	厚生労働省令で定めるところにより保育をする。
児童入所施設関係事務	児童課子ども家庭係	市民(妊婦)。	保健上必要があるにもかかわらず、家庭の経済的な理由により出産費用の負担が困難な妊婦の方に、安心して出産していただくために、指定の助産施設(砂川市立病院)に入院してもらい、出産に必要な費用の一部を助成する。	妊婦健診時に助産施設案内のチラシを配布することにより、助産制度利用の広報活動を行う。 助産相談の受付を行い、必要と思われるケースについて助産施設で助産を行う。
児童デイサービスセンター管理運営業務	児童課子育て支援センター係	発達や成長の遅れや障害のある児童及びその疑いのある児童とその保護者	発達や成長の遅れや障害のある児童及びその疑いのある児童とその保護者が通園することにより、早期療育を実施するとともに、家族の支援を行う事を目的とする。	教材等を効果的に活用し、個別指導、支援を行いながら、各種行事を通じ親子の交流を深める。北海道通園センター連絡協議会に加入し、職員知識や資質向上のため、各種研修等に参加、また、ケース会議及び母親教室を開催し、現状把握と対応に努める。

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方針	今後の方向性	総合判定	
2,943	B	平成27年度からの「児童福祉法」改正に伴う留守家庭児童会の設置基準の策定が急務となっている。また、市内小学校の統廃合も踏まえ、留守家庭児童会のあり方を検討する必要がある。	保護者へのニーズ調査を実施し、今後の運営体制等について検討をしていく。	保護者へのニーズ調査を踏まえて設置基準を策定するとともに、今後の児童会のあり方について教育委員会をはじめとした関係機関と議論を進めていくこととする。	現状のまま継続	
4,321	A	児童福祉サービスが必要と思われる利用者の早期発見がなされていない。	市健康推進係の保健師を始め、関係機関との連携により、サービスが必要と思われる利用者の早期発見に努める。	今後も継続して、サービスが必要と思われる利用者の早期発見に努めていく。	現状のまま継続	
1,190	A	・児童センター各事業については、参加の多い事業と少ない事業があり、事業の選定や工夫が必要である。児童センターの行事に一人で参加できない地域の子ども達がいる。	・芦別市公式ホームページに児童センターだより、行事情報を積極的に情報発信を行い利用促進を図る。	・魅力ある事業を積極的に取り入れ、効果的な事業実施による利用児童の拡大が図られるよう積極的な事業展開を進める。学校への出前事業については学務課の協力及び郊外地域の学校へ出前行事の案内を配付するなど引き続き学校へアプローチを行う。	現状のまま継続	
20,836	A	家族構成や就労形態、子育て意識の変化、地域の結びつきの希薄化等を背景とし、保護者の育児力が低下してきており、保育所任せになってきている問題がある。また、3歳未満児については、待機児童がいる状況にある。	育児不安や育児ストレスを抱える母親等に対し、保育士・看護師・管理栄養士・家庭児童相談員等が連携を図りながらサポートし、不安を解消しつつ育児の手助けをしていく。また、待機児童解消に向けた保育環境の改善を図る。	安心・安全な保育環境づくり、保育士等の資質の向上、養護と教育と食育の充実にも努める。また、地域の子育てにおけるニーズに答えながら、施設のあり方についても検討をしていくこととする。	現状のまま継続	
9,200	A	家族構成や就労形態、子育て意識の変化、地域の結びつきの希薄化等の背景とし、保護者の育児力が低下してきており、保育所任せになってきている状況にある。	育児不安や育児ストレスを抱える母親等に対し、保育士・看護師・管理栄養士・家庭児童相談員等が連携を図りながらサポートし、不安を解消しつつ育児の手助けをしていく。	安心・安全な保育環境づくり、保育士等の資質の向上、養護と教育と食育の充実にも努める。また、地域の子育てにおけるニーズに応えながら、多機能施設である子どもセンターとも連携を図り、保育を進めていく。	現状のまま継続	
153	A	幼稚園の預かり保育のない日には利用者が殺到する。	ニーズ調査等を実施する中で、利用者のニーズを把握し希望に応じよう検討をする。	利用者の私的な理由による一時保育が大半を占めているが、今後も利用者のニーズを把握し、より一層のサービスに努める。	現状のまま継続	
1,830	A	家庭の経済的な理由により出産費用の負担が困難な妊婦の方に、安心して出産ができる出産費用の一部を助成する本制度について、知らない市民のかたがいる。	妊婦健診時に助産施設案内のチラシを配布することにより、助産制度が必要と思われるケースにつき、助産施設において助産を行う。	国の子育て支援が重要視されている状況において、本市においても少子高齢化時代に突入をしているなか、安心して出産・育児ができるように支援の充実を図る。	現状のまま継続	
436	A	諸問題を抱える発達遅れのある子どもや障がいを持った子ども等の家族が悩んだり、孤立することがないように、相談・療育を受けるための専門的な資源が不足している。また、平成24年度から就学児の受け入れを開始が、障害の多種多様化、施設の形態(幼児用)、指導能力(保育士)等についても課題となっている。	施設等専門支援事業の活用、研修会の参加等により職員の啓蒙、啓発を図り児童デイサービスセンターの機能を高める。また、就学児に関しては、年齢制限や言語聴覚士や作業療法士等専門職の対応が必要であり、他機関との連携等が必要である。	発達の遅れがある子どもや障がいのある子どもの家族が安心して地域で生活するためには、早期発見、早期療育は大変重要であることから、今後ますますこの業務については、専門性が望まれているため、職員研修による指導の向上・講演会による啓蒙啓発等を行うこととする。	現状のまま継続	

# < 資料3 >

## 平成25年度事務事業評価結果一覧

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
療育推進協議会運営事務	児童課子育て支援センター係	保護者、保育士、幼稚園教諭、学校関係職員、保健師、市民(近隣市町村関係職員)	発達障害にかかる療育の知識の向上と療育の充実を図るとともに啓発を行う。	専門知識を有する講師招へいにより、療育に対する理解と知識を深める。

4 保健・医療・福祉

(2) 福祉

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
家庭児童相談業務	児童課子ども家庭係	18歳未満の児童。	社会情勢の変化に伴い、地域社会や家庭環境が大きく変化し、児童に関わる問題として、いじめ、不登校、引きこもり、児童虐待、非行、犯罪の低年齢化など多種多様化してきている。また、家庭児童相談の内容も複雑化・長期化しており、深刻な社会問題となっていることから、児童養育の支援や家庭児童相談業務の充実を図る。	家庭児童相談室と専門機関である児童相談所、保健所などが連携した支援体制をつくる。

4 保健・医療・福祉

(3) 社会保障

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
民生委員・児童委員事務	福祉課障がい福祉係	民生委員推薦会の開催～民生委員推薦会委員 5人 芦別市民生委員・児童委員協議会交付金～民生委員・児童委員協議会	援護が必要な高齢者、障がい者、児童等に対して、相談や援助などを行い地域で安心して生活ができるよう民生委員・児童委員の定数を維持できるよう確保に努め、民生委員・児童委員の活動を支援し、市民の福祉サービスの推進を図る。	民生委員推薦会の開催～法に基づき、民生委員・児童委員の候補者の適否を審査し、適任者を北海道知事に推薦する。芦別市民生委員・児童委員協議会交付金～民生委員協議会の行う各種活動を支援するため、毎年4月1日現在の本市民生委員の定数に29,550円を乗じて得た額を交付する。

4 保健・医療・福祉

(3) 社会保障

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
保険税賦課徴収事務	健康推進課国保係	国民健康保険法による被保険者	国保財源を維持するため、国民健康保険税の適正な賦課を行い収納率の向上を図る	口座振替による納付推奨を行うとともに、差押え等滞納処分を行う
医療費適正化特別対策事業	健康推進課国保係	国民健康保険による被保険者	診療報酬明細書の点検等を行い、医療費の適正化を図る。	診療報酬明細書の点検及び医療費適正化啓発普及用パンフレット等の配布、後発医薬品の差額通知を行う。
特定健康診査等事業	健康推進課国保係	40歳から74歳までの国民健康保険被保険者	芦別市国民健康保険特定健康診査等実施計画に基づき、40歳から74歳までの被保険者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導を実施し、医療費の適正化を図る	被保険者への広報周知等。未受診者対策(電話勧奨、未受診者訪問等)。他健診、人間ドック等との連携(情報提供等)。



総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
50	A	発達に遅れがあり育てにくい子どもや障がいを持った子どもや家族にとって専門的な療育や医療が不可欠であり、日常におけるサポートは欠かせないのが現状である。しかし近くに専門的な医療機関等がなく、個々では地域における関係機関にも関係が取りにくい。	地域を取り巻く関係機関や専門機関との連携を取り、諸問題を抱える家族に健全な社会生活を営むために必要な福祉サービスの利用を促進したり、専門機関への橋渡しを図る。	子どもとその家族が、地域社会の中で生活をしていくことについて、療育推進協議会の運営を通してこれからは関係機関との連携を重視し、健全な日常生活をおくれるよう図る。	現状のまま継続	

⑤ 家庭児童相談の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
545	A	現代社会において、子育てを取り巻く環境の変化が大きくそれに伴い、家庭児童相談業務の内容について、複雑化・長期化しており、深刻な社会問題となっている。	家庭児童相談室だけでは対応しきれない内容の相談も多く、専門機関である児童相談所などと連携し、支援体制の充実を図る。	子どもと家庭に関する様々な問題の相談に応じ、家庭における適正な児童養育や児童福祉の向上を図るため、児童相談所や民生委員児童委員等とも連携を図りながら、相談業務体制の充実に努める。	現状のまま継続	

① 生活安定福祉の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
6,225	B	民生委員・児童委員及び主任児童委員の成り手を確保する。	町内会と連携しながら各委員の選出を行う	高齢者や障がい者の増加とともに少年非行や児童・高齢者虐待など社会問題が山積みする中で、地域住民の相談者として活動する民生委員・児童委員及び主任児童委員の役割はますます重要となっていることから、活動に対する経費を負担することは、地域福祉の向上のためには必須である。	現状のまま継続	

③ 国民健康保険の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
729	A	国民健康保険の新規資格取得者は、稼働していない者が多いため、口座振替者の新規加入者に大きな伸びがないのが現状である。	新規資格取得時及び広報誌「国保だより」等で、口座振替について勧奨する。	さらに収納率を高めるため税務課と連携して、口座振替の勧奨及び滞納処分等実施し国保財源の確保に努める。	現状のまま継続	
3,898	B	医療費の適正化に向け、被保険者全世帯に対し、保険証の更新時に啓発普及用パンフレット及び後発医薬品(ジェネリック医薬品)希望カードを送付し、効果はみられるものの、大きな医療費の削減には至っていない。	医療費の削減に向け、診療報酬明細書の点検業務等の強化を行う。	平成24年度から、後発医薬品の差額通知を業者に委託して実施しており、一層の効果が図られるよう措置する。	現状のまま継続	
4,558	B	生活習慣病予防のための特定健康診査については、平成24年度の全国の目標値が65%とされていることから、市の目標値を、平成24年度までの実施計画の中で、平成20年度20%、平成21年度25%、平成22年度40%、平成23年度55%、平成24年度65%としているが、平成20年度の受診率が14.7%、平成21年度16.0%、平成22年度18.9%、平成23年度19.4%、平成24年度22.2%と達成できていない。	平成25年度からの「第二期芦別市国民健康保険特定健康診査等実施計画」において、現状を踏まえつつ、新たな目標を設定した。受診率の目標達成に向け、市民への周知、受診勧奨等の対応を図る必要がある。	法律に基づき、保険者が実施する事業であり廃止することはできない。引き続き受診率の目標達成に向け、市民への周知、受診勧奨等の対応を図る。また、関係部署と連携し、受診率の向上に向けて、具体的な取組を進めていく必要がある。	見直して継続【改善】	

# < 資料3 >

## 平成25年度事務事業評価結果一覧

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
保健事業	健康推進課国保係	国民健康保険被保険者	被保険者に対し、各種検診に係る費用の負担を行い、医療費の適正化を図る	被保険者に対し、がん検診費、骨粗鬆症及びインフルエンザ予防接種に係る費用の負担を行う

4 保健・医療・福祉

(3) 社会保障

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
介護保険事業賦課徴収事務	介護保険課介護保険係	65歳以上の高齢者	保険給付の財源となる介護保険料の徴収確保を図る	年金からの引き去りによる特別徴収及び納付書による普通徴収を実施し、普通徴収の滞納分については、税務課納税係で督促や催告等を行い徴収する。
二次予防事業	介護保険課介護サービス係	二次予防対象高齢者(平成23年度までは特定高齢者)	高齢者の生活機能の維持・向上と生きがいのある自立した生活を支えるため、介護や支援等が必要になる状態の前から、介護予防への関心を高めるための普及を図り、要支援・要介護状態となるおそれのある二次予防対象高齢者に対し、できる限り自立した生活を営めるようサービスを提供する。	生活機能の低下により要支援・要介護状態となるおそれのある高齢者を把握するため基本チェックリストの実施による二次予防対象高齢者把握事業を実施する。
二次予防事業	福祉課地域福祉係	要支援・要介護状態となるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の者で、基本チェックリストにより、要介護状態となるリスクを予測する25項目の生活機能の評価の結果、要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる方。	二次予防とは、介護予防のひとつとして、活動性や生活機能が低下して要介護状態となるおそれの高い高齢者を早期に発見(把握)して早期に対処することにより、要介護状態の発生をできる限り防ごうとするもので、本市では、生きがいデイサービスセンターに通わせ、機能回復訓練等を行うことにより、生きがいのある人生を送ることができるよう支援する。	対象者は、利用の申請を行ったうえで、地域包括支援センターが行う基本チェックリストに基づく評価の結果、要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められた場合に決定する。 サービスについては、生きがいデイサービスセンターに通っていただき(送迎あり)、健康状態の確認、入浴、食事、相談、機能訓練、レクリエーション等を行う。費用負担は、基本利用手数料等として1か月2,551円及び昼食代1食につき500円を必要とする。
一次予防単独事業	福祉課地域福祉係	60歳以上の一般高齢者	特定高齢者となることを予防し自分らしい生活が続けられるよう支援する。	生きがいデイサービスセンターにおいて機能訓練等を行うことにより特定高齢者への進行を予防する。
一次予防事業	健康推進課健康推進係	65歳以上の市民	高齢者が住みなれた地域で自立した生活を送ることができるよう介護予防のための日常生活の取り組みを普及啓発する。	高齢期の健康づくりに必要な「食」に関する支援や、口腔機能低下による誤飲・肺炎を予防するための体操・口腔の手入れ等の健康教育を実施する。また、必要に応じて、食事や歯・口に関する個別相談を行う。

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定
5,468	C	国民健康保険被保険者全ての検診対象者が受診していない。	集団健診時に特定健康診査を受診する場合、がん検診等を併せて受診するよう勧奨したり、広く市民周知することにより、受診者数の増加に繋げる。	受診者が増加するような方策を取ることにより、検診等の受診者を増やし、多くの被保険者が継続して毎年受診するような対策を検討し、疾病の早期発見、早期治療につなげることで、医療費の抑制を図る。	見直して継続【改善】

④ 介護保険の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定
280	A	介護保険料においては、年金から引き去りする特別徴収と納付書による普通徴収があるが、普通徴収における滞納分の回収が課題となっている。	滞納者に対しては、催促状、催告状を発送し納付を促しているほか、税務課納税係において、保険料の徴収業務を行っている。	今後も、滞納者に対しては、督促状、催告状を発送し税務課納税係とも連携を図る。	現状のまま継続
-	B	介護認定のつかない高齢者の方を対象に介護を受けることにならないよう運動器の機能低下を予防する事業を行っているが、興味があっても参加する市民が少ない。	市民がより参加しやすく、効率の良い事業となるよう検討する。	平成22年度途中で制度改革が行われたことにより、平成23年度からは、検診を受けなくても一定の方法で対象者と決定することができるようになった。このことから、関係部局と打ち合わせをし、事業全体の流れ、内容を見直した結果、平成23年度からは多くの方が参加してくれることとなったが、今後もより多くの2次予防事業対象高齢者の方に事業参加してもらえよう進めていく。	現状のまま継続
3,531	B	介護予防の観点から必要な事業であるが利用者が少ない。	地域包括支援センターと連携しサービスを必要とする高齢者の発見に努める。	要支援・要介護状態への進行を予防するために必要な事業であり今後も継続して実施していく。	現状のまま継続
12,800	B	平成24年4月の地域支援事業実施要綱改正に伴い、一次予防は、健康教育、健康相談等の取組を通じて、高齢者の自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行うこと等を目的とするよう改められ、本事業は該当しなくなったことから、平成27年度からの第6期の高齢者保健福祉計画の策定に併せて見直す。なお、予防が必要な者は二次予防で対応することとなっている。	平成27年度からの第6期の高齢者保健福祉計画の策定に向けて、介護保険事業としての一次予防のありかたについて検討するとともに、二次予防のみで運用するよう検討する必要がある。芦別市在宅福祉サービス条例において事業化しているが、介護保険事業として実行しており、わかりにくく、条例の見直しも検討する。	平成27年度からの第6期の高齢者保健福祉計画の策定に向けて、一次予防と二次予防のありかたについて、介護保険事業の中で検討していく。なお、予防が必要な者は二次予防で対応することとなっている。	現状のまま継続
-	A	自身の食事習慣や口腔機能を把握し、少しでも改善できるよう支援を行う必要がある。	地域で実践できるよう、気づきを促すチェックシートの活用や体操などを継続して行う。	今後も対象者に応じた内容を工夫して実施する。	現状のまま継続

# < 資料3 >

## 平成25年度事務事業評価結果一覧

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
一次予防事業	福祉課地域福祉係	要介護認定で自立判定となった高齢者	要介護状態となることを予防し自分らしい生活が続けられるよう支援する。	高齢者に対し生活管理指導員を派遣し日常生活の世話や相談、助言を行い高齢者の生活を確立するところで要介護状態への進行を防止するとともに、生活習慣の指導又は体調調整のため必要と認めるときは一時的に施設に入所させて養護する。
一次予防事業	介護保険課介護サービス係	高齢者	地域における介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取組が主体的に実施されるような地域の構築を目指して健康教育、健康相談等の取組を通じて介護予防に関する活動の普及・啓発や地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行う。	市内の各老人クラブをはじめ、町内会等の各種活動の場において、介護予防についての講話・運動等を行い意識付けを図る。
介護予防ケアマネジメント事業	介護保険課介護サービス係	二次予防事業対象高齢者(平成23年度までは特定高齢者)	二次予防事業対象高齢者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるような必要な援助を行う。	対象者が今後、どのような生活をしていきたいかという具体的な日常生活上の目標を明確にし、その目標を関係者が共有するとともに対象者自身の意欲を引き出し、自主的に取組みを行えるよう支援する
介護予防支援事業	介護保険課介護サービス係	要支援の介護認定を受けた高齢者	高齢者が要介護状態等の改善や重度化の予防又はその悪化の防止	地域包括支援センターが指定介護予防支援事業所の指定を受け、要支援1・2の認定を受けたサービス利用者に必要なサービスを受けられるように適切なケアマネジメントを行う。
総合相談事業	介護保険課介護サービス係	高齢者	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続してできるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。	支援を必要とする高齢者を見出し、各種サービス等の適切な見守りを行い、更なる問題を防止するため、地域における関係者のネットワークを構築し、それを活用するほか、様々な社会資源との連携による情報収集や戸別訪問等により高齢者及び家族の状況等を把握する。
権利擁護事業	介護保険課介護サービス係	高齢者	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行う。	高齢者の権利擁護のため支援が必要と判断した場合には、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置支援、高齢者虐待・困難事例への対応、消費者被害の防止等の制度を活用する。
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	介護保険課介護サービス係	介護支援専門員等の関係者	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、他職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントが重要であり、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。	介護支援専門員が、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援するための会議等を開催する。
認知症高齢者見守り事業	介護保険課介護サービス係	市民	地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を図る。	認知症サポーター養成講座を開催するほか、認知症高齢者を対象としたSOSネットワークを構築する。



総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定
-	B	平成24年4月の地域支援事業実施要綱改正に伴い、一次予防は、健康教育、健康相談等の取組を通じて、高齢者の自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行うこと等を目的とするよう改められ、本事業は該当しなくなったことから、平成27年度からの第6期の高齢者保健福祉計画の策定に併せて見直す必要がある。	平成27年度からの第6期の高齢者保健福祉計画の策定に向けて、介護保険事業としての一次予防のありかたについて検討するとともに、二次予防のみで運用するよう検討する必要がある。芦別市在宅福祉サービス条例において事業化しているが、介護保険事業として実行しており、わかりにくく、生活派遣指導員という用語も現在使われていないことから、条例改正も検討する。	平成27年度からの第6期の高齢者保健福祉計画の策定に向けて、一次予防と二次予防のありかたについて、介護保険事業の中で検討していく。なお、予防が必要な者は二次予防で対応することとなっている。	現状のまま継続
7	B	介護予防支援事業は、介護認定を受けることがないよう、認定を受けていないかたを対象に行う事業で、今後においても市民がより興味を持つ事業を展開していかなくてはならない。	他の市町村が行っている事業など参考にすほか、当係の人員のできる事業を検討するほか、市民が中心となって行う事業等を検討していく。	いきいき百歳体操を市民が中心となって行うよう、いきいき百歳体操サポーター養成を行う。	現状のまま継続
3,578	B	二次予防事業対象高齢者になっても介護予防を必要と感じるまでに至っていないことから、事業に参加する方が少ない。	二次予防事業対象高齢者に対し、予防事業へ興味を持ってもらう事業の展開が必要である。	二次予防事業対象高齢者のニーズを把握し、より興味を持ってもらうような事業展開を図る。	現状のまま継続
3,578	B	要支援認定となる方が増加してきている傾向にある。	予防計画の策定について、市内事業所へ委託を行う。	予防計画の策定の市内事業所への委託や、地域包括支援センター職員の事務分担を変更するなど機能充実を図る。	現状のまま継続
3,593	B	高齢化に伴う新規の相談件数が多く、また、繰り返し相談に来る人も多く、全体的に相談件数が増加傾向にある。	今後は、より一層相談事例が多くなることが予想され、現状の体制での対応を維持しながら、よりよい相談体制について検討をする。	高齢者の相談の増加、ニーズの多様化に対応するため、地域におけるネットワークを構築、相談体制の整備を検討する。	現状のまま継続
3,593	B	高齢者虐待等の人権侵害にかかわる相談件数が増加傾向にある。	今後も相談が増加することが予想されることから、現状を維持しながら対応をして行くほか、対処してくれる弁護士との協力体制を構築していくこととする。	高齢者の権利擁護のため、専門的、継続的な支援をする体制づくりを検討していくこととする。	現状のまま継続
6,563	B	支援事業の充実のためには、介護支援専門員と医療機関を含めた関係機関とのより一層連携が必要となっている。	連携会議の内容の充実や開催回数を増加を図る。	包括支援センターと事業所の連携は、今後においても不可欠であり、事業所に対する色々な勉強会等を行う必要があることから、よりよい事業の展開に向けて工夫をしていく。	現状のまま継続
110	B	認知症サポーターの講習を受けた方に対し、更なるステップアップをしてもらう事業の展開を考える必要がある。また、今後の展開について考えていかななくてはならない時期に来ている。	サポーターとなってくれた方と一緒にどのようなことができるのかを考え、今後、介護保険計画に計上するほか、行方不明となった方の早期発見につながるネットワークの構築が必要である。	本年度新たな展開の一つとして、認知症高齢者SOSネットワークを関係機関とともに構築することができた。今後においては、より関係機関との連携を図るために、模擬訓練を行うほか、サポーター養成講座については、内容を変えた講習を行っていく。	現状のまま継続

# < 資料3 >

## 平成25年度事務事業評価結果一覧

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
家族介護継続支援事業	福祉課地域福祉係	常時寝たきり状態で要介護3・4・5に認定された常時紙おむつが必要と認められる高齢者又は特定疾患患者	在宅で常時紙おむつを必要とする者の介護者に対し経済的負担を軽減する。	申請に基づき、1人1日当たり3枚の紙おむつを現物支給する。
地域自立生活支援事業	福祉課地域福祉係	①65歳以上の独り暮らしの者で食事の用意が困難な者。 ②65歳以上の者のみの世帯で、食事の用意が困難なもの。 ③その他市長が特に認める者で、食事の用意が困難なもの。	食事の用意の困難な高齢者に対して、定期的に居宅を訪問して栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、当該高齢者の健康状態及び安否を確認する。	給食サービスを受けようとする者は、配食の時に不在となる場合に備えて、給食を保管する給食サービス事業協力員を選任した上で市長に利用の申請をする。市は、その決定を受けて、1週につき3回又は6回、夕食を戸口まで配食する。利用者は、1食につき500円を翌月末日までに納入する。
保健福祉施設管理運営等業務	介護保険課介護サービス係	市民	要支援・要介護者がそれぞれの能力や身体状況に応じて、できる限り自立した生活ができるよう、介護老人保健施設及び老人デイサービスセンターにおいて適切な介護サービスを提供するとともに質の良いサービスの向上を図り快適な環境を保持するための施設の適切な維持管理を行う。	介護老人保健施設等の充実
訪問看護事業	介護保険課介護サービス係	在宅で療養される要支援・要介護者	本人や家族の希望により在宅で療養される要支援・要介護者等に対して、主治医の指示に基づき病状や障害の観察や医療措置等の療養上の世話、清拭や身体の清潔保持を行い可能な限り居宅において自立した生活が出来るよう支援する。	訪問看護によるサービスを提供する。
居宅介護支援事業	介護保険課介護サービス係	要介護認定を受けた高齢者	要介護者の能力や身体状況に合わせて必要な介護サービスを提供できるようにするため介護支援専門員が介護サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行い、可能な限り自立した生活を継続できるよう支援する。	利用者宅への訪問、居宅サービス計画の作成、介護サービスとの連絡調整及びサービス担当者会議の開催
地域包括支援事業	介護保険課介護サービス係	高齢者	要支援者の心身機能の維持向上のため、介護予防サービス等の提供に必要な調整を行うとともに介護が必要な状態になる恐れのある高齢者に対するケア、介護予防のための普及啓発を行う。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう介護サービスを始めた高齢者に関わる保険、医療、福祉等の各種サービスへ結び付けるため、高齢者の総合相談や権利譲渡、虐待防止のための事業、介護支援専門員への情報提供・連携促進のための事業を実施する。	介護予防サービスの提供他

5 教育・文化

(1) 生涯学習

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
社会教育委員活動事務	生涯学習課生涯学習係	社会教育委員	社会教育委員の活動に対し支援することにより、社会教育行政を推進する。	社会教育委員は、本市の社会教育に対する立案や助言を行うため、他市町の諸施設・活動の視察、住民の意識調査などを行い、社会教育行政や生涯学習社会の実現に向けた課題等の研究を行う。

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
1,061	A	介護保険事業の一つとして、厚生労働省の地域支援事業実施要綱に基づき実施しているが、支給対象基準に該当しない高齢者も、実際には紙おむつを使用しており、該当するかしないかで経済的負担の差が生じている。	全ての希望者に対応するには、基準の改正が必要であるが、安易な紙おむつの使用につながるおそれもあることから、他市の状況も調査し検討していく必要がある。	高齢人口が増加する中、在宅介護者の家庭における経済的負担を軽減できるため継続して実施していく。	現状のまま継続	
8,843	B	現制度では、食事を用意することができない高齢者のため、買い物ができる高齢者は対象外となっているが、栄養管理上、料理を作れず惣菜を買っている男性高齢者の対応が必要である。また、年金生活者にとって利用者負担が家計上負担になっている。生協が同様のサービスを公費負担なしで実施し、本市よりも利用者負担が少ない。	他市のサービス内容、利用料金の状況を把握する。対象者の動向や民間サービスの動向を把握し、よりよい方法を検討する。	食事の用意が困難な利用者に対し配食を通じ安否の確認などで安心な生活を過ごせるよう継続して事業を実施する。なお、民間サービスの動向も把握していく。	現状のまま継続	
422,558	B	全国的に看護師をはじめとしたスタッフの確保が難しいこと、また、本体施設と別館が離れているため効率が悪くことが課題となっている。	安定的な運営をするため、スタッフ確保に努める。	短期間ではなく長期的な展望に立ち待機者の状況を見極めながら、今後の施設としての方向性を判断する必要がある。	現状のまま継続	
536	B	訪問看護希望者が増加傾向にあるが、介護報酬が低いため、事業として収益を上げることが難しい。	今後新たな民間事業者の参入が望めないことから、現状の体制を継続していくこととする。	訪問看護は必要があるものの、市内全体の需要に対処できる事業所がないことから、民間事業者の動向を把握しながら現状の体制で継続していく。	現状のまま継続	
495	C	廃止に向け、受持ちしていた利用者を市内事業者へ振り分けを完了し、現在受持ちしている方はいない。市内事業所のケアマネジャーの数は決まっていることから、介護認定者数の動向をみる必要がある。	平成23年度より受持ち者をもっていない状況であり、人手の不足している包括事業の支援や介護予防認定を受けた方を受持ちしている。近隣に芦別市を範囲としている居宅介護支援事業所があることから、連携を図っていく。	現在の介護保険事業計画が平成26年度までとなっているので、平成26年度末をもって廃止できるよう準備を進める。	現状のまま継続	
4,908	A	地域包括支援センターを利用されたことのない高齢者からの認知度が低い。	市民に対し、地域包括支援センターのPRを行うとともに、よりよいサービスの提供ができるよう市内の資源把握、求められるサービスの調査、ネットワーク作りを力を入れていく。	平成24年度においては、高齢者見守りガイドブック及び認知症高齢者SOSネットワークに係るパンフレットを作成しPRを図ったものの、今後、ますます高齢化社会が加速していく中で、地域包括支援センターが行う事業はより重要となってくる。今後も、運営協議会の意見はもとより、市民からの意見を踏まえながら、また、社会情勢を見極めながら適切な運営に努めていく。	現状のまま継続	

① 社会教育の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
208	C	年2回の会議だけでは、社会教育に関する計画立案、情報交換が不十分である。	討議の機会を増やし、事業計画立案等自主的な活動をする場面を作る。また、各研修会等に参加し、学習の場を広げる。	今後は年2回の会議の他、定例会議を行い、委員の活動・学習の場を広げる。また、さらに各種社会教育事業に参加してもらうことにより、次年度以降の計画に反映させるなど検討を図る。	見直して継続【改善】	

# < 資料3 >

## 平成25年度事務事業評価結果一覧

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
各種講座・教室等実施事業	生涯学習課生涯学習係	市民	市民の多様化する学習ニーズに応え、生涯学習の観点を踏まえながら、明るく豊かな郷土のまちづくりを図ることを目的とする。	各年齢層を対象とした講座・教室等を定期的に開催する。
各種大学等実施事業	生涯学習課生涯学習係	高齢者大学・大学院：60歳以上の市民 女性大学：18歳以上の女性	市民の多様化する学習ニーズに応え、生涯学習の観点を踏まえながら、明るく豊かな郷土のまちづくりを図ることを目的とする。	原則、月2回(5月から翌年2月まで)の頻度で開催し、市民に学習機会を提供する。
成人式実施事業	生涯学習課生涯学習係	成人該当者	新しい時代に向かって夢と希望を抱き、成人となる者の門出を祝うことを目的とする。	式典及び交流会を実施する。
学習活動情報提供事務	生涯学習課生涯学習係	市民	市民の自発的・自主的な学習活動を支援することを目的とする。	広報誌のほか、新聞、チラシ、ホームページ等の活用や生涯学習情報誌を発行し、学習活動に関する情報提供を行う。
市民会館・青年センター管理運営業務	生涯学習課生涯学習係	市民	社会教育の拠点施設として、市民への学習機会の場を提供する。	施設の利用拡大に向けて、市民会館及び青年センターの適正な管理運営をする。
図書館管理運営業務	図書館管理係	市民	図書館施設の維持管理及び施設周辺環境整備を行うとともに、図書館の運営について図書館協議会その他団体の協力のもと実施することにより、市民の教養と文化の発展に寄与する	適切な維持管理の実施、計画的な設備機器の更新、適切な図書館運営の実施
読書普及活動	図書館管理係	市民	図書館活動に関して、図書館法に則り各種事業を展開し、読書の普及に努める。	各種事業の開催により、利用者増を図る。
視聴覚ライブラリー運営事務	図書館管理係	市民	図書館活動の一環として、充実した視聴覚資料を提供することで、社会教育・学校教育の推進に努める。	ニーズにあった視聴覚資料を確保し、上映会の開催などにより利用者の増加を図る。

5 教育・文化

(1) 生涯学習

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
家庭教育講演会等実施事業	生涯学習課生涯学習係	家庭教育講座：小中学生及びその保護者 家庭教育講演会：一般市民	家庭教育の充実を図ることを目的とする。	家庭教育に関する学習機会の一環として、家庭教育講座及び家庭教育講演会等を行う。



総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定
118	B	多種多様化した学習ニーズへの対応、参加者の増を図ることを踏まえ、今後調査等を行う必要がある。	市民・地域ニーズの把握。市ホームページ及び広報等により情報提供をする。また、市民の要望をアンケート等により調査し、内容等の精査に努める。	市民のニーズに応えられるよう、事業内容の充実を図る。また、市民ニーズの高い講座については継続を図りながら、参加者の偏りを踏まえ、今後の展開については、講座の質と量について十分な検討が必要である。	見直して継続【改善】
133	B	多種多様化する学習ニーズに対応するため、高齢者大学と女性大学を一本化し、いかに自主的な学習活動につなげていくかが課題である。	市民や地域ニーズの把握、市内社会教育施設等の利用を進める。	大学等で習得した知識などを活用し、自主的な学習につなげられるよう努める。また、関係団体との調整を図りながら、両大学の一本化の検討を図る。	見直して継続【改善】
85	C	芦別市独自の演出を行い、出席者の増加に努める。	平成24年度から始めた、芦別の特産品試食について内容を検討し、ふれあい広場の内容を充実させる。	当面、目標の70%達成に向けて、参加者のニーズを把握し事業内容の充実を図る。また、出席率を高めるために、今後も参加者のニーズを把握するなどして、出席者の満足度を高める更なる取り組みが必要である。	見直して継続【改善】
-	C	多くの市民に情報誌の存在が認知されておらず、現在のマナビリーダーバンク、生涯学習や家庭教育に関する情報なども含めた情報の提供が必要である。	関係する係と連携し内容の充実を図るとともに、定期的に情報誌を作成し、市民に学習活動への支援体制を充実させる必要がある。	生涯学習、家庭教育等に関する情報を総合的に掲載し、新たな生涯学習情報誌として市民に情報提供する。また、新たな生涯学習情報誌の作成に向けて、今後、具体的な手段、手法の検討を深め早期に実現できるよう努める。	見直して継続【改善】
43,160	B	小・中学校の使用料が無料化になったが、今後も使用料等の収入を確保するとともに、老朽化している施設修繕等に対応していくことが課題である。	魅力ある事業の実施により利用者の拡大を図るとともに、老朽化による故障箇所等の修繕をし、良好な状態で施設を維持する。	使用料等の収入確保とコスト削減に努めるとともに、老朽化による故障箇所等の修繕をしながら、生涯学習の場を提供していく。	現状のまま継続
10,392	B	人口減少に伴う入館者の減少と、施設の老朽化に伴う整備・改修費用の増加が課題となる。	来館者が快適に図書館を利用できるように努力し、施設の適切な維持管理を継続する。	より多くの方に利用されることを目標として、施設の老朽化対策など、施設等のインフラ整備を行う。また、図書館協議会を通して先進地等を視察するなど情報を収集を図り、利用者のニーズに即した読書環境を整えていく。	現状のまま継続
4,281	B	人口が減少し、図書館入館者が減少している中で、貸出冊数の増加や絵本おはなし会などの事業への参加者が増加するなど一定の成果が得られている。しかし、新たな図書館利用者を増やしていくための方策について検討していく必要がある。	利用者のニーズにあった資料を整備するとともに、現在行っている各種事業の内容等を精査・検証していき、図書館を利用しやすい状況、読書活動の普及啓発を図っていく。	市内小中学校と連携し、移動図書館車を使った貸出文庫や学級文庫、学校向け図書館事業の積極的利用を促す。また、保健センターや子どもセンターと連携し、就学前の幼児への読書活動の推進を図るブックスタート事業やブックトーク事業を行うなど、子どもの読書普及活動を推進する。	現状のまま継続
223	B	一定数の利用はあるが、利用者が横ばい状態であるため、新たな利用者を増やしていくための方策について検討していく必要がある。	芦別の歴史的な映像資料など、利用者からの人気が高い資料を収集するするなどし、上映機会を増やすことや上映方法などを検討し、利用者の増加を図る必要がある。	芦別の地域情報や文化的記録に関する視聴覚資料について、資料収集を行い、一般公開する機会を設定するなど、収集資料の活用を広げる事業を検討する。	現状のまま継続

② 家庭教育の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定
90	C	芦別市PTA連合会等でも同様の講演会事業等を実施しているので、違った形での事業実施に努める。	平成25年度より、要する経費名を、家庭教育事業に変更し、家庭教育に関すること、親子での参加型の教室等の事業を行う。また、芦別市PTA連合会研究大会の事業に対し補助をし、会の活動の活性化に努める。	今後は、家庭教育全般につながる事業等を行い、家庭力の向上に努める。また、芦別市PTA連合会に対しても、会の運営を維持できるよう補助をする。	見直して継続【改善】

# < 資料3 >

## 平成25年度事務事業評価結果一覧

5 教育・文化

(1) 生涯学習

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
青少年育成事業	生涯学習課生涯学習係	青少年育成団体等	青少年の健全育成に有効な全ての活動に対し、支援協力するとともに、青少年健全育成につながるリーダーの育成や指導者養成等の青少年健全育成事業を実施する。	各種青少年育成健全育成事業を実施する。 青少年育成団体等の活動を促進するため、交付金、補助金を交付する。
青少年非行防止活動業務	生涯学習課生涯学習係	青少年、青少年センター職員(専門員・補導員等)	青少年の健全育成を目的に行う非行防止活動を効果的かつ総合的に推進する。	青少年センターを設置し、関係機関・団体との連携を密にし、協力しながら各種補導業務、環境浄化活動等に当たる。
青少年問題協議会運営事務	生涯学習課生涯学習係	市議会議員、関係行政機関の職員、学識経験者、公募による市民	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を図ることを目的とする。	青少年問題協議会会議(年2回)を開催し、青少年の実態を把握した中で施策を実施する。
青少年安全対策事務	生涯学習課生涯学習係	市民、事業所、関係団体	不審者による事件・事故の未然防止、被害の拡大防止・早期解決の手助けを行う。	青少年が事件・事故に遭遇し、助けを求めてきたときに、速やかに警察官の出動を要請を行うとともに、青少年の安全を確保するため、「子ども110番緊急避難所」を設置する。また、犯罪等を抑止するため、避難所のステッカーを作成し避難所の見やすい場所に掲示することや、青色回転灯装着公用車による巡回パトロールを実施する。

5 教育・文化

(1) 生涯学習

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
芸術・文化活動業務	生涯学習課生涯学習係	市民	地域に根ざした芸術文化を支援するとともに、市民が文化的活動に触れる機会や体験する機会を提供し、地域の芸術文化活動の活性化を図ることを目的とする。	市民が芸術文化に親しめるよう、芸術家・芸術文化団体の作品の展示場所や発表できる機会を提供するとともに、広く市民に知ってもらうよう周知する。

5 教育・文化

(1) 生涯学習

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
星の降る里百年記念館管理運営業務	生涯学習課百年記念館管理係	星の降る里百年記念館建物及び展示、収蔵品全般。	教育及び学術文化と地域の活性化に寄与するため、郷土の自然、歴史、文化に係るあらゆる文化財を収集、保管、調査研究し、展示や教育普及活動に活かし、合わせて学習情報の提供事業を行う。	建物本体及び設備機器の適正な管理を行い、収蔵している文化財の適切な保存を行う。また、展示物や収蔵品の調査研究に基づき、企画展や教育普及活動を実施する。

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
文化財保護事業	生涯学習課百年記念館管理係	指定文化財全般。	文化財の保護及び教育的活用を促進を図る。	適切な保護、保存を図るため環境を整備し、文化財の保護及び教育的活用を行う。

③ 青少年の健全育成

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
1,686	B	子どもの減少に伴い、事業の参加募集等が困難になってきている。学校への協力依頼等を行っているが、地域的に片寄った参加になっている。市民全体で関心を持ち健全育成していくことが必要である。	従来の青少年育成事業を見直し、市全体に青少年を育成しているよう周知徹底に努め、青少年リーダーの育成・指導者の養成に力を入れる。	今後子どもの減少に伴い、青少年育成連絡協議会・各育成連合等と協議をし、事業の見直しを検討すると共に、地域性を生かした事業展開も含め、青少年健全育成に努める。また、全市的に参加者が増加するよう、具体的に事業の見直しを早期に進めていく必要がある。	見直して継続【改善】	
742	A	各町内会からの推薦により補導員を任命しているが、年々欠員が増えており、また、仕事等により街頭補導活動に従事できない補導員もいる。	補導員が欠員している町内会に対して、継続的に推薦依頼をする。また、青少年が健全に成長することのできる環境づくりのために、関係機関との連携を図っていく。	青少年センターを中心に、警察・学校等の関係機関と連携をとり、巡回補導等の強化を図り、非行防止活動に努める。	現状のまま継続	
104	A	青少年行政の報告が中心となっており、意見交換や連絡調整といった会議内容に発展してない。	青少年の非行防止等の課題を見つけ委員相互の意見交換を図り、さらに、連絡調整を図りながら、課題への対応に取り組む必要がある。	今後においても、青少年問題協議会会議に行政としての情報提供を図り、委員相互の連絡調整に努める。	現状のまま継続	
119	A	広報、市ホームページ等で「子ども110番緊急避難所」を募集しているが、新規事業所の募集がない。また、不審者が出没した際、職員によるパトロールと補導員への巡回強化で対応しているが、迅速に保護者や補導員に周知する術がない。	子ども達の安全を守るため、地域・学校等と連携を図り「子ども110番緊急避難所」の設置に努める。また、警察署と連携し避難所訓練の創意工夫を図り、各小学校・幼稚園・保育園での実施に努める。これに併せて、不審者が出没した際、補導員・専門員へ迅速に情報周知をメールによる一斉送信する必要がある。	緊急避難所の拡大を図るとともに、不審者が出没した際に補導員・専門員への情報提供を希望された方へメールによる一斉送信システムを作成したが、登録者が少ないことから、更に協力要請をし、配信登録者の増加に努める。また、補導員・専門員に限定することなく、保護者へのメール送信についても検討する必要がある。	見直して継続【改善】	

④ 芸術文化の振興

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
880	B	様々な芸術文化に触れる機会を提供しているが、減少している傾向にある。	市民が芸術文化に触れ合う機会を増やすため、事業等の積極的なPR活動を継続していく。	市民が気軽に芸術文化に触れ親しめる環境の整備や事業の展開を行う。	現状のまま継続	

⑤ 文化財の保護

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
8,169	A	展示活動と教育普及活動を充実させることにより、施設観覧者及び利用者の増加を図る。	新しい発想により魅力ある展示活動を行うとともに、市内外の学校・団体等と連携し、教育普及活動を展開する。	多角的・広域的視野から展示素材及び情報を収集し、展示活動と教育普及活動を充実させることにより、観覧者等の増加を目指す。	現状のまま継続	

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
5,579	B	新規指定文化財に関する情報収集と調査。	文化財候補に関する情報収集に努めるとともに、適宜、実地調査を行う。	新たな文化財候補を見出しながら、その文化的価値や重要性に関する教育活動を行う。	現状のまま継続	

# < 資料3 >

## 平成25年度事務事業評価結果一覧

5 教育・文化

(2) 学校教育

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
幼児教育推進事業	学務課総務係	市内私立幼稚園及び当該幼稚園に通園する園児の保護者	健やかで心豊かな子どもを育む幼稚園教育に必要な運営及び教育環境の整備及び幼稚園児保護者の経済的負担の軽減を図る	私立幼稚園に運営補助金を支給する。幼稚園が行う園児に係る入園料及び保育料を減免する事業に対して、就園奨励費補助金を支給し、保護者負担を軽減する。

5 教育・文化

(2) 学校教育

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
学校支援地域本部事業	学務課学校教育係	支援をする側(地域住民)、支援を受ける側(学校・教員)	いじめや不登校など青少年を巡る諸問題の発生の背景に地域の教育力の低下があげられており、学校現場では、教員の業務量の増加から教師が子どもと向き合える時間の確保が求められている。このため、地域全体で学校教育を支援する「学校支援ボランティア」の取組を推進し、学校と地域の連携体制を構築し、教師が子どもと向き合える時間の拡充を図る。また、地域住民が自らの知識や経験を生かす場を広げ、生涯学習社会の実現や地域の教育力の向上を図る。	学校が求める支援内容に対して、ボランティアを募集・登録(無償)し、学校の教育活動・学校行事等に対する支援を行う。
開かれた学校づくり事業	学務課学校教育係	学校運営(教育目標、教育計画など)	学校が家庭と連携・協力しながら、特色のある教育的活動を展開するとともに、学校評価の実施により学校の教育目標達成に向けて組織的・継続的な改善及び学校教育の質の保証・向上を図り、地域や社会に開かれた学校づくりを推進する。	各小中学校に、学校評議員(5名以内)を配置し、校長との意見交換及び評議員会議の開催を行い、学校運営や諸問題の改善を行う。また、中学校区を単位として学校関係者評価委員(各7名)を配置し、教育目標達成に向けた学校運営の改善を図る。
就学指導事業	学務課学校教育係	未就学児童(新入学児童)及び就学指導が必要な小中学校児童生徒	適切な就学指導を行うことにより、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育的支援を適切に行い、人間性豊かな児童生徒の育成を図る。	芦別市就学指導委員会の実施。
外国語教育推進事業	学務課学校教育係	小学校児童、中学校生徒	外国語(英語)を通じて、言語や文化についての理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、小学校においては、外国語(英語)の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養い、中学校においては、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養うことを目的とする。さらに他国の生活や文化などを体験したり、調査したりするなどの学習活動を行うことにより国際理解や国際交流を推進し、その充実を図ることを目的とする。	英語指導助手(AET)等のネイティブスピーカーや学校支援ボランティアを小中学校に配置し、授業の協力者として学級(教科)担任を補助する。



① 幼児教育の推進

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事業費	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定
14,305	B	国においては、少子化対策や子育て支援という観点から、毎年補助基準額を上げている。これに伴い、市が負担する補助金の額も増加しており、一方で、国の補助金が要綱上の額を満たしていないため、市の単独負担部分が多くなっている。また、幼稚園に対する運営補助金の交付による幼児教育の場の確保は図っているが、市としては、幼稚園以外の場面において、より積極的に幼児教育を推進していく必要がある。	就園奨励費補助金については、国に対して補助要綱に定める補助率を改正して「3分の1」とし、適切な補助を行うよう要請する必要がある。また、幼稚園、保育園、小学校とが連携して幼児教育の推進を図る体制をつくる必要がある。	就園奨励費補助金については、北海道市長会、北海道都市教育委員会連絡協議会などの団体と連携し、要請活動を実施していく。また、幼児教育の推進のための体制づくりを進める。	現状のまま継続

② 小中学校教育の推進

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定
221	A	学校におけるボランティア支援の要請はあるものの、それに見合った人材の確保や募集登録の活動が十分にできなかった。また、学校における活用についても、十分に行われなかった。一方で、この事業は、平成20年度から3年間、国の委託事業として実施してきたが、平成23年度からは原則として市の単独事業となったため、活動内容について、経費の負担を含めて検討しなければならない。	積極的な周知と募集活動を進めることにより、学校ニーズに対応できる人材の確保に努めなければならない。また、市の単独事業となっても、事業実施の効果は高いことから、最小の経費で効果を上げられるように取り組んでいく必要がある。	引き続き学校支援ボランティアの活動を市民全体に周知するとともに、学校が求める支援内容に合ったボランティアを積極的に募集し、地域の人材を活用できるように取り進める。また、今後も積極的にボランティアの募集を行うとともに、学校ニーズに対応したボランティアの発掘に努める。	見直して継続【拡充】
162	B	学校評議員と学校関係者評価委員会を活用し、地域や保護者の意見を取り入れ、開かれた学校づくりを進めてきたが、二つの組織に類似する点が多いことや、それぞれの人材を確保することが困難となってきた現状を踏まえ、このことから、組織の統合を検討していた。	学校評議員と学校関係者評価委員会の統合を進め、平成24年度中に規則、要綱等の改廃を行い、平成25年4月からの実施を実現した。	統合後の業務内容等について委員に対し周知徹底を行い、スムーズな移行を進めていく。又、各小中学校に対しても新評価委員制度について説明を行い、円滑な実施に努める。また、より開かれた学校づくりを進めるため、新評価委員制度を推進する。	見直して継続【改善】
2	B	就学指導委員会の活動は適切に実施されているが、審議結果に基づいた保護者との就学相談において、保護者の理解を得られずに児童生徒の状態に応じた適切な就学が実施できない場合が発生していることから、保護者に対する就学指導や相談対応について、より専門性を持った対応を検討していく必要がある。	未就学児童(新入学児)については、保健・福祉関係部局や関係機関との連携体制を構築し、保護者に対する就学指導や相談対応を早い段階から実施することにより、児童の適切な就学に結びつけるよう取り組む。また、既に就学している児童生徒については、学校において保護者と連携の上、必要な検査や調査を実施し、児童生徒の実情にあった就学指導、相談を行うようにする。	就学指導委員会を適切に開催し、関係機関との連携を図りながら、児童生徒の実態に応じた就学指導を実施する。	現状のまま継続
4,673	B	平成23年度からの小学校における学習指導要領の完全実施により、小学校における外国語活動の時間が増加したことから、英語指導助手の効率的な活用を図るほか、担当教諭が自ら研修を積み、授業の充実を図らなければならない。	中学校教諭との連携を図るとともに、英語指導助手に加え、平成25年度から国際交流員との2名体制とし、さらなる授業内容の充実を図る。	小学校における外国語活動の充実と中学校における外国語指導の充実を図るとともに、社会の国際化に対応するため、今後も英語指導助手等を配置する。	現状のまま継続

# < 資料3 >

## 平成25年度事務事業評価結果一覧

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
教職員研修・研究等推進事業	学務課 学校教育係	小中学校教職員	教育の成果の多くは、教師の指導力によるものであることから、研修活動の充実を図り、相互に研鑽しあう環境を構築し、教師としての深遠なる教育愛に満ちた指導力と資質の向上に努める。	学校及び教育振興会等各種教育諸団体における研修体制と事業の実施を支援する。 教職員に対して、各種研修会・講習会・セミナーなど資質の向上を目的とした研修・研究の機会を創出し、積極的な参加を奨励する。
教育課程管理事務	学務課 学校教育係	市内の各小中学校	学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導・助言等を行う。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市町村教育委員会に指導主事・その他の職員を配置しなければならないことから、「学校教育専任指導員」を配置し、各小中学校における教育課程の管理を実施する。
いじめ・不登校対策事業	学務課 学校教育係	小中学校児童生徒、保護者、教職員	不登校及びいじめ等の心の問題を解決するため、心の触れ合いを大切に、一人ひとりの児童生徒の個性の伸長を図りつつ、社会的な資質や能力・態度と自己指導能力を育成し、生徒指導の充実を図ることを目的とする。	・教育委員会の組織として、「適応指導教室」を設置し、学校に行くことができない児童生徒を受け入れ、専任指導員の指導の下に個別活動、集団活動、体験活動等を行うことによって、学習習慣とコミュニケーション能力を身につけ、対人関係の改善を図る。 ・学校における生徒指導校内委員会などの問題行動に対応する組織体制の機能を充実させるための指導・助言を行う。 ・関係機関(家庭児童相談員・児童相談所等)との連携を図り、問題行動の解決に当たる。 ・スクールカウンセラー(道事業)を活用し、教育相談体制を充実させ、問題行動の解決に当たる
学力向上事業	学務課 学校教育係	小中学校児童・生徒	次代を担う子どもたちのために、創意に満ちた調和と統一のある教育課程を編成し、児童生徒に基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の確かな学力を身に付けさせる。	全国学力・学習状況調査、市内統一学力テストの実施による児童生徒の学力の的確な把握とその結果分析を通じた指導改善の取組みを推進する。 また、基礎的・基本的な学力を身に付けるため、家庭学習の習慣化を進めることが必要なことから、児童生徒に家庭学習用ドリルワークの配布を実施する。
文化・体育活動振興事業	学務課 学校教育係	小中学校教職員、児童生徒	児童生徒の健康増進と体力の向上及び芸術に対する造詣を深め、自主性・協調性・責任感・連帯感などを育成し、他校との親睦を図る。	児童生徒の文化・体育振興行事開催を、教育振興会に委託し、実施する。 児童等対外競技、中体連体育大会、児童又は生徒の文化行事について、必要な経費を補助する。

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
1,433	A	校内における研修体制の充実は図られてきているが、専門機関や各種教育団体が実施する各種研修への参加については、教職員数の減少などにより校内体制が整わず困難な部分がある。学校課題の解決と児童生徒の指導に生かすことができ、すべての教職員が参加できる校内における専門的な研修を実施する必要がある。	校内研修を一層進めるため、学校講習会や市内公開研究会を継続的に実施していくこととする。	引き続き、校内研修を促進するとともに、複数校による共催実施や公開研究会にあわせた実施を促進し、研修参加者の増加を図ること。	現状のまま継続	
4	A	複雑・専門化する学校教育を適正に推進していくためには、教育現場にも明るく、専門的な知識を有する人材が必要であり、その能力の一部は、事務局職員にも求められている。	引き続き「学校教育専任指導員」を雇用することにより、学校に対する教育課程の管理や指導・助言を実施していく必要がある。また、事務局職員については、それぞれが自己研さんに努めることにより、専門性を高めていく必要がある。	学校教育専任指導員の配置により、市立学校の学校教育推進と教育課程の適切な管理ができており、今後においても同様な事務の推進が必要である。	現状のまま継続	
4	A	不登校となっている児童生徒は、ここ2、3年の中で減少傾向にあるが、不登校傾向の児童生徒は多数存在するのが現状である。また、いじめや非行行為などの問題行動もあり、学校と連携した予防的な取組を積極的に進めていく必要がある。	不登校が発生した場合の受け入れ先として適応指導教室を確保しながら、不登校だけではなく、スクールカウンセラーを配置していじめや非行行為などの防止についての市内における相談窓口としての役割を担えるよう、より一層機能の強化を図る。	引き続き適応指導教室における専任指導員、スクールカウンセラーを配置し、専門性を有する対応を図っていく。	現状のまま継続	
1,857	A	平成19年度からの全国学力・学習状況調査や市内統一学力テストへの取組結果から、基礎的・基本的な学力が十分に定着していない状況にあることがわかった。学校における指導方法のより一層の工夫等が求められる一方で、家庭における学習習慣が定着していないこともわかってきている。このため、家庭での学習習慣を定着させるための取組が必要である。	学校における指導方法として協力教授等によるチームティーチングの実施や習熟度別指導などの実施のほか、放課後や長期休業日を活用した補充的な学習の実施など引き続き取り組むとともに、家庭における学習習慣の確立のため、学校ごとに家庭学習の手引きなどを作成配布し、啓発するとともに、宿題やドリルワークなどを活用し、習慣化を図る。今後も引き続き全国学力・学習状況調査への参加及び市内統一学力テストを実施し、各学校における指導改善の取組みを推進する。	平成24年度の全国学力・学習状況調査の対象科目に理科が追加されたことから、市内統一学力テストにおいても理科を追加し、引き続き児童生徒の学力分析を行う。また、その結果に基づき、習熟度別指導、放課後や長期休業日を活用した補充学習、ドリルワークを活用した家庭学習などを実施し、確かな学力を身に付けさせる。	現状のまま継続	
1,837	B	教育振興会に委託して実施している文化・体育振興行事については、平成23年度及び平成24年度からの新しい学習指導要領の実施に伴い、授業時数の確保との関係で開催時数の確保が困難となってきている面があることや開催行事の内容の面から、実施内容を見直す必要があるが出てきている。また、中学校部活動に対する対外競技出場補助については、保護者が負担する経費の軽減についての要望があり、補助率の見直しを求められている。	教育振興会に委託している文化・体育振興行事については、教育振興会と協議を行い、開催内容の見直しを含めて検討する。また、中学校部活動に対する対外競技出場補助については、学校及び保護者と補助内容や補助対象とする範囲(大会)を含めて検討する。	児童生徒が市内において本物の芸術・文化に親しむ機会が少ないという現状を踏まえ、その機会確保を前提として事業内容の検討を進める。また、中学校部活動に対する対外競技出場補助については、学校及び保護者と補助内容や補助対象とする範囲(大会)を含めて検討する。また、学校統合に伴い、教育振興会の事業全体の見直しを図る。また、補助金の内容についても十分精査が必要である。	見直して継続【改善】	

# < 資料3 >

## 平成25年度事務事業評価結果一覧

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
特別支援教育推進事業	学務課 学校教育係	小中学校児童生徒及び教員	LD、ADHD、高機能自閉症等の障害及び学習面につまづきのある児童生徒に対して、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、当該児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育を通じて必要な支援を行う。また、特別支援教育コーディネーター(小中学校教員)を養成することにより、特別支援教育の更なる推進を図る。	特別支援教育推進員及び学習支援員の配置、特別支援教育コーディネーターの養成
教員住宅管理業務	学務課 総務係	市内公立小中学校に勤める教職員	老朽化している教職員住宅の営繕を主体とし、恒常的に適正な管理を実施することにより住宅の耐用年数延長及び居住の快適性を維持する。	教員住宅の管理
小学校管理業務	学務課 総務係	市内各小学校	各小学校の適切な管理運営を行い、教育環境の改善と充実を図る。	小学校の管理運営
小学校教育振興事業	学務課 学校教育係	児童及び教員	学習指導要領に基づいた教育活動を適切に実施することによって、基礎的・基本的な事項の確実な定着と確かな学力の向上を目指した学習指導の充実に努める。	教員により、一層、学習効果を高め、さらに指導方法の工夫改善を図るため、適切な教材・教具を選定し、活用した指導を行うとともに特別支援学級の在籍児童に対しても学習活動に必要な経費を支援する。
小学校就学援助事業	学務課 学校教育係	経済的理由のため就学困難と認められる児童の保護者	経済的理由のため就学困難と認められる児童に対し、教育の機会を確保する。	就学援助該当者と認定した者に就学援助費を支給する。
小学校情報化教育推進事業	学務課 学校教育係	児童及び教員	初等教育におけるコンピューター教育の充実を図る。	教員によりコンピューターを使った指導を行う
中学校管理業務	学務課 総務係	市内各中学校	各中学校の管理運営のため、教育環境の改善と充実を図る。	中学校の管理運営



総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
8,884	B	学習支援員による特別支援の実践は進んでいるが、人数に限りがあることから、学校からのすべての要望に対応することは難しい。	必要とする学校にそれぞれ学習支援員を配置できることが理想だが、星槎大学による人材の確保や財政負担の面からも難しい面があるため、各学校においての対応の工夫を求めながら、特別支援教育の充実に努める。	現状、小学校に2名の学習支援員を配置しているところであるが、中学校においても学習支援員の必要性が高まっていることから、学習支援員を1名増員し中学校に配置することで支援体制の充実に努める。また、各学校においては特別支援教育コーディネーターを中心として体制を整備し、特別支援教育を推進する。また、学習支援員の1名増員後の状況について、分析・検討を行い、今後の対応等を検討する。	見直して継続【拡充】	
1,219	B	建設年度からの経年により教員住宅が老朽化してきていることや空き住宅が増えていることから、今後の入居見通しを踏まえた維持管理の計画を立てる必要がある。	教員住宅の維持管理計画を立てるとともに、適時に適切な修繕等を実施することにより施設の維持、快適な入居環境の維持を図る。	新たな住宅の建設は行わず民間住宅の活用を基本として、小規模3校の統合後における入居見通しを踏まえながら戸数の縮小・整理を検討する。また、入居者からの修繕要望を把握し計画的な修繕の実施に努めることにより適正な維持管理を継続する。なお平成25年度中に全住宅の実態調査を行い、維持管理計画の策定に向けた準備を進める。また、維持管理計画策定にあたっては、売却等の視点も取り入れた検討が必要がある。	見直して継続【改善】	
48,585	A	建設年度からの経年により学校施設・設備の老朽化があり、大規模な修繕や取替等が必要となる時期を迎えている。	大規模な修繕や設備の取替等は、現状を把握しながら、年次計画を立て、適切に実施する。	適時適切に修繕等の対応を行い、安心・安全な学校施設の維持管理に努める。 また芦別市立小中学校配置計画において、複式学級を有する小学校3校(常磐、西芦別、野花南)については平成26年3月に閉校することになっているため市内小学校は2校体制となる。	現状のまま継続	
9,637	A	平成23年度から実施された学習指導要領に対応するための教材・教具を適切に確保し、児童の教育活動に支障が生じないように対応しなければならない。また、特別支援学級に対しても、対象児童の状態を適切に把握し、よりきめ細かい支援が必要である。	学校要望を踏まえ、必要な教材・教具を整備する。また、教育活動に支障を生じないように、今後もより充実した学習指導となるように対応する。	経費の節減に努めながら、学習指導要領に基づく教育活動の充実に努める。	現状のまま継続	
8,508	A	人口の減少や児童数の減少にもかかわらず、制度該当世帯数が減少せずに推移している。また、要保護児童に対して、新たな支給費目としてクラブ活動費、生徒会費などが追加されていることから、準要保護児童に対する対応の検討も必要となっている。	市内の経済状況が好転を見せない中で、準要保護世帯の認定基準(世帯収入が生活保護基準額の1.3倍未満)の見直しなどは困難である。一方で、新たな支給費目の追加については、他市町の動向も踏まえながら対応していく必要がある。	経済的理由により教育機会を奪われるようなことのないように、当面、現行制度を維持しながら、効率的に事業を実施する。	現状のまま継続	
9,464	A	現在、国においては、新たな情報通信技術戦略を策定し、教育の情報化を進め、デジタル教科書の普及や移行への動きを見せており、教員がコンピュータの操作や活用を習熟していることが求められ、研修機会を持つことも必要となる。	国の動向を注視しながら対応を図っていく。また、現在配置されているコンピュータ機器を十分に活用するため、教員の研修への参加を促していくほか、必要に応じて教育委員会が主催する研修会の実施についても検討していく。	構築したコンピュータ環境の効果的な活用を目指し、教員を対象とした研修会を実施する。	現状のまま継続	
34,565	A	建設年度からの経年により学校施設・設備の老朽化があり、大規模な修繕や取替等が必要となる時期を迎えている。	大規模な修繕や設備の取替等は、現状を把握しながら、年次計画を立て、適切に実施する。	適時適切に修繕等の対応を行い、安心・安全な学校施設の維持管理に努める。	現状のまま継続	

# < 資料3 >

## 平成25年度事務事業評価結果一覧

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
中学校教育振興事業	学務課 学校教育係	生徒及び教員	学習指導要領に基づいた教育活動を適切に実施することによって、基礎的・基本的な事項の確実な定着と確かな学力の向上を目指した学習活動の充実に努める。また、部活動は、自らの適正や興味・関心等を追及していく機会として有効であることから、その意義や役割を踏まえながら、学校における取り組みを支援する。	教員により、一層、学習効果を高め、さらに指導方法の工夫改善を図るため、適切な教材・教具を選定し、活用した指導を行うとともに特別支援学級の在籍生徒に対しても学習活動に必要な経費を支援する。
中学校就学援助事業	学務課 学校教育係	経済的理由のため就学困難と認められる生徒の保護者	経済的理由のため就学困難と認められる生徒の保護者に対し、教育機会の確保をする。	就学援助該当者と認定した者に就学援助費を支給する。
中学校情報化教育推進事業	学務課 学校教育係	生徒及び教員	中等教育におけるコンピュータ教育の充実を図る。	教員によりコンピュータを使った指導を行う
中学校教育振興事業	学務課 総務係	スクールバスを運行しない日に部活等のために登校する生徒の保護者	遠距離通学に係る通学費を補助することにより、保護者負担の軽減を図る	対象者に対して補助金を支出する
通学自動車運行事業	学務課 総務係	・小中学校の統合に伴い、通学校が変更となった児童生徒 ・上記のほか、徒歩による通学が困難な地域に居住する児童生徒 ・学校行事等のために通学時以外での運行を要請する小中学校長	小中学校の統合に伴う児童生徒及び徒歩による通学が困難な地域に居住する児童生徒の通学手段を確保する。また、学校行事等のために通学時以外にスクールバスを運行することにより、学校教育の円滑な実施に資する。	・小中学校の統合に伴い、通学校が変更となった児童生徒に対しては、市で購入したスクールバスを業者へ貸与し運行を委託する。 ・徒歩による通学が困難な地域に居住し、かつ、その居住地がスクールバスの運行経路上にない児童生徒に対してはスクールタクシーを運行する。 ・学校行事等のための通学時以外の運行は、スクールバスの委託業者と別途契約し運行を委託する。
体育振興事業	学務課 学校教育係	児童生徒	児童生徒の冬期間における体力増進を図る。	小中学校におけるスキー授業に伴い利用するスキーリフト使用料の全額を負担する
学校プール管理運営業務	学務課 総務係	市内小学校の児童及び教職員	児童各自の健全な育成及び水泳能力に応じた指導を行うため、学校プールの安全と運営管理の強化を目指す。	学校プールの安全確保に配慮した管理運営を図る。

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定
7,569	B	平成24年度から実施される学習指導要領に対応するための教材・教具を適切に確保し、生徒の教育活動に支障が生じないように対応していかなければならない。また、特別支援学級に対しても、対象生徒の状態を把握し、よりきめ細かい支援が必要である。	学校要望を踏まえ、必要な教材・教具を整備する。また、教育活動に支障が生じないように、今後もより充実した学習指導となるように対応する。	経費の節減に努めながら、学習指導要領に基づく教育活動の充実に努める。	現状のまま継続
10,603	A	人口の減少や生徒数の減少にもかかわらず、制度該当世帯数が減少せずに推移している。また、要保護生徒に対しては、新たな支給費目としてクラブ活動費、生徒会費などが追加されていることから、準要保護生徒に対する対応の検討も必要となっている。	市内の経済状況が好転を見せない中で、準要保護世帯の認定基準を見直すなどの制度改革は困難である。一方で、新たな支給費目の追加については、他市町の動向も踏まえながら対応していく必要がある。	経済的理由により教育機会を奪われるようなことのないように、当面、現行制度を維持しながら、効率的に事業を実施する。	現状のまま継続
8,069	A	現在、国においては、新たな情報通信技術戦略を策定し、教育の情報化を進め、デジタル教科書の普及や移行などの動きを見せており、教員がコンピュータの操作や活用を習熟していることが求められるため、研修機会を持つことが必要となる。	国の動向を注視しながら対応を図っていく。また、現在配置されているコンピュータ機器を十分に活用するため、教員の研修への参加を促していくほか、必要に応じて教育委員会が主催する研修会の実施についても検討していく。	構築したコンピュータ環境の効果的な活用を目指し、教員を対象とした研修会を実施する。	現状のまま継続
168	B	補助の対象となる児童生徒数は少ないが、遠距離通学しなければならぬ現状から考えると制度は継続しなければならない。	新入生・転居者についての的確な情報収集を行って補助対象者への周知漏れがないように努める。	保護者負担の軽減を図るため、条例に基づいた適正な補助金交付事業を継続していく。	現状のまま継続
11,671	B	現有のスクールバスについて、購入年度や運行距離などから老朽化が進んできているため計画的な更新が必要となる。また、学習活動や学校行事による利用回数が増加する傾向にあり、通学時以外の利用希望に対して十分に対応できない場合がある。	現有車両の状況や対象児童生徒数を考慮しながら、計画的にスクールバスを更新していく。また、通学時以外の利用についても、学校と調整の上、できるかぎりの対応を図る。	市がスクールバスを所有し、運行業務を委託する形式によることから、経費の節減にもつながることから、今後も現状どおりの体制で事業を進める。老朽化の状況、統廃合の状況等を見定め、スクールバスの更新を検討する。また、小学校の統合に伴う運行経路の見直し、増便について調整を行い統合によって通学に不便が生じることがないように適切な運行に努める。	現状のまま継続
798	B	各学校の教育課程に従って実施されているが、体育授業の授業時数等により、スキー授業実施回数が限られるほか、滑走技術の向上のための指導者確保が課題となっている。	冬期間における児童生徒の健康増進と体力の向上を図るため、スキー授業の継続実施を進めていく。また、学校支援ボランティア等を活用し、指導者の確保を図り、専門的な技術・知識に基づく指導を行う。	冬期間における児童生徒の健康増進と体力の向上を図るため、学校の教育課程に基づき引き続き実施していく。	現状のまま継続
7,273	B	小学校各校に学校プールが設置されているので円滑に授業を実施できているが、設備の老朽化が進んでおり修繕費用がかかるため、学校プールの統合など効率的な運営ができないかの検討が必要である。なお野花南小学校プールについては、水槽の水漏れにより使用不可能となり平成24年度から閉鎖している。	学校プールを統合するためには学校間での利用調整や移動手段の確保などの課題があり、現状において統合等の対応を取ることは困難であると判断している。野花南小学校については、西芦別小学校プールを利用することとしスクールバスを運行する。また設備については、ろ過器の取替えなど必要な修繕を適切に実施する。	複式学級を有する小学校3校(常磐、西芦別、野花南)は、平成26年3月に閉校しプールも閉鎖する予定であるため、平成26年度からのプール管理は2校になる。閉校後は、各地域から統合先学校のプールまでの移動手段として夏休み中に限ってスクールバスを運行する予定である。また、学校プールの適正な管理を進めていくため、老朽化等の修繕については、必要に応じて対応していく必要がある。	現状のまま継続

# < 資料3 >

## 平成25年度事務事業評価結果一覧

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
学校給食事業	給食センター管理係	小中学校 児童・生徒等	「学校給食法」に基づき、安全で栄養バランスのとれた食事を提供することにより、児童・生徒の心身の健全な発達に資するとともに、学校給食を通して児童・生徒に日常生活における正しい食習慣と協同の精神を身につけさせる。また、学校給食センター施設の適正管理により、安心、安全な給食を提供する。	①衛生管理責任者である栄養士を中心に、学校給食衛生管理基準に基づく食中毒防止等の管理体制の改善を図る。②施設・設備等に不具合箇所が発生してきているため計画的な維持補修を行う。

5 教育・文化

(2) 学校教育

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
高等学校教育推進事業	学務課総務係	当該私立学校の経営に携わる者、及び、通学、スクーリング等に活用する者。(平成25年度より対象を私立学校から市内高等学校に拡大)	私立学校の振興発展及び教育の充実に資する。	私立学校の運営補助、及び修学者又はその保護者の助成。
高等学校教育推進のための奨学金貸付事業	学務課総務係	高等学校等へ修学し、奨学金を必要とする者	高等学校等への修学が困難な者に対して、修学を奨励し等しく教育を受ける機会を与える。	高等学校等への修学が困難な者に対する奨学金の貸付

5 教育・文化

(2) 学校教育

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
高等教育機関支援業務	企画課まちづくり推進係	市内の高等教育機関	本市が誘致した北日本自動車大学校及び星槎大学の支援策として、北海道内の高等学校を訪問し、学校のPRと学生募集活動を行い、入学者の確保に努める。	北海道内の高等学校を訪問し、進路指導(進学)の教諭に北日本自動車大学校の概要及び本市の支援制度について説明し、自動車関係の進学状況についての聞き取り調査と学校のPRを行う。星槎大学については、大学の概要説明を簡単に行い、生徒及び教諭へのPRを依頼する。
専門学校・大学による高等教育推進事業	学務課総務係	当該私立学校(星槎大学・北日本自動車大学校)の経営に携わる者、及び、通学、スクーリング等に活用する者。専門学校等に修学し奨学金を必要とする者。	私立学校の振興発展及び教育の充実に資する。専門学校等への修学が困難な者に対して、修学を奨励し、職業に必要な能力を育成する。	私立学校への運営補助、及び修学者またはその保護者への助成。専門学校等への修学が困難な者に対する奨学金の貸付。



総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
106,008	A	喫食率の向上(残食の減少)を目指すこと、及び老朽化した施設の計画的な維持補修、調理器具の更新により食中毒等の事故を防止するため衛生管理を徹底する。	喫食率向上については、平均して1割弱程度の残食が発生していることから、毎月全職員による献立会議を開催し、反省と対応について協議を実施し児童・生徒の嗜好に合わせるなど調理方法の改善をおこなっており、新メニューの開発などにより喫食率向上を目指している。また施設の維持補修、調理器具の更新については、故障等により調理が滞ることがないよう計画的な予算確保をおこないながら実施する。	学校給食は、児童生徒の基準的な栄養価を算出し、成長に合った栄養価で提供しているものであるが、喫食してもらわなければ無意味となってしまうことから、嗜好と栄養価のバランスを取るための調査などを今後も実施し、新メニューを絡めながら子供たちに受け入れられる給食を提供できるよう今後とも努めるものである。施設設備の維持補修、更新については、より正確な実態把握に努め実施する。	現状のまま継続	

③ 高等学校教育の推進

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
596	B	私立学校への支援は効果を上げているものの、少子高齢化により、芦別高校の入学生確保及び間口の維持が課題となっている。	芦別高校のコース制の導入など特色ある教育課程をPRするとともに、入学生の確保に向けて市の独自施策を講じる。	芦別高校における入学生確保、保護者の負担軽減を図る観点から、芦別高校修学費助成条例を制定し、通学費助成・検定試験等受験料助成を平成25年度から実施していく。また、平成25年度から新たに制定した助成制度のPRに積極的に努めるなど、入学生の確保を図る必要がある。	見直して継続【拡充】	
144	B	公立高校授業料無償制が導入されたことにより、本事業の必要性がなくなった。	条例を改正し、平成23年度から高校生を貸与対象外とした。	高校生に対する貸与は平成22年度に契約した分の貸付が平成24年度で終了したが、大学・短大、高等専門学校及び専修学校の在学生に対する他の奨学金制度とあわせ、国の動向に関する情報収集や住民ニーズの把握に努める。	終了	

④ 専門学校・大学による高等教育の推進

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
179	A	少子高齢化による本市の人口減少及び道内主要都市に開校している自動車整備士養成学校へ学生が流出している中で、現状の学校支援策で今後も学生を確保していくことができるかが課題である。	教育委員会が所管する修学奨励金、市の奨学金制度の継続はもちろんのこと、企画課として学生募集活動の見直しや強化、また、看板設置や市ホームページ等でのPR支援を推進し、北海道をはじめとした関係機関への要請活動を進めていくこととする。	とりわけ北日本自動車大学校については、入学生の確保が喫緊の課題であり、これに関して道立高等技術専門学院の存在が大きく影響していることから、道内の関係する専修学校などとの連携を図り、北海道に対し要請等を進めていく。	見直して継続【改善】	
5,319	B	入学生の確保が課題である。	学校の特色ある教育活動をPRするとともに、入学生の保護者に対する修学奨励金の交付や専修学校奨学金の貸付など、市の独自施策を周知する。	引き続き、学校法人の運営に関する補助を行うことにより安定的な運営を支援するとともに、入学生の確保対策の一つとして修学奨励金の交付や専修学校奨学金の貸付制度を継続する。また助成制度の見直しや新たな助成制度の創設を含め、入学生の確保につながる効果的な支援のあり方を検討する。また、効果的な支援の在り方について早急はその方向性を示す必要がある。	見直して継続【改善】	

# < 資料3 >

## 平成25年度事務事業評価結果一覧

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
大学等による高等教育推進のための奨学金貸付事業	学務課総務係	大学等へ修学し、奨励金を必要とする者	大学等への修学が困難な者に対して、修学を奨励し、等しく教育を受ける機会を与える。	大学等への修学が困難な者に対する奨学金の貸付け

5 教育・文化

(3) スポーツ

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
スポーツ推進委員事務	体育振興課体育振興係	市民	各種団体の育成や市民がスポーツについて理解を深め、スポーツの普及・発展・体力の増進を図る。	スポーツ推進委員として必要な熱意と能力並びにスポーツに関する深い関心と理解を持つものを委嘱し、市民の求めに応じて、スポーツの実技指導や市主催スポーツ行事・事業等の協力やそれらの打合せを含め毎月行っている定例会議等により市民にスポーツに対しての啓発を行う。
スポーツ教室開設事業	体育振興課体育振興係	市民	日頃スポーツのできない市民の運動不足を解消するため、スポーツの普及、健康増進を図る。	年齢に合わせた各種スポーツ教室を開催し、日頃スポーツとふれあいのない市民の参加を促す。
健康都市宣言等事業	体育振興課体育振興係	市民	健康都市宣言記念大会等において各種スポーツ大会を開催し、スポーツを通して健康づくりを行なうとともに、本市の社会体育の振興を図り、各種団体の育成や市民が楽しめるスポーツの普及・発展・体力の増進を図る。	健康都市宣言記念大会等において各種スポーツ大会を開催し、より多くの市民の参加を促す。
B&G海洋センター事業	体育振興課体育振興係	市民	水泳・海洋性スポーツ等を通じて水泳技術の向上と健康・体力づくりを推進するとともに、地域住民相互のふれあい交流の場の提供を図ることを目的とする。	B&G海洋クラブ・芦別市水泳連盟・B&G財団と連携を取りながら、水泳教室、大会等の派遣事業を実施する。
各種体育団体助成事業	体育振興課体育振興係	芦別市体育協会、芦別市体育協会加盟団体、芦別市体育協会に加盟する芦別市スポーツ少年団本部に登録された単位スポーツ少年団	各種体育団体の育成及びスポーツ振興を図ることを目的とする。	各種体育団体に対して、交付金または補助金を交付する。
各種スポーツ大会等招致事業	体育振興課体育振興係	市内外スポーツ選手、観戦者	各種スポーツ大会等を招致することにより、市民をはじめ市内外のスポーツ関係団体及び教育関係者等にスポーツへの関心を高める、スポーツの魅力やすばらしさを学ぶ機会を与えることができ、さらなる市民のスポーツ意識の高揚を図ることができる。	各種スポーツ大会を開催し多くの市民に観戦を促す。
学校体育施設開放事業	体育振興課体育振興係	市民	市民の心身の健全な発達及び体育の普及振興の効果を図るため、市民に対して、スポーツを行う場を提供し、体力・健康を増進することを目的とする。	地域住民のスポーツの活動の場として、学校開放施設を有効に利用するため市町村が設置する小学校、中学校の体育施設を地域住民に開放する。
各種社会体育施設管理運営業務	体育振興課体育振興係	市民	市民の心身の健全な発達及び体育の普及振興の効果を図るため、市民に対して、スポーツを行う場を提供し、体力・健康を増進することを目的とする。	各種社会体育施設の現状・利用状況等を把握し、市民がより快適に利用できるよう適切な管理運営を行う。

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
9,192	B	平成23年度からは専門学校生も貸与の対象とし対象者の拡大を図ったところであるが、全体の貸与希望者数は横ばい状態となっている。	本事業のPRは、市のホームページ、広報及び芦別高校生の保護者に対して行っているが、民間団体が行う奨学金制度の動向を把握し、確実に保護者に周知できる時期や方法を工夫してさらなる周知に努める。	平成23年度から新たに貸与対象者とした専門学校生については徐々に貸与希望者が増加してきていることから、対象範囲の拡大によって貸付実施人数の増加が図られ修学の奨励に寄与することができる。	現状のまま継続	

① スポーツの振興

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》		
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定	
272	B	時間的な制約もあり、スポーツ推進委員だけでは、社会体育に関する諸計画の立案、情報交換を行うには不十分な環境にある。	毎月の定例会議の開催を継続する中で、上記の環境を改善するための方策を検討していく。	スポーツ推進委員から出された意見を基に教育委員会と推進委員と共同で各種スポーツ教室のあり方を検討する。	現状のまま継続	
292	B	スポーツ教室参加者が年々減少しており、中止となる教室があり、参加者の確保に苦慮している。	市民に興味を引く内容の周知方法を検討すると共に、市民のニーズにあった教室の開催を図り、健康づくりに関する教室については健康推進課と連携し有効な教室の開催を図る。	より多くの市民が参加できるよう事業の企画運営を行い、スポーツの普及、スポー技術の向上、健康づくりに繋げていく。	現状のまま継続	
816	B	従来の各種スポーツ競技大会の参加者が減少している。	従来の各種スポーツ協議大会を廃止し、多くの市民が参加できる住民参加型イベントを実施する。	これまでの健康都市宣言事業を見直し、健康づくりを重点に置いたイベント型事業に転換していく。また、健康都市宣言事業の在り方について、関係部署との連携し、抜本的な見直しを検討する必要がある。	見直して継続【改善】	
1,092	B	水泳教室の参加者が減少していること、施設の老朽化が課題である。	老朽化による故障箇所の処理を行うと共に、従来の水泳教室に加え安全教室を取り入れたものや健康に配慮した多様なメニューを検討し利用者の増加を図る。	更なる利用者増加と計画的な施設修繕に向けて関係機関と連携し対策を講じていく。	現状のまま継続	
717	B	少子高齢化による競技人口の減少から、活動を休止する団体があるなどスポーツ団体の会員数の減少が問題となっている。	スポーツ少年団をはじめとした底辺拡大を図り、スポーツ団体の知名度を向上させ、より有効的な補助金の活用を図っていく。	引き続き各スポーツ団体に対して補助等の交付による助成、支援を行い、市民スポーツの振興、健康増進に努めていく。	現状のまま継続	
2,192	B	大会等の招致、開催にあたっては、職員の人的不足や各競技種目別における大会運営の経験不足が問題となっている。	大会等の招致、開催にあたっては、スポーツ競技団体との連携を図り人的支援体制を整えるとともに、ノウハウの取得のために各種大会等の視察を行うなど体制を整備する。	市民のより一層のスポーツ意識の高揚を図るため、大会等の誘致活動を積極的に展開する。	現状のまま継続	
676	B	利用団体からは活動場所及び活動回数の拡充の要望が寄せられており、学校側との対応が課題である。	活動場所等については限定されていることから、利用団体との意見交換を行い、場所や回数等の調整を図る。	開放校における利用団体との調整を図り、市民の健康づくりに繋げていく。	現状のまま継続	
20,930	C	利用者数が減少しており、それに伴い使用料収入も減少している。また、施設の老朽化が目立っており、それらの維持も課題である。	維持費が増加する傾向にあることから、施設の統廃合を検討していく。	使用頻度の少ない施設の存廃を検討すると共に、施設の修繕に努め有効利用を図る。	現状のまま継続	

## < 資料3 >

### 平成25年度事務事業評価結果一覧

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
総合運動公園維持管理業務	体育振興課体育振興係	大会・合宿及び一般利用者などの体育施設利用者	市民の心身の健全な発達及び体育の普及振興を図るため、スポーツを行う場を提供するとともに、地域のスポーツ振興と交流人口の拡大を図る。	各体育施設の利用状況を把握し、市民利用のほか、大会や合宿の受入等適切な管理運営を行う。

5 教育・文化

(3) スポーツ

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
合宿振興事業	体育振興課体育振興係	本市で合宿を行う団体	各種スポーツ・文化団体による合宿の誘致・受入れを通じ、選手・スタッフが快適に練習に専念できる環境を提供するとともに、本市のスポーツ及び文化の振興並びに地域の活性化に努める。	後援会との連携による全日本、実業団クラスの受入れのほか大学・高校等の合宿が快適に練習するための環境づくりとして宿泊交流センターの適切な管理運営を行う。

5 教育・文化

(4) 国際交流

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》		
		対象	意図	手段
国際交流促進事業	企画課秘書係	市民、道内在住の外国人青年等	国際化の著しい進展により、地域レベルや草の根レベルでの国際交流が活発化するなか諸外国との関わりが日常的で身近なものとなり、地域においても国際化に対応した環境づくりを進め、世界に開かれた地域社会の形成を図ることが必要となってきていることから、地域住民の諸外国に対する知識や国際意識の向上を推進する事業の展開を積極的に行うものである。	各種国際交流イベントの開催、姉妹都市との連絡調整



総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》	《評価(Check)》	《改革・改善(Action)》			
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定
71,769	B	各施設とも供用開始から10年以上経過し経年劣化による建物、機器類及び付帯設備の破損、故障が増え、芝生についても、緑色部と床土の表面との間(地際)に刈芝、枯れた芝の根、茎、葉が堆積し芝の成長を阻害している。	利用者に不便をかけないために施設、付帯設備の状態を把握し、施設の修繕計画を策定し年次的、計画的に施設の改修を取り進める。	市民が快適にスポーツができるよう施設の維持管理に努める。	現状のまま継続

② スポーツ合宿の推進

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》	《評価(Check)》	《改革・改善(Action)》			
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定
7,390	B	市民利用と合宿利用とのバランスなど市民サービス提供の側面と政策としての合宿活用の側面が混在していること、また合宿支援体制のあり方等が問題となっている。	他の自治体の情報収集をするとともに、合宿の里推進協議会をはじめとした関係団体との協議を進めていく。	新規合宿、大会等の誘致活動に積極的に展開するとともに、体育施設、宿泊施設の有効活用を含めた今後の合宿の在り方について検討していく。また、今後の合宿受け入れ事業の在り方については、総合的な見地から検討する必要がある。	見直して継続【改善】

① 国際交流の促進

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

《実施(Do)》	《評価(Check)》	《改革・改善(Action)》			
事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	総合判定
3,759	B	本市の国際交流員は国際交流関係事務をはじめとし、市民への外国語指導、異文化理解のための交流活動、外国人観光客の誘致業務等、幅広い分野を職務としている。現在、地域住民を対象とした英会話教室や国際交流講座を中心に行っているが、活動している場が限られているのが課題である。また、姉妹都市交流事業は、芦別市側からの交流が大きく、シャーロットタウン市側からの交流の充実が課題である。	秘書係の国際交流・姉妹都市交流事業への協力体制を堅持し、平成25年度から国際交流員を教育委員会生涯学習係に配置転換したことから、市民に対する語学指導、異文化活動及び国際交流・姉妹都市交流事業が拡充された。また、姉妹都市交流の現状(シャーロットタウン市への中学生派遣事業に対する国際交流協会の経費負担が大きいことやシャーロットタウン市からの受け入れが長年にわたり実施されていないこと等)を検証し、今後の展開や方向性について見直しを図っていく。	姉妹都市交流事業は、これまでの交流経過や国際交流協会との関わりなど総合的に検証したうえで、都市間交流のあるべき姿を模索していく必要がある、今後の展開や方向性について見直しを検討する。	見直して継続【改善】